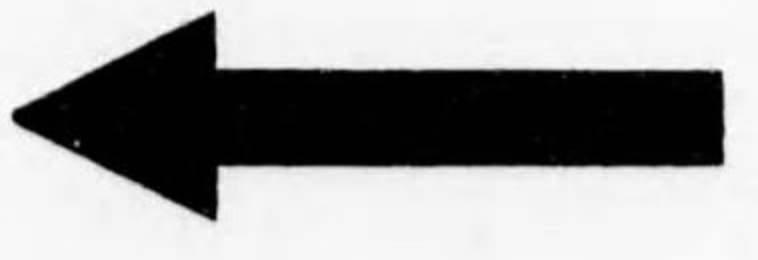
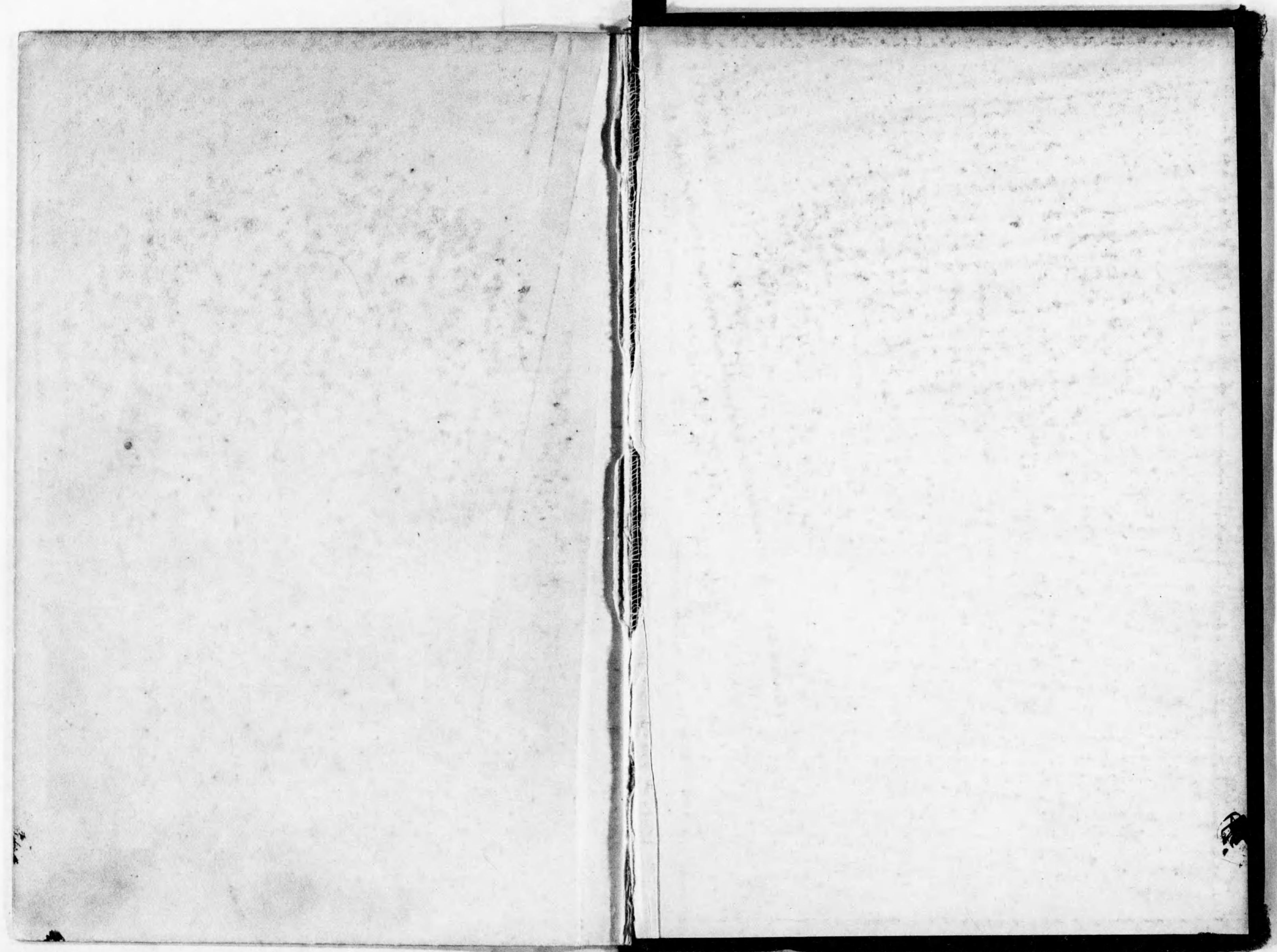


335
a
241



始





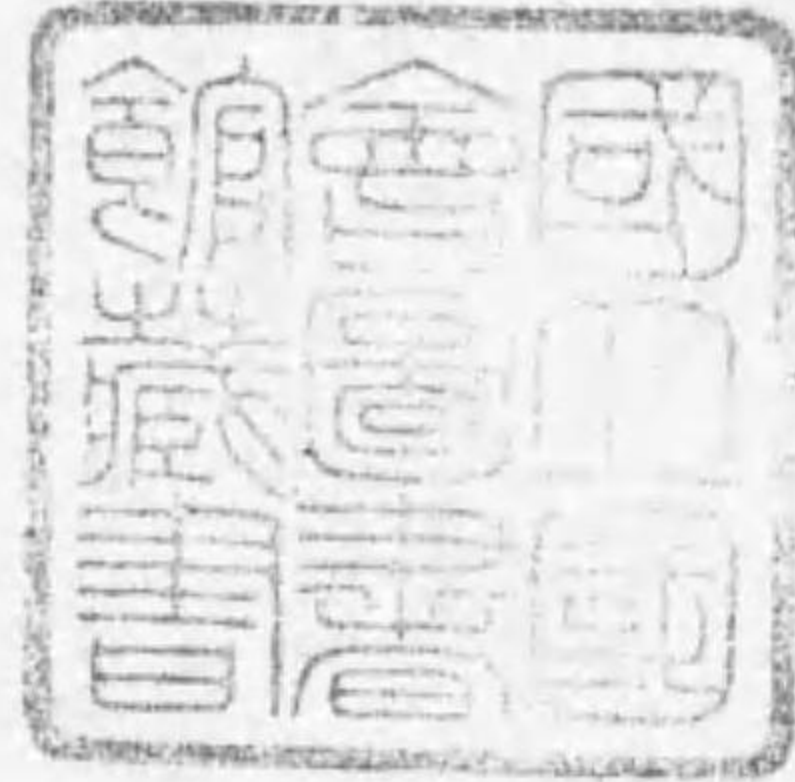
企業形態論

フライブルグ
大學教授
ロバート・リーフマン原著
東京商科大学
助手商學士
増地庸治郎
三菱商事株式
會社員商學士
榎原覺
共譯

東京商科大学
教授法學博士
上田貞次郎校訂

東京
株式會社
同文館藏版

335^a
261^a



716

序 文

余は昨年シュモラー教授の企業論の譯書増地庸治郎君譯を校訂して出版したが、今之に引續いてリーフマン教授の企業形態論を我國の讀書界に紹介し得たことを頗る愉快に思ふものである。蓋し余は前記シュモラー「企業論」の序文中に力説したる如く、近時青年思想家の中心問題となりたる社會改造論を批判するに際し、企業の本質を考慮するの必要缺くべからざることを確認するが故に、此等名著の普及に就いて特に努力を吝まざる次第である。本書の原名は *Die Unternehmensformen mit Einschluss der Genossenschaften und der Sozialisierung*. Von Professor Dr. Robert Liefmann と稱し、一九一二年に第一版を出し、佛語及露語に翻譯せられ、一九二一年更に大改訂を施して再版に附したものである。余は曾て其第一版を舊東京高等商業學校専攻部に於いて教科書として使用し頗る好成績を收めた。固より之を以つてシュモラーの書と比肩せしむるは不當であらうけれども、其簡潔に而かも明快に企業の諸形態を論究し、所々に著者獨特の卓見を披瀝せること多きは、寔に得易

からざる大文章といはねばならぬ。著者は今年齒五十歳前後の人、曾て「企業同盟論」を著して二十餘年前に於ける歐米企業界の新現象を研究し、後益々其研究を進めて「カルテル及トラスト」の一書となし、又之と關聯して「持株及金融會社」に關する勞作を出したので、彼が企業の研究に絶えず力を注いで居たことは明かである。而して戰爭中に公刊した所の「經濟原論」は、いふまでもなく彼の全力を傾けたものであつて、其價値に關する研究は全く新見識といふ能はざるにしても、確かに多くの經濟書中に一頭地を抜くものである。即ち普通の學者が動もすれば經濟上の價値を客觀的性質と混同するの誤謬に陥れるを排斥して、純乎たる主觀的見解を立てたるは彼の功績とせねばならぬ（本書第一章第四節參照）。彼は現在及近き將來の獨逸經濟學界に於ける最も鋭利なる思索者の一人であらう。

次に本書の内容に就いて聊か解題を試みるに、著者は第一章に於いて自足自給の家族經濟から營利的賣買を主眼とする企業の發達したる所以を理論的に闡明し、大企業及小企業の分野を説き、個人企業及會社企業の本質を明かにし、企業を中心とする經濟社會の利弊に論及して居る。是は緒論にして且總論である。次に

第二章は會社企業を問題となし、著者が前に「持株及金融會社」と題する著書の中に發表したる證券制度の持説を述べ、株式會社に於ける企業の所有と企業管理との分離を明かにし、又之に依つて生ずる社會的影響を論じて居る。余は曾て「株式會社經濟論」拙著大正二年初版、大正十年改訂版中に發表せる如く、リーフマン教授の説を知る以前に既に略々同様の結論に達せるが故に、本章の所説に對して特に親しみを感ずるのである。さて第三章は産業組合であるが、此にも著者は一流の明快な論法を以つて組合の本質を説き、其一般經濟生活に及す影響を論じて居る。余は彼の組合本質論に同意せざるものであるが、拙著「社會改造と企業」の中「勞働者生産組合」に關する一文參照、併し其他の論點特に彼の持説なりといふ生産者及消費者對抗論には共鳴するものである。世人が資本家と勞働者との利害の衝突のみに意を用ひて生産者對消費者の關係に充分の思慮を盡さざるは誤りであると思ふ。社會主義者中では英國のギルド社會主義者は此點に大問題の存在する所を認めたけれども、決して其問題を解決したといふことは出來ないと思ふ。最後に第四章は「公企業及社會化」と題し、著者が社會主義に對する反對の立場を極力

主張して居る。此章は第一版には單に「公企業」と題してあつたのを第二版にて前記の如く改めたので、其趣意はいふまでもなく近時獨逸に流行する諸種の「社會化」計劃を批評することである。蓋し一九一八年の革命以後、彼の國の經濟學者の一部は相携へて從來の社會政策主義を捨て、社會主義の主張者、辯護者となつてしまつたけれども、リーフマン教授は斷乎として舊來の立場に止り、盛に所謂「社會化」の無謀なるを攻撃して居る。彼は從來久しく社會主義の政策として提唱されたる國營及び市營事業の能率低く、其應用の範圍の制限されたる所以を詳説し、且近時新たに人氣を得つゝある所の所謂「共同經濟」(Gemeinwirtschaft) (即ち資本家、勞働者並に消費者の代表委員會の下に個々の産業を統一經營せんとするもの、本書第四章第一節參照)は普通の國營市營以上に運用困難なる机上の空論なることを斷言して居る。著者の所信に據れば問題は經濟組織の外形の變更にあらずして其運用の原則にある。即ち主として物價及賃銀を如何なる原則の下に定むべきかを考へなければならぬ。現今の交換經濟にありては總ての價格は著者が「經濟原論」に論斷せる如く各個人の主觀的判斷に基き、市場に於ける需要供給の平均に依

りて定めらるゝものであるが、若し此決定原則を不條理なりとして廢棄するならば、新たに合理的なる價格の原則を案出しなければならぬ。然るに古來「公正なる價格」(just price)といふ用語あるのみにて實際に其原則を發見し得たものはない。今の社會主義者に至りては之を發見しようともして居ない。此原則なくして漫然外形のみを變更したならば、其結果は徒らに財政上の混亂と政治上の腐敗を招くに止り、毫も社會の幸福に寄與する所はないであらう。故に著者は概して「社會化」に反對し、國營及び市營事業を行ふ場合にも、其價格は寧ろ普通の交換經濟の原則に據るを可なりとするのである。併しながら著者は普通の競争價格及獨占價格を其まゝに放任すべしといふのでなくして、不勞所得の廢止を希望する。而して其希望を實現するには所得の課税及價格の國定といふ二種の手段を擧げて居る。但し此等の政策を徹底的に行ふには、是亦「公正なる價格」の原則を要すること、思はるゝが其點に就いては著者の説明がない様である。總じて此第四章の論は餘り社會化運動を攻撃するに熱心にして、自家の建設的思索を述ぶるに違なきものゝ如く見えるが、併し吾人は獨逸の革命的雰圍氣の沸騰せる裡にありて、毫も世論

に阿ねることなく、卓然として經濟生活の復舊を力説する著者の勇氣と操守とに同情しなければならぬ。是丈は著者の意見に賛同すると否とに關係するものではない。

本書の翻譯は大正七年中榎原覺君が余の研究室にありし時に着手せられ、三菱會社員として海外に赴任されたる後に一應完成せられしも、其時原著第二版を入手したから更に増地庸治郎君を煩はして補譯したのである。併し余は終始兩君の翻譯を督勵し原稿を校訂したから其責任は三人共同である。若し翻譯の誤謬又は譯文の不明な箇所あらば讀者の指摘せられんことを切に懇願する次第である。尙ほ終に臨み原著者と交誼ある福田徳三博士が本書の出版に付紹介を與へられたのは吾々の深く感謝する所である。

一九二二年十一月八日雜司ヶ谷の村莊にて

上田貞次郎

小序

共譯者榎原君は私の最も尊敬する學友である。原著第一版の翻譯は同君の一橋生活の副産物として生れ、殊に其最後の數節は昨春三菱商事會社新嘉坡支店詰となりて赴任の船中に於て譯出せられたのである。單に此一事を以てするも同君が本書に對して如何に多大の努力を拂はれしかを知るに難くないと思ふ。斯くて翻譯は完成したのであるが、恰も原著の改訂版出づとの報に接したので公刊を見合せ、上田先生は私に命ずるに其訂正を以てせられた。新舊版の相違に就ては私が商學研究第一卷第三號に於て簡單なる紹介をなした如く、分量に於ては舊版二百頁に對して約五十頁を増し、章節の配分は多少の變更を加へられ、殊に其内容は書中到る所に幾多の訂正増補を施されて居る。

此の如く原著の舊版通りの部分は榎原君の譯筆に係るものにして、改訂の個所は私の譯したものである。而して全體に互つて上田先生の周到嚴密なる御校訂を經、又私も譯文の統一に相當の注意を拂つた積であるが、尙往々にして其不成功

に終つたものもあつて、玉石同架の譏を受くることを免れないと思ふ。是れ私が横原君に對して最も遺憾とする所であり、又上田先生の御負託に背く所大なるを恐れる所以である。

卷末の索引は原著には全然缺いて居るが、特に東京商科大学々生猪谷善一君を煩はして作成したのである。是によつて讀者の便宜尠からざるべきことを信ずる。尙原著には参考書を擧げてあるが是は省略した。

終に公私御繁多にも拘らず終始懇篤なる御激勵と御援助を賜ひて本書の翻譯を完成せしめ給ひし上田先生に對して横原君に代り、又私自身として深厚の感謝を捧ぐ。又本書の刊行に就て直接間接多大の御援助を賜ひし福田先生始め諸先生並に猪谷君に感謝の意を表す。

大正十一年十一月

一橋々畔、裝ひ新なる研究室にて

増地庸治郎

原著者序

本書は一九一二年に第一版を出したる通俗科學書なるが、今般改版に際して材料の配列を改めたるもの少きも、其内容に至りては大に變更を加へたり。又企業及産業組合の本質に關する理論的説明は多大の改竄を施し、殊に第四章「公企業」は社會化運動の影響を受けて全然稿を改め、其他各章何れも最近の發達と大企業發展の傾向とを明かにすることを努めたり。

第一版は獨逸に於ては専門雜誌の批評を受くること殆んどなかりしも、外國に於ては屢々論評の的となり、佛露兩國語に翻譯せられたり。又其間企業の本質、證券制度の意義、産業組合の限界等に關する余の解釋は廣く認めらるゝに至れり。

本書と直接關聯せるは一九二〇年に第四版を同一書肆より出版せる *Kartelle und Trusts und die Weiterbildung der volkswirtschaftlichen Organisation* にして、兩者相合して國民經濟組織の細胞たる企業に關聯せる現在の發展傾向に對し完全なる説明を與ふべし。現今全經濟秩序の改造論が一般の風潮となり、經濟關係の大變動が實

際に目撃せらるゝ時に當りて、此企業組織に關する知識は緊急缺くべからざるなり。而して余は其説明を何れの政治的、社會的偏見の上にも超然たらしむることを期せり。余は幾多の社會化計畫を排斥し、現状の下に確實容易に成功すべき提案をなしたるも、そは寧ろ余が労働者階級の利益の爲めに主張せる所なり。然れども本書其者は一切の政策を離れて純然たる科學的説明に任せんとするものなること言を俟たず。

一九二一年五月、フライブルグに於て

ロバート・リーフマン

目次

第一章 家内經濟より企業へ

第一節 企業の本質

消費者生産と市場生産。企業に於ける資本危険と資本計算……………一

第二節 獨立營利經濟としての企業

營利活動と營利經濟。獨立營利經濟の發展。商事企業と生産企業……………二

第三節 經營及企業の大小

經營の概念。農工商に於ける經營規模の意義及統計……………三

第四節 企業と其労働者

現在労働者階級の發達。其要求の理論的根據の誤謬。現在の交換經濟の根本原則並に貸銀労働者の状態不良なる理由……………三

第五節 個人企業及會社企業

所謂商事會社。人的會社と資本會社。企業の所有と指揮との分離。之が爲めに數千數萬の人が一企業に参加することを得……………

第六節 企業が交換經濟組織の上に及ぼしたる影響

營業自由と營利の支配下にある自由競争。需要供給の不適合、即ち生産上の無政府状態……………

第七節 最近に於ける企業の發達

獨占的聯合。集中。フーシヨン、コンビナチオン、利益共同組合……………

第二章 會社企業

第一節 商事會社の發達

合名會社、合資會社、株式會社、有限責任會社……………

第二節 證券制度

證券による資本動化の發達及意義。クックス、株式及社債。諸統計……………

第三節 資本會社の組織

株式會社の重要法律規定。株主總會、取締役及監査役。株式の種類……………

と議決權……………101

第四節 資本會社の國民經濟的意義

大資本の集中と其收益の分配。不勞所得の獲得。非獨立者の増加と資本の勢力の増大……………104

第五節 資本會社の設立

同時設立と順次設立。設立制度の影響。設立に伴ふ弊害……………110

第六節 資本會社と取引所

證券發行業務。株式投機と大資本による其利用。株式金額の最低限……………114

第七節 最近に於ける資本會社の發達

持株。大企業の連鎖關係。子會社。證券代位。持株會社及金融會社……………115

第八節 資本會社に對する經濟政策上の諸問題

公開主義の擴張。貸借對照表の改良、殊に證券の記帳法の改良。大企業の常設的監督……………116

第三章 産業組合

第一節 産業組合の意義

産業組合の法律的、經濟的概念。經濟上の意義に於ける會社と産業組合との區別。組合員の家内經濟又は營利經濟の助成及補充……………七五

第二節 産業組合法

産業組合の法律的形態。責任の種類。組合の機關。組合員權の取得及拋棄……………一八四

第三節 産業組合の種類

家内經濟の發達を目的とする組合と營利經濟の發達を目的とする組合。購買組合、販賣組合及利用組合。所謂生産組合……………一八六

第四節 家内經濟の發達を目的とする産業組合

消費組合。英國及獨逸に於ける其發達。其國民經濟的意義。信用組合……………二〇一

第五節 營利經濟の發達を目的とする産業組合

信用組合殊に農業信用組合。農業販賣及購買組合。小商工業者の組合……………二二三

第六節 産業組合の新傾向

組合制度其物に於ける獨占的傾向、並に獨占對抗策としての組合。組合による商業の排除……………二二九

第七節 結論

組合制度の限界。欲望の劃一。組合社會主義……………二四〇

第四章 公企業及社會化

第一節 總論

資本主義、就中不勞所得の攻撃。社會化の種類。少數事業の社會化に就て最重要なるは外部形式に非ずして分配原則、従つて管理原則なり……………二四七

第二節 公經營及公企業の種類

公營造物、公經濟及公企業。其歴史的發展。國家及地方團體の經營。

混合經濟的企業……………三六

第三節 公經營及公企業の設立原因

設立原因の對照。公企業の本質上の矛盾。事業收益を齎すこと及各經濟人格に與ふる利益の同一ならざること……………三七

第四節 公經營及公企業の管理

獨占的公經營と私企業と競争の地位にある公經營。價格決定の困難。官吏の經營に伴ふ短所。公經營に於ける労働者の地位……………三八

第五節 公經營及公企業の限界

小數事業の社會化に關する論戰。其論據に於ける誤謬の反駁。現在の經濟秩序を廢止せんとする努力の考察……………三九

第六節 結論

現在經濟秩序の範圍内に於ける諸方策。企業管理に於ける労働者の協力。獨占的聯合に於ける價格の制限。公開主義の擴張。不勞所得及差別的利潤の課税。土地の社會化……………四一

目次終

企業形態論

第一章 家内經濟より企業へ

第一節 企業の本質

人類發展の跡を遡るに未だ曾つて孤立無援の經濟活動を營みたるを見ず。その初め田圃耕耘の術を知らず、家畜飼養の法を識らず、たゞ草木の果實を採集し、山野に鳥獸を狩獵して生活せる太古原始の人民の間に於て早くも經濟的協力行はれ、共同經濟(Gemeinsame Wirtschaft)の組織を爲したり。即ち原始の家族は血統の繋るものを合して一團となす所の所謂大家族(Grosfamilie)なりしが、其一家の内には老若男女の區別により自然に分業行はれ、家族が經濟單位となり、其共同の住宅は經濟生活の中心點となる。人々の欲望充足のために行はるゝ所の一切の經濟活動

は悉く此家内經濟(Hauswirtschaft)の内に行はれたり。

以上の状態は交換(Tausch)の發生せる當初に於ても著しく變化することなし。何となれば交換も最初は頗る偶發的にして二個の家族に餘剰品あるか又は他種族の手に依り贅澤珍奇の品物の到來せる時にのみ行はれたるに過ぎざりしを以てなり。是が進んで交換の爲めに生産するてふ嚴密なる意義に於ける交換經濟(Tauschwirtschaft)の成立するがためには一般的交換用具たる貨幣の發生なかるべからず。而して此自然經濟(Naturalwirtschaft)より貨幣經濟(Geldwirtschaft)への推移は頗る徐々として又幾多の中間階段を経ざる可らず。現今貨幣經濟と稱し得る時代に於ても交通機關の便乏しき地方小農は自家用品の大部分を自己の經濟内に於て生産し消費しつゝあるなり。又更に數十年前未だ大工業及鐵道の十分發達せざる時には、かゝる自給自足の状態は一層廣き範圍に互りて行はれしなり。工業の方面に於ても亦眞に最近迄自然經濟の遺風存したり、例へば麵麩屋が二斤の粉を受けて三斤の麵麩を渡し、尙殘る若干を焼賃として受くるが如き又錫匠及金銀細工職が顧客より受けたる材料の一部を賃銀に充つるが如きこの例なり。

消費が生産
と市場を生産

手工業と

企業

企業の手
の特徵

かゝる自然經濟の遺風は今も暫く之を論外に措き、單に貨幣經濟内のみならず、中世的工業者(Mittelaltlicher Handwerker)と近世的企業者(Moderne Unternehmer)と對立せしめて區別するもの即ち是なり、從つて交換經濟的生產の發達史上に二期を劃することを得べし。第一期に於ては生産は他人の注文を待つて行ひ(auf Bestellung)しかも其注文主は自ら消費するために注文するに反し、第二期に於ては注文を俟たず生産者は進んで市場に供給するための仕入物を製造するものとす(auf Vorrat)。前者を消費者生産又は顧客生産(Konsumenten (oder Kunden) Produktion) 後者を市場生産(Marktproduktion)と名づけ、又第一期の經濟形態を手工業(Handwerk)と稱し、第二期の經濟形態を企業(Unternehmung)と稱す。然らばこの顧客生産に對立せる市場生産は企業者に對して如何なる影響を與ふるかと云ふに仕入物の生産は顧客生産と全然色合を異にせる危険(Risiko)を企業者に負擔せしむるに至ること是なり。又實際普通用語としての企業なる文字も危険分子と云ふ點に特に重きを置くものとす。例へばKriegsunternehmung, Entdeckungsunternehmungといはゞ直ちに或事を企つる人の引受くる危険危害に思ひ及ぶ

が如し。即ち企業者特有の危険とは市場生産に於て其生産品の販路を失ふことあるべき危険なり。而して此の如き危険を負擔する營業主を企業者(Unternehmer)といふ。

此仕入物の生産は極めて徐々に發達し而も近時に至つて其發達を成遂げたるものなり。中世に於ける普通の工業形態は所謂賃仕事(Lohnwerk)にして手工業者は其生産物を賣渡すには非ずして、唯與へられたる原料に加工するに止まり、従つて資本の必要は極めて僅少なり。反之家内経済は都市に於ても今日に比し遙かに其範圍廣く、市民は殆んど總て農業を營み、市の郊外に土地を所有して其需要の大部分、殊に麻、穀物を自作せり。此麻は婦女の手に紡がれ、其糸を職工に渡して織物とし、又穀物は粉屋に送りて製粉せしめ、自ら用意せる麵粉を麵麩屋に焼かしむ。又家畜の皮は鞣皮工に渡され、其鞣皮を以て靴屋に靴を、囊物師に囊物を、馬具匠に馬具を造らしむ。之を要するに生産行程は悉く消費者の指揮する所にして、賃仕事業者は唯其命の下に、多くは與へられたる原料に加工するに過ぎず。

此の如き工業制度に於ける特殊の強制的組織は仲間組合制度(Zunftwesen)によつ

ツニフト

て知られたり。即ち仲間組合は一の獨占的組織にして、而も現在の労働組合、カルテル、トラストの如く自由に之を設くることを得ずして國家の認可を要し、いはゞ一の官廳(Amt)なり。一定の工業に従事せる手工業親方の組織たる仲間組合(ツニフト、インヌング、又はギルドといふ)は一定の貨物を生産供給し、徒弟職人を使用訓練する等の特權を授けらる。又貨物及勤勞に對する報酬は通常官廳より規定せられ、生産物の品質は檢閲及押印により監督せらる。工事に従事せんとする者は總て一定の徒弟と職人の業を終へ、親方試験に合格して始めて之を爲し得るなり。此の如き種々なる規定の結果として都市の手工業者階級は總て同等の有福なる生活を維持し、過度の競争と所得及財産の大懸隔を防止せり。此仲間組合の制度は二世紀に亙つて好成绩を擧げ、中世都市の繁榮に貢獻したるが、遂に商業、交通の發達と共に存立の力を失ひ、漸次排除せらるゝに至れり。而して十九世紀に至りて始めて公に廢止せられたり。

今日尙中世の賃仕事の殘存せるものあり。例へば小規模の裁縫師は得意先より渡されたる材料を裁縫して賃銀を受くるものにして決して自ら衣服を販賣す

ることなし。仕立女も亦得意先の家庭に赴きて裁縫をなすなり。賃仕事は田舎に於ては尙盛に行はれ、例へば粉屋は穀物を、麴屋は粉を、指物師は木材の供給を受けて之に加工す。近時又戦争の結果此組織は再び盛に行はるゝに至りしが、一般には漸次衰退し、自ら原料を購入して其製品を販賣する方法に變化せり。

此の如く生産が漸次に賃仕事より現在の企業制工業に移り行く變遷は就中商業に依つて促進せられたり。蓋し商業の本質は商品の貯藏にあればなり。事實上今日何れの工業企業者も皆幾分商人の性質を有し、生産組織と販賣組織とが合併せられ居るものにして、大生産企業に於ては技術的指導者と商業的指導者との職分が企業内部の分業となりたり。

商業は中世に於ては先づ外國品に就て發達し、内國品にして大商業の目的物となりしは鹽を以て第一とす。商業は仲間組合の制限に束縛さるゝことなく、自由に活動し、之によつて大なる富を形成し、以て其大資本を諸侯、地方團體及工業家に貸付け、茲に信用制度の發達を見たり。而して中世の経過と仲間組合制度の崩壊と共に商業は益生産に侵入し、殊に田舎にありて仲間組合を組織せざる手工業者

問屋制度

をして商人の爲めに労働せしめ、其の生産物を買取るに至れり。斯くて商人と工業者との間に一種特別の労働關係を生じ、即ち所謂家内工業(Hausindustrie)若しくは問屋制度(Verlagsystem)なるものが發生して、商人又は問屋(Verleger)が手工業的生産者の生産を統制するに至れり。故に技術上の經營形態は依然として變る所なきも、賃仕事業者に對して注文主の地位に立つ者は消費者に非ずして商人なり。

商人は賃仕事業者に原料を供給し、之に加工せしめ、其製品を販賣す。斯くて商業が生産に侵入し、其の危険を負擔すると共に生産者は依然として賃仕事を營む。

此問屋制度は通例過渡時代の産物にして、更に進歩する時は生産者が自ら生産と販賣とを營み資本危険を負擔するに至る。生産企業(Produktionsunternehmung)即ち是なり。而してこれに二箇の形態あり、此等は同時に相並んで存在し、唯經營技術

生産企業

マニファクトリー

の上よりのみ區別することを得べし。一つはマニファクトリー(Manufaktur)にして依然手工業的技術に依り生産をなすも、たゞ多數の手工的熟練を有する非獨立労働者を一經營の下に集合せしめ、企業者の指揮監督の下に置くものにして、他は機械生産による大規模經營のファブリーク(Fabrik)なり。

工場

商業に於ては商品に投せらるゝ流動資本 (umlaufendes Kapital) を冒險するに反し、機械及工場の設備を有する生産企業に於ては主として固定資本 (stehendes Kapital) の危険を負ふ。而して此固定資本の危険は企業者が注文生産をなす場合にも猶免ることを得ざるものとす。彼の機關車製造、大砲製造、橋梁建設其他多數の事業は仕入物生産をなす事なしと雖も、固定資本を冒險するが故に企業たること疑なし。然るに裁縫師、仕立女等の賃仕事業者は假令注文を受けざる場合にも全く資本危険を有せず。反之、企業設立の事業は將來に於ける利潤の有無を推測し難き營利事業に大資本を放下するが故に資本危険ありと言ふべし。

在來の純手工業の各方面に機械及高價なる設備の利用せらるゝこと多き現今の状態に於ては此等手工業の大多數は變じて小企業者となりつゝあり。技術の進歩に伴つて此傾向著しく顯はれ益々手工業の範圍を侵蝕すること激しく而も此趨勢は未だ全く終熄せず、例へば錠前屋、指物師、靴屋が、現今屢見するが如き單なる工場の代理人たらず又單純なる取扱人ならざる限り、大抵は小企業者なり、又蝙蝠傘職は小企業者たること通例にして、帽子職にありては通例といふ程にはあらず

資本危険

るも多くは然り。然れども修繕業及顧客の家に赴きて行ふ工業 (Reparatur- und Anbringungsarbeiten) に於ては賃仕事としての純手工業今尙廣く行はれつゝあり。かの時計屋、小表具師 (Tapezierer) 塗師、裁縫師、電氣器具屋 (Installateur) は其例なり。此等の職業は通例店舗を構へて商人的の仕事をも併せ營むことあれども、此店舗は決して獨立の小商人企業たることを表示すべき標準たらざるのみならず、却つて斯くの如く表面獨立の商人の如く活動せるは背後に隠れたる工場主より受くる多大の信用關係に依頼すること珍しからず。かくの如く一方純然たる手工業が未だ全くその影を絶つに至らざると同時に家内工業も、出來合洋服業の如く機械的動力が常に必ずしも手工労働に勝らざるか、又は或種の織物業の如く流行の推移に従つて市價の騰落甚しく、大資本を投じて機械を使用するも收支償はざる工業には依然として採用せられつゝあり。

農業に於ても漸次企業制發展しつゝあり、其大經營を採るものは一面農産物を市場に販賣する必要多くなり、他面この大經營の農業に附隨せる多くの加工業及副業の増加は延いて資本集中を來したる結果、大經營固有の資本危険を喚起する

に至り、又其小經營によるものは交通運輸の便開けると共に都會市場との關係日に近接しつゝあるを以て益々家内經濟を棄て、小企業の形に進むもの多し。

危険負担

危険負擔の點より企業の定義を與ふるは確かに正當なる見解なりと雖も、未だ以て精密なる限界を示す者に非ず。即ち此見解に従へば普通企業と呼ばるゝことなき小農の有する危険と大地主の危険、又小店舗を有する手工業者の負ふ危険と大工業家の危険とは全く同一にして、唯程度の差あるに止まるが故に、此等を悉く企業に包含せざるべからざることゝなるべし。故に余は本書第一版以後企業の特徴として全然新しき見地を加へたるが之は又實際上重要な意義を有し、資本危険とも關聯す。即ち資本計算 (Kapitalrechnung) 詳言すれば營利活動に於て一定の金額——資本を基礎に置くこと之なり。商人は一定の金額を以て業を始め年數回之を回轉す。之れ即ち商人の資本にして、商品に投下し、其私有財産より區別し置くものなり。又工業家、地主も均しく一定の金額を以て其業を始め之を工場又は土地に投下し、此金額に對して收得する利益の割合を計算す、之れ即ち資本なり。故に資本とは余の見解に據れば、從來の唯物的經濟學說に於けるが如く生

產手段其物に非ずして、一の貨幣計算の概念、即ち永續的費用財及貨幣自身を貨幣に評價せるものなり (die geldliche Veranschlagung der dauerbaren Kostengüter und das Geld selbst als ein solches)。永續的費用財、即ち建物機械等が或事業の純益を獲得する爲めに如何程重要なかを確定するは不可能にして、又純益を見出さんが爲めに總收益より永續的費用財の分前を差引くことも不可能なり。故に一企業の生産手段全部を確定金額を以て貸借對照表に記入す。これ即ち資本にして、其一部は永續的生産手段、即ち固定資本として投下せられ、一部は流動資本として原料、商品、賃銀等に支拂はるゝものとす。

小工業者、農民の如きは決して斯かる資本計算を行ふことなし。此等にありては本人又は家族の勞力が大なる働きをなすものなるを以て投下せる生産手段を資本として収益計算の基礎に置くことなく、特に記帳する場合と雖も唯損益計算書 (Ertragsbilanz) を作るのみにして財産對照表 (Vermögensbilanz) を作成せざるなり。反之大營利經濟は悉く確定せる資本を以て業を始め、又場合によつては之を増加することを得るが故に、總て企業なり。又大農地は假令數百年間其所有者を變へ

ることなき場合に於ても、必ずや相續分配の爲めに一定の金額を以て貸借對照表に記載されしことあるべし。

企業に關する此見解は普通一般の用語にも又法律上の觀念にも一致し、獨逸商法第三十八條及第三十九條に於て「商人(Kaufmann)ハ其財産状態ヲ明瞭ナラシムヘシ」の規定あり、從つて財産對照表作成の義務あるものとす。又「商人ハ其營業ヲ開始スル場合ニ其不動産、債權、債務、現金其他ノ資産ニ價額ヲ付シテ明瞭ニ記載シ、資産負債ノ關係ヲ示スヘキ決算ヲナスコトヲ要ス。次ニ商人ハ各營業年度ノ終ニ此ノ如キ財産目錄及貸借對照表ヲ作成スルコトヲ要ス。」

此貸借對照表作成の義務は總ての大營利經濟に課せられ、其生産たると商業たると將又勤勞給付たるとを問はず、即ち普通に企業と稱するものには悉く適用せらる。而して「小營業の範圍ヲ脱セズ」且つ其營利財産の評價を爲し得ざる小手工業者、小賣商人等は小商人(Minderkaufleute)として商法第四條により記帳、財産目錄及貸借對照表の作成に關する規定を免除せられ、又普通に此等は企業者と稱せらるゝことなし。故に結局企業者は商法の所謂商人と同一となる。生産者を商人

(Kaufleute) と稱するは、生産者も亦市場生産の場合に於ては自己の販賣組織を必要とするを以てなり。

勿論此財産對照表若しくは資本計算の見地は主として私經濟的のものなるを誤解すべからず。之は一般用語の根底にある危険といふ分子と密接不離の關係にあるものなり。商人は何を危険に曝すかといふに、商品を冒險するに非ずして、其に投じたる資金或は此資金に對して充分なる利子を獲得し得ざらんことを冒險するなり。同様に生産企業者は其建物、機械、生産設備を冒險するに非ずして此等に投じたる資金に對して充分の収益を生ぜざることあるの危険を負ふなり。故に凡そ危険といへば悉く資金の危険にして、從つて資本計算、即ち永續的費用財を金額に評價する場合特に之を資本還元(Kapitalisierungといふ)にのみ危険として感ぜらるゝなり。吾人の説明は企業と非企業との區別をなすべき觀點を示したるに過ぎざるも、實際上にも亦重大なる意義を有するものなりと信す。

第二節 獨立の營利經濟としての企業

消費を
營利を
ト營利を
分化

今日の經濟秩序が私的交換交通に基くは人の知る所にして欲望充足は悉く貨幣の媒介によつて貨物及勤勞を其提供者より買入るゝことによつて行はるゝなり。斯くて家内經濟若しくは消費經濟と營利活動との分岐が完全に行はれ、營利活動に於ては賃銀、給料、利子、企業利潤等の如き貨幣收益を獲得し、之を其消費經濟に於て所得として欲望充足の根源となす。今や營利活動者の多數は自ら營利經濟を有することなく、或は工場農場の勞働者として、或は商店使用人として他人の營利經濟に於て勞働し、若しくは僕婢の如く他人の家内經濟に於て勞働し、若しくは官吏、教師、裁判官等の如く全然何れの經濟にもあらざる營造物に於て勞働す。彼等は皆其消費經濟に於ける需要を出来る限り完全に充足し得んが爲めに貨幣收益、而かも最高の貨幣收益を追求するを以て總て營利活動者なり。官吏の如きも種々の國家職務を遂行せんが爲めに勞働するに非ずして、貨幣收益を得んが爲めなり。唯官吏の場合には貨幣收益が俸給として國家より一方的に確定せらる

るも其の他の一切の貨幣收益の獲得は、其商品の販賣たると、又人的、物的勤勞の給付たるとを問はず、總て自由交通に於ける價格構成 (Preisbildung) に依つて行はる。賃銀は固より一の價格にして、商人、製造家の收益は其商品又は勤勞に對して支拂はるゝ價格より成る。價格の大小は需要と供給の關係によりて定まり、又需要供給は價格の函數にして、收益の最小限即ち交換經濟的限界收益によりて需要供給が決せらる。但し供給者及需要者は獨占的同盟(勞働組合、カルテル、トラスト、購買組合)によつて價格の決定に影響を與ふることを得べし。

自己の勤勞を提供する所謂最廣義の勞働者(自由職業者をも含む)は何れも皆企業者にあらず。蓋し企業者の概念には獨立の營利經濟たる企業の伴ふものにして、而も企業者は必ずしも自ら之を管理するの必要なし。此營利經濟は少くとも計算上は一個の經濟人格を示し、例へば商法上の商人が商號に表現せらるゝが如し。而して經濟的には企業は特別の資本金を基本とし、其財産を所有者の私有財産と區別し、其收益を所持者の他の所得と分離せしむることに依りて成立するなり。

技術の進歩

手工業者又は農民の小營利經濟に於ては消費經濟と營利經濟とが尙密接に結合せらるゝを以て未だ獨立の營利經濟が所有者の家内經濟より分岐するに至らず。此分岐は極めて徐々に行はれ、而も經濟の技術的方面より起り、此技術的方面即ち外界の諸設備及勞働給付を指して經營 (Betrieb) と謂ふ。中世手工業にありては、其營利活動の經營は未だ其消費經濟より少しも分岐せず、家内經濟及家族經濟と密接不離の關係に立ち、職人も多くは家族の一員となる。農民は今日も尙ほこれと同様なり。然るに大經營設備が必要となり、獨立の仕事場を要するに至りては益々營利經濟的經營と家内經濟とが分岐し、例へば製粉、鍛冶、麵麩燒、鞣皮の如く、又仕立屋、靴屋にも多少行はれたり。殊に此事實は經營設備の建設が個人の資力にて及ばざる場合に起り、従つて古來共同的精神の強き獨逸に於ては夙に共同の經營設備を設け、鞣皮、酪農、染物、醸造、屠殺等を共同に經營せり。此等の經營も初めは恰かも家内經濟の附屬物の如く、組合員が交代に之を利用し、一定の順序に共同の醸造所、麵麩燒窯を使用する權利を有するに過ぎざりしが、漸次之より獨立の營利經濟發生し、而も共同經營によれり。又鑛山、製鐵、製鹽等の如く常に多數人の

協働を必要とする事業に於ては此の如き組合的經營より漸次に鑛山會社 (Gewerkschaften) 製鹽會社 (Pflanzerschaften) といふ特殊の會社形態が發達するに至れり。

然れども一般に企業の發達は商業より出でたること前述の如し。商業に於ては、余が二十五年以前に「企業者聯合論」に於て説明せるが如く、貯藏の爲めの勞働、即ち需要の豫測が發達し、又純然たる貨幣計算が行はれ、即ち一定の資本金を投じて収益を獲得せんとし、又商號が發達して獨立の經濟主體としての營利經濟を示すに至れり。斯くて今日尙獨立營利經濟の法律關係は商法に規定せられ、總て「商人」と稱せらるるも、其主なる者は今日に於ては生産業なり。

商業は前貸制度によりて、手工業仲間組合の制限を破り、續いて生産企業の發達を見るに至れり。此發達は主として、十九世紀中に完成したるが、其原因は専ら技術の進歩にして、十八世紀の半以後蒸気機械、紡績機械、力織機を以て始まり、殊に十九世紀に相次いで起りし技術上の大發明大發見に因るものなり。斯くて愈手工勞働は機械作業に代はり、生産を大に増進し、其結果手工業的小經營に代ふるに大經營、大量生産を可能ならしめ、又之を必要とするに至れり。然れども實際機械を

技術の進歩

使用して大量生産を行はんが爲めには技術の進歩に加ふるに大量販賣なかるべからず。而して此大量販賣を行はんが爲めには通例運送方法を改良し、其費用を低廉ならしむることを必要とするものにして、茲に又鐵道及汽船の二大發明あり以て運送費を低廉ならしめ、多數の生産業に始めて大經營を可能ならしめたり。今例を擧げて示さば假令現在の如き釘製造機械ありとするも、未だ鐵道の發達せざる時代に於ては一時間に數十萬本を製造する如き大製釘工場は設立不可能なるべし。蓋し當時遠距離の運賃甚だ高くして到底釘の價格の負擔する所に非ざりしを以てなり。然るに今日は技術上經濟上何等の障害なく、單一の工場を以て克く全世界の釘の需要に應ずることを得べし。

交通の進歩發達と共に交通機關は大規模となり、生産と相並んで大企業の對象となり、而も從來個人資本に俟ちたる大交通機關は總て會社企業の形態を探るに至りしが、本來交通機關には獨占の危險を伴ふを以て公營となること亦少からず(第四章參照)。

企業の特化

技術の進歩發達と共に益企業の特化(Specialisation)を盛ならしめ、現今或専門事業

垂直的特化

の爲めに夫々獨立の企業の設立せらるゝ例は實に吾人の想像に餘る所なり。今近く發達し來れる著名の日用品二三を擧げんか、瓦斯の白熱マントルは立派なる獨立の工業となり、自轉車のランプには専門の工場あり、寫眞術に就ては乾板、印畫紙、カメラ製造の爲めに夫々特殊工業成立し、其他柱曆、飾窓用の木製胸像、手水紙の製造をなすものあり、襟飾の材料のみを作るものあれば、襟飾の仕上げのみをなすものあり。更に吾人は所謂垂直的特化(Vertikale Specialisation)を考察することを得べし。羊毛が最初濠洲の羊飼の手より放れて以來、衣服に仕上げられて呉服屋に渡り、最後に消費者に供給せらるゝ迄に經過せる獨立經濟の數は蓋し枚舉に遑なかるべし。而も此等企业者は自己獨特の専門に就ては特に效程大にして費用を節約し得るなり。然れども特化は之に隨伴する極端なる生産分岐の爲めに製品に對する市場景氣の見越を誤り易く、殊に原料が仕上げ迄に多數の經濟を通過するに於ては愈これが誤謬を大ならしむるは亦止むを得ざるの短所にして、或は一生産階段に於て過剰生産のことあるべく、或は企業者自ら製品賣買價格の見積を誤ることなきにあらず。市況の動搖及恐慌も概ね強度に發達せる特化に歸因す。

何となれば原料より製品への過程著しく延長せらるゝが爲めに、原料の生産は速に製品の需要の變化に適合する能はざるを以てなり。要之、特化が企業者の危険を増大することは看過すべからざる所なりと謂ふ可し。

かく技術の進歩は大量生産及大量販賣を可能ならしめ、以て今日の生産企業を成立せしむるに至りしと同時に商事企業一大發展の動機ともなれり。商業の職分は大量生産品の賣捌に在るを思へば、生産企業は單に一地方の需要を充たす手工業と比較して遙かに商業を煩はすこと大なるは明かなるべし。輒ち商業が絶へず新販路の發見、新欲望の挑發に努め、廣告引札等現代特有の手段を採る所以茲に存す。

然れども商業の意義は單に大量生産品の賣捌に終始するものにはあらず。生産企業成立の初期にありては商業は價格決定に必要缺くべからざる要素なりき。而して今も尙此職分を失ふに至らず。中世の如く政府當局が相場を公定する方は手工業者組合の廢滅と共に頽れ、又近來生産者が自ら需要に應じて生産及價格の決定に任ずるに至りしとはいへ、此職分は生産者と消費者の間に介入する機

會愈多き商業が大部分生産者の掌中より奪ひ去る所となり、随つて商業は夙に偉大なる勢力を占めて屢生産企業を支配し、殊に生産者に資金を供給する立場にある時は其關係著しく、巨額の利潤を壟斷すること珍しからず。しかも尙生産者は市況に通せず、求めて商人に製品を賣却するが故に決して商業を無用視するを得べきにあらず。實に商業は生産者と消費者とを「媒介する」の勞を採りしのみならず、生産者の具有する危険の大部分を引受けしなり。然るに近來新たに生産者が産業組合及カルテルの共同機關を設けて共同に需要供給の適合を圖り、商事企業の排斥を企つるものあるに至れり。然れども世界戦争後の現状即ち非常なる經濟的不安と價格動搖の時代は商業及投機が生産に對して大勢力を振ひ、少くとも非常に巨額の利潤を獲得するの機會に富めり。

私的企業の範圍が益擴大し、手工業に於ても農業に於ても益貨幣資本が重要となり、貨幣計算及簿記法が普及せるは疑を容れざる所にして、此事は夙に亞米利加に行はれたる如く、今や獨逸に於ても手工業者及農民が銀行と取引を開始せるを見ても明かなるべし。此の如く手工業及農業が企業に移り行くは前述の如く大

資本を必要とし、機械の應用大なると共に労働者の賃銀支拂の爲に大資本を要するを以てなり。故に此意味に於ては實際上經濟生活は總て資本主義的となり、貨幣及資本の計算に引入れるに至り、社會化運動も之を如何ともする能はず。假令二三の營利事業が社會化するも其場合には國家より資本主義的の管理を受けざるべからず。而して總社會化 (Vollsozialisierung) 即ち一切の私的營利經濟の廢止、私的營利活動の全廢に就ては今到底之を眞面目に考ふことを得ざるなり (第四章參照)。

資本主義及資本主義的企業を貨幣計算の現象といふ意味に解するは他の方面より見ても妥當なり。蓋し今や企業は大部分一人の所有者に屬する個人企業に非ずして多數人の參加する會社企業となりつゝあり。會社企業に於ては其利益分配の爲めに資本計算を行ひ、又家内經濟と營利經濟とを全然分離し、營利經濟には別個の財産を準備する必要あり。多數の會社企業に於ては此財産は既に獨立の法人格を有し、又殊に株式會社に於ては獨立の經濟人格 (eigene Wirtschaftspersonlichkeit) を有し、以て明かに企業者、發起人、株主の經濟より全然分離せり。尙會社企業

に就ては第二章に於て詳細に研究する所あるべし。

第三節 經營及企業の大小

經營とは經濟的活動の爲めに存する外界の諸設備及組織と指導的労働者及執行的労働者の活動を合せたるものにして、即ち經濟によつて包含せらるゝ技術的活動を指す所の技術上の觀念なり。従つて就中經濟活動の表徴として労働の場所と時間とに關聯するは當然なり。此經營てふ觀念は家内經濟にも用ふることを得べく、少くとも今日尙炊事は一の經營を示すものなれども、主として用ひらるゝは獨立の營利經濟に於てなり。賃銀労働者其他の使用人は自ら經營を有することなく他人の經營に於て労働す。又自宅にありて顧客の爲めに裁縫する仕立女の裁縫器械の如き、又顧客の爲めに寫字する筆記者の寫字臺、タイプライターの如きは之を經營と稱することなし。農業に於ては營利經濟的經營と家内經濟とが尙密接不離の關係にあり、又小工業、少商業に於ても多少家事と關連あるも、此店舗及仕事場は特殊經營の象徴なり。然るに企業に於ては經營は所有者の家内經

濟と全然分離し、従つて余が企業の特徴と認むる所の資本計算の基礎あり。然れども一企業に多數經營の合併せることあり。經營は技術上の一單位にして、技術的特徵場所統一的生産行程等によつて定まるものなるが故に、例へば商店の支店の如く、各地にある同種の經營が一企業に合併せられ、又數個の連續的の生産及營利活動が同一の企業に合併せらるゝことあり、例へば工業上原料供給及加工の經營、即ち紡績、織物、染色、光澤出し等が夫々別個の經營となり、又大商業に於て倉庫、發送、記帳等が別個の經營となるが如し。

今や何れの營利事業に於ても大經營小經營の錯雜して共存する事實は甚だ重要となり、又經濟政策上にも重大なる問題となるに至れり。純然たる技術上の特徴の用ひられざる場合にも經營の規模は企業と小營利經濟之れに對する特別の名稱なしとを區別する標準となれり。往昔小經營の工業一般に行はれ手工業者組合の組織ありし時代には個々の經營の規模は各自相當なる衣食の資料 (seinem uskönlichen Nahrung) を得るに足るべき範圍に止むるを以て原則とせしも今や經營の規模は大小相交りて並ひ存するに至れり。農業に於てはかゝる事實は新し

きことにも非ずして、夙に大地主と小農(概ね農奴)とが並存したりしなり。然るに工業に於ては、鑛山業、熔鑛業等到底手工業を以て經營する能はざるものは別として、經營の規模に各種の差別を生せしは實に技術進歩の所産にして、しかも急激なる勢を以て大企業が小經營を壓迫しつゝある事實は重要なる經營問題の一として數十年來盛んに議論を戦はせたる所なり。かくて學者は此等兩者の區別を嚴然確定せんと努めたりしが、之が爲めには經營組織の技術的特質と經濟的特質(即ち手工業若しくは企業の交換經濟的地位)との兩方面より相俟つて研究せざる可らず。國民經濟上重要な區別の標準は企業内部に於ける労働特化 (Arbeits-spezialisation) の状態即ち執行的労働と指導的労働との分離 (Trennung der leitenden von der ausführenden Arbeit) する状態是なり。手工業即ち小經營に於ては經營者は通例、恰も使用人と同様に、工作に従事すと雖も、大經營に於ては企業の指揮は特殊の修業を要する仕事となり、更に進んで、指揮の方面は技術的と商業的とに分かれ、更に又大企業となれば、此等兩者の内部に於て各特殊の要求に應じて多くの分課を生ずるに至る。

此労働の特化と密接なる關係を有する特色は社會的分化 (socialer Differenzierung) 此れなり。企業に於ては指揮者と労働者とが教育に、修養にはた社會的地位に、全く別個の階級に屬せるに反し、小經營の下にては雇主と使用人とが地位教育を異にせざるのみならず、雇主の家族中に職人を見ること稀なりとせず。

更に一つの特質として擧ぐべき點は大企業が普通廣汎なる市場に活動するに對して、手工業者は著しく地方的色彩を帯べることは是れなり。此等三個の特色は農業の大小經營につきても、又商業につきても等しく適用し得べし。只、卸賣業にありては、業務の性質上労働力を要すること比較的少きが爲め、雇主雇人間に社會上の懸隔少しと謂ふに過ぎざるものとす。

統計上經營の大小を分つには、純然たる外面的の標準たる労働者の數によるを常とす。然れども此方法は必ずしも事實と符合せず、何となれば生産部門を異にするに従つて、之に要する労働者の數も同一なる能はず。例へば化學工業、紡績工業は、石切場、建築業及鑛山業に比して資本額の割合には職工を使用すること少きが如し。

統計は經營を分つて單獨經營(労働者無、小經營(労働者一人乃至五、中經營(同五至十人)及び大經營(同五以上)とし、更に大經營を細別して五十人乃至二百人、二百人乃至千人、及び千人以上(巨大經營)となす。農業に於ては耕作する土地の面積によつて大別し、二ヘクター以下(極小農、二乃至五ヘクター(少農、五乃至二十ヘクター(中農、二十乃至百ヘクター(大農)及び百ヘクター以上(大地主)の經營に分つ。

一九〇七年の職業調査によれば營業總數三、二六五、六二三(商業及運送業をも含む)其従業者一四、四三五、七三九人にして、内單獨經營は一、四五一、七〇〇を算し、其三分の一は仕立職、四分の一は商業なり。此單獨經營は一八八二年には、一、八七七、八七二にして一八九五年にも略同數ありたり。其他の經營の大小、及労働者の數につきては次表を参照すべし。

經營數

| 小經營 <small>(労働者一―五人)</small> | 一八八二年 | 一八九五年 | 一九〇七年 |
|------------------------------|-----------|-----------|-----------|
| | 一、〇〇〇、六六一 | 一、〇五三、八九〇 | 一、三三五、二〇四 |

| 中經營 (勞働者 六—五〇人) | 一八八二年 | 一八九五年 | 一九〇七年 |
|------------------------|---------|---------|-------|
| 八七、一八九 | 一九一、二九九 | 二七〇、一四二 | |
| 八、〇九五 | 一五、六二四 | 二六、二七九 | |
| 大經營 (勞働者 五—一、二〇〇人) | 一、七五二 | 三、三三一 | 五、三三七 |
| 大經營 (勞働者 二〇—一、〇〇〇人) | 一、二七 | | 五〇六 |
| 大經營 (勞働者 一、〇〇〇人以上) | | | |

従業者數

| 小經營 (前に同じ) | 一八八二年 | 一八九五年 | 一九〇七年 |
|------------|-----------|-----------|-----------|
| 二、五七六、〇九二 | 二、八八九、八三三 | 三、五九二、三〇三 | |
| 中經營 (同) | 一、二三八、五六四 | 二、四五四、二五七 | 三、六九九、一七四 |
| 七、四二、六八八 | 一、四三九、七七六 | 二、四一八、一五〇 | |
| 大經營 (同) | 六、五七、三九九 | 一、六〇四、五六七 | 一、七九一、〇五六 |
| 大經營 (同) | 二、一三、一六〇 | | 九五四、六四五 |

日に新たなる技術の發明改良行はるゝと共に工業の方面には特に其影響甚しく大經營は益勃興せり。素より機械の改良進歩は手工業にも便宜を供し、電動機

其他の小原動機は特に小經營に刺激を與へしこと尠からずと雖も、多くの機械は大經營大工場にのみ使用し得られ、又は斯くして初めて充分なる効果を收め得るものなり。大企業の利益を約言すれば、(一)企業内部に於ける分業を普くし、機械を使用して生産を低廉にし且つ増加せしめ、(二)設備費、監督費等は、小經營によつて同額を生産するに比すれば、減少すべく、(三)小企業にては得難き有利なる原料仕入の方法を採りて原價を低廉にするを得べし。即ち指揮者の一員は特に仕入方を引受けて原料市場の景況を觀察するが故に小經營者が萬般の事に心を配る場合よりも有利なるは勿論なり。(四)更に大企業は銀行より容易に低利資金を借入るゝことを得べく従つて原料供給者より金融を受くるの必要なきが故に自ら其原料を廉價に買入るゝことを得べきなり。

翻つて小經營を見るに、また幾多の長所なきにあらず。(一)生産方法は千篇一律的なること少きがために、能く個人的嗜好に順應する生産をなすことを得べく、従つて人々の嗜好を本位とする場合には、比較的大なる生産費を以てして尙小經營に依るを有利とす。(二)又自己の意匠に基き美術的なる品物を製作するは小經營

者の特長とする所なり。(三)就中大企業は小經營に比して遙かに莫大なる資本危険を伴ふことは疑なき所なり。大企業、大經營は巨萬の資本金を擁して大量生産をなし、その販路は廣く全世界に擴がれるを以て折々變ずる需要高の測定困難となり、従つてかゝる大企業の設立は勿論其經營に關しても非常なる危険の存すること到底地方的市場を主眼とする小經營に比すべくもあらず。

商業にも亦大小企業の對立と大經營發達の傾向あることは争ふ可からざる所なり。但し商業に就ては卸賣商業と、小賣商業とを區別して見るを要す。前者は常に商事企業の典型と目されしが今や生産企業は頓に發展し内に自ら強大となり外にカルテルの如き共同團體を組織するに及びて、大商業は漸く其立脚の地を失はんとす。然れども價格の騰落、市場の動搖激甚に、資本の必要著大なる且つ營業の危険頗る多き彼の金物取引の如きには依然として大商業重要視せられざるにあらざるも、斯くの如き場合には富裕なる商人が直接生産の方面に手を擴ぐることも多し。

小賣商業は其性質手工業に類し、地方的販賣のために店舗を構ふるを以て其特

色とす。然れども大經營の風潮はまた茲にも及んで通信販賣 (Versandgeschäft) 及デパートメントストア (Warenhaus) の如き特殊の方法が創められたり。前者は他の小賣商業の地方的販路に手を延して自己の經營を擴張せんと企つるものにして、後者は各種の商品を一手に賣捌きて大經營をなさんとするものなり。而かも此等の場合には大量販賣行はれ、商品の品質を數種に限るを普通とするが故に特に人々の擇り好み多き個人的嗜好品は却つて専門的小經營によるを適當とす。總じて此等小賣商業の勢力範圍に漸次生産者が侵入を企て需要地に販賣店支店等を設くる事近來増加せるは注意するの値あり。大體に於て小經營の小賣商業は成る可く多數の賣場を設置して、小額宛販賣するを得策とする商品、殊に食料品家庭の日用品の小賣に適す。

農業に就ては大經營小經營の問題は全く其觀點を異にし、而もこれ主として農業上大小の經營が夫々生産する産物を異にし、従つて同種産物の分量及其利潤を經營の大小により對照せしむること能はざるに因る。農業上にも亦機械は殊に大經營に於て使用せらるゝも、資本及勞働の費用を耕作面積及産物の價值に比例

して考ふるに集約的經營は小經營なるを常とす。小經營に於ては園藝、野菜、果實の栽培、家畜、家禽の飼養等種々の農産物を生産するも、是等は皆大經營に適せざるなり。國民經濟上古くより認められたる大農、小農經營の區別は、小經營が比較的多人數の農民を養ふことを得るに對し、大經營は寧ろ他の職業に従事せる人々に食料品を供給するに適すといふことなり。

一九〇七年には獨逸に五百七十萬の農業經營あり、其内三百三十七萬は二ヘクタール以下、百萬は二乃至五ヘクタール、百萬は五乃至二十ヘクタール、二十六萬二千百九十一は二十乃至百ヘクタール、三萬三千五百六十六は百ヘクタール以上を使用す。而して夫々總農業面積の五分四厘、一割四厘、三割二分七厘、二割九分三厘、二割二分二厘を占む。又之に従事せる者は合計二百五十萬の獨立經營者と七百三十萬の雇人あり。

右の如く一九〇七年獨逸帝國に於て尙總計約五百萬の小獨立營利經濟あること明かにして、従つて又一切の私的營利活動を全廢し、之に代ふるに一の共同經濟を以てせんとする總社會化が如何に實行困難なるかを證するに足るべく、近き將來に於ては到底眞面目に之を考慮すること能はざるなり。唯大企業の發達せる二三の事業を社會化せんとする計畫が如何なる意味を有するかは第四章に於て説明すべし。

第四節 企業と其労働者

上に論せる大經營及企業の發達は、また労働者にとりて頗る重要な關係を有し、現在の労働者階級及労働者問題の發生は主として此發達に起因するものなり。中世に於ては雇主と労働者、即ち親方と職人及徒弟とは共に同一階級に屬し、何れの労働者も當然親方となる希望を有する地位に在り。手工業者組合が徒弟、職人の加入の制限を設けたる所以も茲に基く。後に至り手工業者組合の勢力既に衰頽に赴きし時にも、別段親方と職人との間に嚴然たる社會的分化起らず。今日とても小經營の行はる所には此種分化著しからず。反之、大經營に於ては少數の有産企業者が多數の無産労働者に相對峙し、労働者は曾つて企業者の地位に上るべき希望を有すること能はず。生産企業の發達はまた益此社會的對立を極端な

らしむるに與つて方あり。十九世紀中葉よりして近代國民經濟の中心問題となりしものは實に此現象なりき。

此社會的對立は誤れる經濟學說起りて一層油を注がれたるの感あり。マルクス、ロートベルツス、ラッサレ一派の所謂科學的社會主義 (die wissenschaftliche Sozialismus) 是にして、當時の科學的思想に立脚し、最近に至るまで之を根底より覆すものなかりき。曰く、勞働者の作出せる製品は勞働者に歸すべきものにして、企業の利潤は勞働者より掠奪するがために存すと。就中、マルクスの餘剩價值論に於て論鋒銳利を極め、其論據とする所は經濟學傳來の通說にして未だ全く排除せられざる學說、即ち財貨の價值は勞働によりて生ずてふ勞働價值學說 (Arbeitswertheorie) にあり。今日吾人は價值の秤量は純主觀的問題たることを知る。完成せる財貨が價值を有し、代金を受くるは、唯之に對して支拂能力ある需要者の存在する場合に限ることを認むるに至れり。勞働者は財貨の價值を作るものにあらず。否結局は財貨をも作るものにあらず、單に製品 (Produkt) を作出するのみ。製品が財貨と爲るや否や、將た又製品より利潤を齎すや否やは、勞働者の關する所にあらず、

獨り消費者需要に對する企業家側の正當なる評價に俟たざる可らず。従つて勞働者は企業者の獲得することあるべき利潤に付ては、何等要求すること能はず、寧ろ危險負擔に任せざる限り、初めより確定せる賃銀を受くるの契約に満足するを以て最も策の得たるものと謂ふべし。此契約を結ぶに當り、勞働者は不利にして、企業者は有利なる地位を占むることあるは當然なれども、常に必ずしも然らず。又勞働者は團結組織に依り企業者に對する彼等の勢力を強大ならしむることを得べし。殊に既述の如く其數夥しき爲め政治上の權力を得たる場合には企業者に對する勢力は容易に強大となるべし。

然れども企業の發達と共に所得の懸隔を甚だしからしめたるは事實なり。固より富者と貧者の差あるは今に始りたる事にあらずして、中世の初期に於ては富は唯土地所有に限り、主として貴族てふ特權階級に伴ひたるが、商業の發達と共に又動産を増加し、更に生産企業の發展と共に工業家にして巨富を積むものあるに至れり。然るに斯の如き向上發展は之を大經營によりて多數國民階級の零落したるに比すれば記すに足らず。即ち仲間組合組織の瓦解と共に職人徒弟は最早

親方となる能はずして、茲に未だ曾つてなかりし社會的分化起れり。新に發生せる所謂第三階級は家内工業の労働者若しくは都鄙の新工場に於ける多數労働者を使役して急激に發展を遂げたり。十九世紀の前半に於ては此等労働者は大に虐待せられ、何等の労働者保護策なく、其經濟状態は極めて悲惨にして、經濟上、政治上の權利は著しく制限せられたると共に、他方富者は獨り古來の特權階級に止まらず、苟くも多少の資本を有する者は何れも商工業又は就中投機によりて巧みに巨萬の富を獲得するに至れり。而して此の如き事情の下に於ては組織的才幹あるものは全然無資産の労働者階級より出で、經濟生活の最高位に達し、又巨富を積むに何等の妨げなかりしなり。ハーコート、エグストルフ、クルツプ、ボルジツヒ、ハルトマン、ザットラーよりキルドルフ、テイツセン、ラテナウ、パリソに至る迄何れも皆之が例證なり。然れども大體に於て指導的地位に達するには特に費用大なる教育を必要とし、獨立の營利活動をなすには必ずや資本の所有を前提とし、又斯くて財産及教育の懸隔に基きて未曾有の階級對立の端を開きたるは否むべからず。故に労働者が平等を叫び、向上の機會を切望するは毫も不當ならざるのみならず、

又此要求が社會人類の進歩に貢獻するは疑を容れざる所なり。

然るに不幸にも労働者は根本的誤謬に基く所の幼稚なる學問を立脚點とせる人々の指導を受け、以て其經濟的地位の不利なるは單に經濟的理由に歸するものとなし、同様に重要な社會的、法律的理由を輕視するに至れり。彼等は經濟秩序の一變、私的營利經濟即ち企業の廢止、少くとも大企業の全廢を要望し、之に代ふるに一般的國家經濟といふ無器用なる組織と、上よりの財貨分配を以てせんとし、而も其を實行するに當りて従ふべき見地は極めて不明瞭なるものなり。從來の技術的、唯物的經濟觀に従つて社會主義は其積極的提案に於ては常に、何人が生産手段の支配權を有するかといふことを主要問題としたるも本來の問題は寧ろ收益、(貨幣經濟に於ては貨幣收益)が如何に分配せらるゝかといふことにあるなり。現在の經濟秩序に於ける分配原則は唯物的經濟觀を以つてしては理解すべからず。主として行はるゝは分屬說(Zurechnungslehre)即ち收益は生産に貢獻する所の三要素、即ち土地、資本及労働に夫々分屬するを正當となすとの說にして、特に社會主義に於ては餘剩價值説及掠奪説(Mehrwert- und Ausbeutungstheorie)を主張す。即ち生産物

及生産手段は労働者のみの作る所なるを以て、分屬説に基き、資本利潤は労働者より掠奪したる餘剰價值なりとするなり。之に對して社會主義反對者は企業者は生産組織を整へ、生産品の販賣上の危険を負擔するを以て、収益の一部を與へらるべきものなりと論ずるも、此は問題の中心に觸れず、蓋し分屬説に立脚するが爲めに現在交換經濟組織の基本原則を全く誤解せるを以てなり。現在の基本原則は給付、反對給付の公正なる釣合に基くものに非ずして、全然偶然の出來事なる需要供給の關係即ち價格決定の上に立つなり。故に余は前述の如く、一切の所得は單に價格若しくは價格の一部にして従つて、又何等公正若しくは生産に貢獻する程度の如何を顧ることなく、全然需要供給の一點より説明すべきものなりと主張するなり。凡て所得は給付に相當する對價たらざるべからずといふ思想は主張者の公正の感覺を満足せしむべきも給付者に對する給付の苦痛と享受者に對する給付の效用とは各々其評價異なり、従つて兩者を比較すべき外部の尺度なきを以て此説は實現する能はず。故に余は給付せる労働時間に應じて報酬を與ふるといふ考は社會主義的經濟の最も無器用なる構想なりと稱るを憚らず。

然るに現在の經濟生活は稀少性(Seltenheitsprinzip)といふ全然別個の見地より組織せらるゝものなり。有名なる聲樂家、畫家、辯護士、醫師の如き、又高級官吏、重役の如きは其労働の苦痛大なるが爲めに高額の報酬を受くるに非ずして、其給付が稀少なるに因るなり。反之普通の労働者は其労働激しきに拘らず、受くる所の給料少きは此の如き給付を爲し得る者多數あるに因る。此の如き分配原則は毫も不當に非ず、即ち社會的の分配原則にして、社會全體の貨及勤勞に對する需要供給を顧慮せるなり。然れども之は各人が其労働の苦痛と、所有財産及勤勞を如何に評價せるかは全く顧慮せず、蓋し其は全然不可能なればなり。現在の交換經濟状態に於ては社會主義の理想とする如く上より支配さるゝ生産及分配の組織によりて欲望充足が行はるゝに非ずして、各人が其營利活動に於ては最高の貨幣収益を追求することによつて行はる。各人は其能力、熟練に基きて大収益の獲得せらるゝ事業、即ち最も強き需要が未だ充足せられざる事業に赴くものとす。或勤勞が高額の支拂を受くるは其をなし得る者僅少なるが爲めにして、ハ調高音を容易に唱ひ得る聲樂家、特殊の技藝を有する俳優が多額の所得を得るは一方には之を聽

き、之を覽んと欲する者多數あると共に他方之を演じ得る者少きに因る。而して此基本原則を不當なりとはいふ能はず、之に優る原則は未だ全く發見されざるなり。

斯くの如く經濟的方面、即ち分配原則には不當なるものなく、寧ろ之と必ずしも常に關連せざる法律規定、即ち相續法に不當あり。財産相續は一方相續人に對して、高給の地位を得る前提となること多き立派なる教育を受くる事を得せしむると共に他方生産手段の支配を可能ならしむ。然るに相續する事少き、又は全然相續せざる者にあつては此生産手段の支配は勞働によつて始めて獲得し得るものなり。自ら獲得せる財産の不平等は決して避くべきものに非ずして、假令今日殘らず分配を一般に平等ならしめんとするも明日又再び不平等となるべきも、財産相續の不平等殊に其の實際上甚しき不平等は經濟上決して正當なるものにあらす。されば非常に累進的なる相續税が一切の租税中最も公正なるものなるは疑を容れざる所にして、從來の國家組織に於て之を欠如せることに對する批難は勞働者階級が從來の經濟、法律秩序に對して攻撃を加ふる論點の中最も正當なるものなり。

のなり。

實際上勞働者の子弟は財産なき爲め多くは又勞働者となるの外なく、斯くて一切の財産所有者、即ち資本家に對する階級相關關係の意識を強からしむ。従つて勞働者が古くより、殊に革命以來その教育機會の改善を主張するは正當にして、勞働者中の聰明なる者は勞働者問題は今日最早經濟秩序の改造、新造の問題たるよりも寧ろ一個の教育問題、或は教育と密接の關係ある階級差別廢止の問題なることを認識しつゝあり。實際上財産及所得の大懸隔は何等經濟的革命を要することなく、嚴重なる課税によりて平等ならしむることを得べきものなるが、獨逸に於ても外國に於ても從來の國家は此點を甚だ忽にしたるなり。如何となれば勞働者は現在の經濟生活に於ても勞働組合等を組織し、又殊に其多數を利用して普通選舉による政治的權力の獲得に努むる場合には其經濟的利益を充分に保護することを得べく、恐らくは資本家と資本家利潤を全廢せる場合よりも状態良好なるべければなり。此點を更に詳述せんか、勞働者は自己の目標が資本家の其と全く同一にして、最高の貨幣收益を獲得し、以て自己の需要を出来る限り完全に充足せ

んとし、而も此目標に進むに當りては資本家と同じく少しも他を顧る所なきことを明瞭に理解せざるべからず。又若し労働者が獨占的團體、即ち労働組合、或は同盟罷業等によりて其労働の供給を制限し得るに於ては企業家と全く均しき獨占的利潤を獲得することを得べし。然るに此獨占は不熟練労働者の場合には困難なり。蓋し此場合には常に新なる競争を生ずること多きを以てなり。故に所謂自由競争、即ち各人が一般的營利心に基きて、最大の収益を獲得し得ると信ずる方面に自己の勞務を供給するといふ原則は實に企業者のみならず、労働者にも亦行はるゝなり。これ現在の國民經濟の基本原則にして、現在の經濟組織を全然誤解せる者が屢考ふる如く、競争の原則は獨占的團體によつて消滅することなきのみならず、反對に之によつて尙益優勢となるべし。

今日各個人の營利心以外に貨物及勞務の供給を制御するものなく、若し或事業に必要以上の勞働力が集まる時は競争の結果賃銀は低落し、又他の事業に於て勞働力の需要多き時は賃銀騰貴し、斯くして最も合理的の分配が行はるゝなり。故に自由競争の下に於ける總ての交換經濟的活動に對しては、貨物の販賣たると勞

務の給付たるとを問はず收益均等の法則 (Gesetz des Ausgleichs der Erträge) 行はるゝも、平均限界収益は資本の投下と労働の給付とにより各別に定めらる。(茲に平均限界収益とは給付の企てらるゝ最終の場合の平均収益をいふ。換言すれば給付を爲すものが給付を肯ずる所の最低の報酬なり。) 所謂賃銀鐵則即ち賃銀は常に最低生活費に接近する傾向を有し、若し或事業に於て労働力の供給過剰あれば過剰労働者は結局零落し、又若し労働力の需要大にして賃銀高き時は労働者の人口は急激に増加し、賃銀は再び最低生活費迄低落すべしとの説は特に社會主義者が企業制經濟組織に於ける労働賃銀決定の原因として論ずる所なれども、之は賃銀の最低限を説明するものにして實際の労働の價格を示すものに非ず。労働の價格は他の總ての價格と均しく、自由競争の下に於て生産費又は再生産費によつて決定せらるゝものに非ずして、限界収益によつて定まるなり。即ち資本投下にありては其國一般の利率により、労働給付にありては當該労働者階級の平均生活標準によりて定まり、而も場合によりては最低生活費以上に著しく騰貴すること珍しからず。

労働者が或職業に多數來集するは現組織の缺點にして又同時に自動的調節法なるが、其基く所は労働者が一旦其職業を選ぶ時は、假令労働力の需要が變化するも、直ちに轉業することは甚だ困難なることにあり。故に平均の行はるゝは主として新たに就職する少年労働者によるものにして、恰も企業者に於ても新投下資本のみが最も有利なる投資の機會を求め之によつて収益の平均が行はるゝと同様に、古きものは何れも概ね固定し、少くとも生産業に於ては移轉は極めて困難なり。此點に於て熟練労働者は多額の固定資本を有する生産企業者と全然同一の不利なる状態にあり、従つて兩者は經濟關係を出来る限り安定せしむるに就て多大の利害關係を有す。

故に企業者の側に於ても労働者の側に於ても或營利活動に参加することが主として各個人の収益の見込によつて定まることは完全なる營業自由に伴ふ一缺點にして、特に景氣の變動が大となり従つて營利生活全體が不安となるに従ひ、此欠點は顯著となりたり。往時は經濟生活上の大變動たる恐慌の原因は凶作と政治關係の變化なりしが、近來世界戰爭以前に於ては主として、技術的變化が其原

因となるに至れり。然れども獨逸に於ては又景氣の變動より生ずる影響を出来る限り微弱ならしむることを努めたり。即ち企業者はカルテル及大合成企業を以て其安定を謀り、又労働者に對しては主として手工労働を機械に代ふる場合に(例へば植字機及オーエン式製壘機械の採用に當り)其過渡期を圓滑にする政策を取りたり。斯くて獨逸に於ては戰前十年間は經濟生活が大に安定したるも、爾來現在の政治經濟状態と非常なる貨幣價值低落との爲め價格の關係は全然動搖し、企業者の經濟活動は賭博となり、労働者は其所得及職業の不安を甚だしく感じつゝあり。

第五節 個人企業及會社企業

企業が一個人の手に屬せず、多數企業者の所有に係る時は、家内經濟と營利經濟との分離特に顯著なるものあり。企業所有者一人なるか將た數人なるかによりて個人企業 (Einzelunternehmung) と會社企業 (Gesellschaftsunternehmung) の區別を生ず。然らば兩者區別の經濟上に於ける意義如何。前者にありては一企業者が全利潤

を收得し、同じく全企業危険の負擔に任ずるも、後者にありては多數企業者が利潤及危険を分擔す。又一は全資本を自ら調達せざる可らざるに對して他は多數人之に參與す。素より個人企業者も借入の方法に依りて資本の不足を補充することありと雖も、これ企業形態の如何を問はず、廣く行はるゝ所なり、多數企業者の責任を負ふ場合には一層便利に爲さるべし。個人企業者は企業に關する全責任を負ひ、事業一度び失敗すれば、彼の資本は勿論、經濟的社會的地位の失墜に終ること、を覺悟せざる可らず。これ彼をして常に緊張して事業に當らしむる所以なり。實に個人的利害關係の切實なる個人企業に於けるが如きは他に求むべからず。然れども事業の結果如何は單に彼の才能、智識及勤勉等の個人的關係のみに依つて決定せらるゝものにあらず。企業たる以上、勞働と多少の資本とは之を他に仰がざる可らず。而して今日は自由勞働契約の原則を認められ、雇主は貸銀支拂の外、事業設備の安全及衛生上の保護に關しては法律上の監督を受く、雖も尙勞働者に對する或種の社會的責任なきを得ず。又資金の貸付は純然たる商取引となり、貸主自ら貸付の確保に意を用ふべき筈なれども、而かも之を以て全然法律上の

關係にのみ止むるを得ず。法律の要求する以上に輿論の監督といふものありて、企業者をして社會に對する義務を感せしむるは特に獨逸に著しき事實なりとす。資本は多きを要し、責任は大なるに及び、廣大なる企業は専ら會社の形式を採るに至りしかば卓越せる組織的才幹を有する企業者が全責任を負ふて大企業を起すが如きは頗る例外に屬する有様となれり。しかも斯かる企業者が能く獨力にて築き上げたる企業ありとするも、それは彼の死後又は生存中に何等かの方法を以て會社組織に変更せらるゝを常とす。

されば個人企業は事業の性質上資本の大なるよりも寧ろ企業者の果斷、敏捷なる進退を必要とする場合に適當せり。個人企業が商業に普く流布し居るは之が爲めなり。蓋し商業は工業に比して資本の回轉迅速なるが故に左程大資本を要せず、又其要する所のものは主として流通資本にあり。而かも短期信用を利用して、資金を補充するは比較的容易なりとす。されど企業組織大規模となるに従つて、其指揮監督は個人の力に餘るを以て、遂には商業にも會社企業の必要を見るに至る。

企業所有者數人あれば必ず法律規則を整へ、企業の内部關係に於ては利益配當の請求、損失額の分擔を定め、其對外關係に於ては契約締結上の權限、債權者に對する義務等を規定せざる可らず。現行獨逸法に認むる所謂商事會社(Handelsgesellschaft)は合名會社(Offene Handelsgesellschaft)合資會社(Kommanditgesellschaft)株式會社(Aktiengesellschaft)及其中間形態にして特別法に依る有限責任會社(Gesellschaft mit beschränkter Haftung)是なり。尙鑛山會社(Gewerkschaft)は鑛業に關する特殊の會社形態として舊獨逸法に規定する所に係る。更に植民會社(Kolonialgesellschaft)と名くるものは會社組織を簡易ならしめ、國家帝國宰相を通じての監督の下に成立せしむるものなり。是等商事會社の發達及組織の研究は次章に譲り、今は個人企業及會社企業の數字的説明を試みる所あるべし。千九百七年の統計に依れば、獨逸帝國の工業には、助手經營一、六七四、一三二、其從業者七、五二三、七〇七人あり。又單獨經營は別に一、四五一、七〇一ありしが故に個人の所有凡てが吾人の所謂企業者にあらざれども、に屬する工業經營は三、一二五、八三三、從業者は八、九七五、四〇八人に達す。即ち全工業經營の約九五、三分の一パーセント又各種職業の助手經營全體に對しては九

十二パーセントに該當す。以て如何に小經營及其從業者の多數なるかを知るに足る。更に其他のものを記述すれば左の如し。

| | | | |
|----------------|--------|-------|-----------|
| 數人共有の工業經營 | 八二三七〇 | 其從業者數 | 二、一五一、二四八 |
| 株式及株式合資會社によるもの | 一〇、一七二 | | 一、八〇七、二三一 |
| 有限責任會社によるもの | 一一、〇〇一 | | 五三四、三二八 |
| 鑛山會社によるもの | 五一〇 | | 二二九、九九三 |
| 合資會社によるもの | 一、六三六 | | 一二九、九〇七 |
| 登記濟産業組合によるもの | 八、一二二 | | 四七、八〇九 |
| 組合によるもの | 五、一〇九 | | 三〇、二一六 |
| 其他私的企業によるもの | 四六九 | | 九、二二四 |

若し個人企業及會社企業の投下資本金又は製品產出高を比較對照するを得ば、上と全く異なる結果に到達すべきこと明かなり。現今獨逸に比して會社企業の一層繁昌せる國尠からざる中にも、北米合衆國を以て其最たるものとす。千九百六年白耳義にては株式會社に働ける工業勞働者は全體の約半數を占め、米國にて

は七十パーセントに及べるに獨逸に於ては株式會社、鑛山會社及有限責任會社を合して約十二パーセント半に過ぎざるなり。

經濟學に於て所謂商事會社を論ずるに當り、殆んど例外なく法律的地見地より、會社の形式、機關、會社内部及外部の法律關係を説明せしは最近迄の状態なり。吾人は之に賛同するを得ず。須らく會社企業の純經濟的觀察を試みん。而して吾人は殊更商事會社なる用語を避くべし。蓋し會社は商事のみに關するものに非ざればなり。經濟論よりすれば法律の設けたる形式的區別は寧ろ第二義に屬す。經濟上重要なことは合名會社と合資會社の法律的差別如何、合名、合資、と株式會社の法律的差別如何の問題にあらず。其最大眼目は實に下の如くなるべし。一つの企業を所有するもの一人なりや數人なりや、又其數人なる場合に如何なる結社形式を採るかは經濟論の關せざる所なり。法律的形式の如何を問はず數百人、數千人の所有者より成る所の大企業の存在すること國民經濟上に重大なる意義を生ずるなれ。

何故に然るか。答へて曰く、斯かる企業にありては必然的に企業所有 (Unternehm-

nungsbesitz) と企業指揮 (Unternehmensleitung) とが分岐するを以てなり。企業の所有者は企業に資金を提供して其額に應じ危險を負擔する所の企業者なり。而かもこれが數百人、數千人となるに及びては一樣に指揮經營に任する能はず。企業所有と企業指揮との分割は蓋し當然の歸趣にして、亦實に此點が經濟上最重要事たるなり。されば少數者所有の企業は、法律上會社の形態を採り、特に多く合名會社を組織するを常とすれども、經濟上は之と個人企業とを分つべき理由なし。一旦企業の所有と企業の指揮とが分離するに及びては如何に多數の人をも一企業の出資に参加せしむることゝなるなり。他なし、大なる収益を確實に豫期し得べき場合あれば多數の資本家は容易に出資を承諾し、かくて大企業が建設せらるべし。かかる方法にて最も容易に資本を吸収すべき會社企業の種類は即ち株式會社にして其驚くべき發達は各種の技術的進歩(鐵道の如き)が巨額の資本を要求するに至りし結果に外ならず。

上に述べたる所に依り、既に明かなるが如く、吾人は法律論よりせる商事會社の區別に従はず、別に會社企業の經濟的分類を樹つるを要す。人的會社 (Personalges-

ellschaft)と資本會社(Kapitalgesellschaft)の區別は其目的に叶ふものなり。人的會社の法律的典型は合名會社にして經濟上個人企業に最も近似せる會社企業なり。此種の會社は其法律的形式の如何に拘らず、少數者の協働を以て大眼目となす。之に依つて社員相互に勞働及資本の不足を補ふを得べく、特に生産企業に於ては商人と技術家と結び、企業指導の業務を分擔する爲めに法律上會社形式を起すもの多し。總て人的會社にありては社員の間、或種の分業を爲すを常とし、多くは資金補充よりも、寧ろ勞務共同を以て主たる目的と爲し、尙其共同の信用によりて資金の調達を容易ならしめんとするなり。

資本會社——法律上株式會社を其典型とす——に於ては、全く之と趣を異にし、企業者の人格は主たる問題にあらず、唯彼等の放下資本を所有者の財産より全然分離して獨立に活動せしむるを本旨と爲す。之を名けて非人格的資本主義 (personlichen Kapitalismus) となすも亦之が爲めなり。然りと雖も社會主義の論法に倣ひ、大資本の活動性を説くに恰かも資本が他の助けを仰がずして活動するが如く考ふるに廣く行はるゝも、これは避けざる可らず、何となれば如何なる企業に於

ても資本の活動には全體を統轄する指導的人格者を要すればなり。此點從來久しく閑却せられしかば、勞働者をして企業者たらしむるに生産組合を起さんと企て(後章産業組合論参照)勞働者が資本をだに所有すれば自ら大企業を經營するの資格具はると信じたるが如し。然れども大資本會社の指導者は企業者にあらず、彼は必ずしも資本を以て會社に参加するを必要とせず、單なる使用人にして可なり。是即ち資本會社の特色は企業の所有と企業の指揮との分離に存すといふ所以なり。

かく株主の大多數は企業の指揮に關係せず、たゞ單に資本を提供するに止まり、會社と殆んど没交渉の地位に在り、とせば、果して株式會社に於ける企業者は何人なりやの問題なき能はず。或は企業の指揮を以て企業者の根本義となし、株式會社の企業者は重役なりとするものあれども、是經濟上の見解といふを得ず。若し此説を認めんか、國家の計算と危険とを以て建設經營せる國有鐵道の企業者は鐵道大臣に、國家に非ずといふの不合理を生ず。寧ろ株式會社の企業者は費用と危険とを負擔する株主なりと爲すに如かず。企業に發生の動機を興へたる最

初の株主即ち發起人は勿論、後日持分を得て加入せし株主皆然り。株主中には往々自己の企業者たる地位を自覺せざるものあれども、彼等が株式を所有してこそ企業は設立若しくは存続すべけれ、株式取得者無からんか企業は不成立となるか、又は解散する外なかるべし。要之資本會社の企業者は資本参加により會社經營の意思を實現する所の株主の總體にして彼等は眞の企業所有者なり。又今日の企業にして全然自ら交換經濟的活動をなすことなく、單に他の企業の證券を所有するに止まるものあり。持株會社即ち之なり。然るに此會社には往々大危險を伴ふことあり、此危險を負擔する者、即ち株主が企業者たるなり。

上に掲げたる數字の示すが如く、獨逸に於ては未だ個人企業は其數に於ても從業者に於ても遙かに會社企業の上にとありと雖も、現今國民經濟の全組織にとりては會社企業、就中株式會社の意義頗る大なり。第二章に於て審にすべし。

第六節 企業が交換經濟組織の上に及ぼしたる

變化

以上數章に亘りて吾人は中世期の工業組織廢れて、近世企業制の勃興せしがため、私經濟の内部組織に根本的變動を生じたることを説明せり。即ち簡單にいへば現今の企業制欲望充足の社會に於ては家内經濟に隸屬せる營利活動に代りて全然獨立の營利經濟が國民經濟組織を形成する所の根本分子となるに至りし所以を明かにしたり。今は更に一步を進めて企業の發達による國民(又は交換經濟組織)それ自ら、即ち個々の營利經濟及家内經濟間に存する關係が如何なる影響を受けしかを吟味せん。此國民經濟組織の變動は從來の經濟學に於て經濟單位内部の變動よりも詳細に研究せられたる所にして、通例經濟發達の階段 (Wirtschaftsstufen) を論ずるに當りて出發點となさるゝ所なり。

中古の交易は時の政府に依り調節せられたり、例へば價格の公定、物品の検査、親方及職人の試験等の制度は此目的を達するものなり。當時鑛山業、製鐵業の如き夙に手工業者組合の掣肘を脱して比較的大規模の經營を行ひたれども、こは例外に屬し、普通には營業開始に際して官廳の特許を必要とし、甚しきは經營の規模、生産の分量迄も指圖を受けたり。之を今日に比すれば誠に隔世の感なき能はず。

今や企業者が如何なる營利部門に赴くかは無制限且つ自發的に決定せられ、結局利潤の豫測のみを以て其指針と爲す。曩の束縛状態に代つて完全なる營業自由現出せられ、個々の營利部門に出入する企業者及労働者の數をして需要の増減と一致せしむることに就ては何等の全體計畫を爲す者なし。營業開始の束縛は除去せられ、企業者が普通以上の利潤ありと信する限り其處に新企業續々として起り來る有様なり。従つて或種の部門特に殷盛ならんか、直ちに資本は此處に集中して新企業成立するは吾人の日常目撃する所なり。實に今日の企業制欲望充足の特徴は一段上位に立ち、全體を統括する指揮者の缺如せる點に在りといふべし。然れども個々の經濟單位は宛ら統一的意に支配せらるゝが如くに活動しつゝあり。蓋し最高利潤の追求は現今國民經濟に於ける自働的原則にして需要供給の適合を確保するものは自由競争にあらずして寧ろ營利心なり。然らば營利心に基く交換により欲望充足は最も完全に行はるゝや。これ現今吾人の眼前に存する中心的經濟問題なり。社會主義者は之を否定し而も其根據とする所不當にあらず。以下少しく之を論せん。

先づ一見何等の不便なきが如き自働的の欲望充足組織は企業者に取りては大きな危険を隨伴すること明白なり。吾人は國民經濟の立場より觀察して茲にまた資本危険は企業の本質なることに想到せざる能はず。企業者は現在及將來に於ける消費者需要の測定を誤り易きのみならず、他の企業者の製品の良否、價格の高低を知るは殆んど不可能の事なり。又時あつてか社會の需要の方面に變動を生じて、新奇の生産起り舊式企業全滅に至ることなきにあらず。況んや最近著しき技術進歩のために新しき生産方法採用せられ、在來の設備に投じたる數百萬金をも一朝にして水泡に歸せしむる事あるに於てをや。ルプラン式曹達製法に代りて完全なるソルベ式起り、天然藍に代りて人造藍の普及せしは善く人に知られし所なり。斯くの如き企業制欲望充足制度——各人各個の危険を負ひ、他人と競争して企業の設立經營に任じ、常に後輩によりて競争圏外に蹴落さるゝことを覺悟せざる可らざる状態——を指して生産上の無政府状態と名くるものなり。生産恐慌は實に此無政府状態の結果にして、生産を統一して欲望に適合せしむべき統一的意思の缺如せるに原因す。

欲望充足愈複雑に、企業は愈特化し、各國民經濟間の關係愈錯綜するに従ひて、企業者は事業の成敗の由來する關係を豫測すること益々困難となり、巨額の資本も徒らに浪費せらるゝことあり。捌け口なき品物が徒らに製造せらるゝは特に流行品に甚しく、また生産者或は商人が需要の見込違ひを爲したる爲めに多額の食料品を無駄にせし例亦決して尠しとせず。これ今日の營利を基礎とする欲望充足組織の不經濟的なる所以にして、社會主義者の極力攻撃する所なり。然れども果して共同經濟 (Genewirtschaft) 即ち一切の生産を公營とする場合に現在と同様の生産をなし得るか、又總て分配原則に合致すると假定しても生産物の保存分配に際して生ずる損失を輕減し得るか。此點戰時經濟の經驗に深く鑑み決して輕々に付すべからず。恐らくは將來技術の進歩の停止して、最早一切の生産業を全然一變せしむるが如きことなき時代に到達し、また恐らくは公權によりて需要を統一し、以て生産物の分配に何等の損失なからしむることを得べし。而もこれ何れも、一人として反對者なき公正なる原則の發見せられたることを前提とするものなり。然れども從來此自由競争の下に營利の爲めに行はるゝ需給適合は公私

獨占企業のなす所に比して稍完全なりしは疑なし。從來使用せしことなき日用品も廣く利用せられ、一部の人の専用せし品も今や社會全般の享樂する所となりしのみか、大量生産に依りて價格は著しく低廉となり、爲めに社會文化の進歩に貢獻せし所蓋し思ひ半ばに過ぐるものあり。國民の富の増殖するにつれて利潤を求むる資本は新欲望の充足に使用せらるゝのみならず、新需要を創造し新欲望を挑發す。企業者は商品に、意匠に、新機軸を齎して他を凌駕するに汲々とし、遂には今日好評を博したる新意匠も直ちに激烈なる競争を受けて翌日は早くも其聲價を失墜するに至る。此有様は今や美術工藝品の上にも及び、嶄新の趣向も大量生産と自由競争とによりて速かに世に廣められ、廣めらるれば間もなく人の倦く所となり再び他に工夫を凝すに至る。流行の變遷ある毎に經濟界の動搖を來し、全産業が流行氣分の上に打立てらるゝことあり。繪葉書、活動寫眞の如きも現今營利生活の不眠性を代表するに外ならず。かくて或方面に於て新企業成功せんか資本は立所に之と競争すべき企業の成立を促すなり。伯林市に於ける劇場、料理屋、ホテル、氷滑場、舞踏場等續々と設立せらるゝを見る。競争の極は外面皮相の點

に及び、一度ピロンドンの一ホテルがカールトンと名けて大成功を収め、斯業一流と號せらるゝや大都市には必ずカールトン・ホテルと稱するものを生じ、曩にサヴォイ、プリストルの稱ありしものも擧つてカールトンと改名するに至る。又ルナパーク、マキシム、トロカデロの如き何れも各地到る所に見るを得べし。

一方には斯くの如く、有利なる企業を追ふて、間斷なく轉帳する資本あれど、他方には眞に革命的大發明も眞價を認められず、企業者を得ざることなきにあらず。彼の廣汎なる用途を有する白熱瓦斯特許は最近の一大發明たるを失はずと雖も發明當時は發明家自ら殆んど行商販賣に近き苦心をなし、又今日のアウエル會社も創立當時は大銀行と取引すること能はず、漸く小個人銀行によりて維持せられたりと謂ふ。

他面には又技術的進歩の採用が早きに過ぎたる事あり。これ其應用が私經濟上利益あるが爲めなれども、従來の生産設備は悉く其價値を減すべし。低廉なる新生産方法は之を最初に應用せる企業者に對し巨額の利潤を齎すと共に又非常の投資を誘ひ、舊來の設備も尙生産を止めざるを以て、茲に生産過剰を生じ、甚しき

は資本過剰 (Überkapitalisation) の現象を呈して、當該事業に投下せられたる資本が需要の増加に相當する以上に上る事あり。此場合には私經濟上の利潤問題と國民經濟上適當なる資本の分量とが合致せず、恐慌の一主要原因亦茲にあり。何れの場合に於ても營利は決して交換經濟組織の原理として理想的の働きをなすものに非ざること明白にして、假令社會的課税の方策によつて従來に比して一層所得及財産の大懸隔を阻止するとしても尙然り。然るに此社會的課税なるものは戦前には殆んど行はるゝ所なく、又現在尙不充分にして農業上、工業上の獨占利潤、商業上の投機利潤、詐欺利潤の如きは之を重課すべきものなり。故に勞働者が資本主義を攻撃するに於ても一大理由を有するものにして、假令其根據がマルキシズムの爲めに缺陷多く、其積極的提案が不明、不充分なりと雖も、尙其攻撃は一層承認せらるべきなり。

世界戦争に因りて巨億の財を空費し、又勞働能率の減退したる結果、殊に買手に絶對必要な貨物の需要供給關係が生産者にとりて著しく有利となりたるは疑を容れざる所にして、殊に原料生産は一種の獨占的地位を占むるに至れり。然れ

ども之が爲めに又所得關係を不平等ならしめ、惹いては階級の對立を激烈ならしめたり。之に伴ひ労働者の地位亦大に動搖し、労働能率の減退と一般的貨物不足の結果、假令労働者は其團結によりて賃銀の引上に成功するも、結局毫も其欲望充足を良好ならしむることを得ざる羽目に陥りたり。労働者中容易に生活を改善し得る者あると共に他方之をなし得ざる者あり、遂に労働者階級内部の不同を益甚しからしむる事となり、一階級が他階級を犠牲として裕福となる状態は依然として變らず。而して此は部分的社會化の爲めに愈顯著となりしが、果して總社會化によつて全體を満足せしむる事を得るや否や疑なき能はず。恐らく此結果は單に政權の爭奪を無限に盛ならしむるに止まり、而も此政治的權力が又社會全體の經濟的狀態を支配するなり。上より生産を分配することに依つて經濟關係の平等を期し得るものに非ずして、技術的進歩に順應して始めて可能となるべし。實に此技術的進歩こそ景氣の變動及生産上の無政府状態の主要原因にして、營利は其原因にあらず。唯營利は其過度に行はるゝ事を防がざるべからず。尙從來の經濟組織に於ても既に經濟生活の平等を成就せんとする種々の計畫あり。從

つて自己調節を基礎とする從來の經濟秩序は其内部より、生産上の無政府状態を超越すべき計畫を發展せしめたることなしといふことを得ざるなり。然れども世界戰爭後少くとも戰敗國に於ては貨幣價值の下落と平和條約の巨額の要求に因つて、秩序ある交換經濟の原則たる價格制度の安定が甚しく攪亂せられ、現今經濟生活は非常なる不安の状態にあり。斯かる時機に於ては商業、投機、詐欺によりて大利潤を獲得し易く、而も之を排除することは極めて困難なり。然らば斯の如き場合に私企業を廢して共同經濟を以てすることは果して唯一の解決策なるや否や、吾人は之を第四章に於て攻究すべし。

第七節 最近に於ける企業の發達

競争の弊害たる欲望充足の不統一、並に所謂生産上の無政府状態を脱却せんと努力せる諸種の傾向を以下簡單に説明すべし。先づ茲に獨占的同盟 (Monopolistischer Vereinigungen) あり、之に依つて交換經濟に關係せる人々の間に相互の競争を絶滅し、其營業に對し一層有利なる條件を獲得せんことを努む。就中企業者のカル

カル (Kartelle) 労働者の労働組合 (Gewerksvereine) は其代表的のものとする。此等独占的
同盟の目的とする所は、其消費者に對して價格の懸引に當り、同盟組合員のために
有利なる條件を強要し、更に同業仲間の大半を糾合して曩きの孤立状態を退け、以
て適確に其時々之の需給適合を圖らんとするに在り。而して企業の立場より見れ
ば是即ち資本危険の減少を來すものにして企業制欲望充足制度の頗る重要な
一新傾向をなす。

独占的同盟の討究は企業形態を論ずる本書の關する所にあらず。蓋しカルテ
ルは企業の一形態に非ず、獨立の經濟にも非ず、又獨立の經濟活動も營まず、單に獨
立せる企業が規約を設けて聯合せるに過ぎずして、規約のために企業の外部形態
の變化することなし。且つ其目的が競争の除去又は制限にありと雖も、其最も進
歩せる形態なる亞米利加のトラストは數個の企業が團結して新に共同企業を設
立するものにして特殊の企業形態特殊會社たり。是に就ては次章に於て論ずる
所あるべし。尙此独占的同盟に就ては別に一書を著して説明したるが (Kartelle und
Trusts und die Weiterbildung des volkswirtschaftlichen Organisation. 4 Aufl. Stuttgart 1920) 此は本書

の補充となるべく、兩書相合して現在國民經濟上に於ける企業の地位及其發展傾
向に對し充分なる説明を與ふべし。

然れども自由競争を除去又は制限し、或は團結の力を借りて第三者との競争場
裡に優勝の地位を占めんとする近世企業者の企圖はカルテルとトラストとに盡
くるものにあらず。吾人が一般に國民經濟に於ける集中的傾向 (Konzentrations-
denz) と稱する種々の企圖は皆此目的を有する現象にして、今暫くこれが考察を試
みん。先づ普通に合成 (Integration) と稱せらるるもの、内には合同運動 (Fusionsbewe-
egung) と結合運動 (Kombinationsbewegung) との性質相異なる二者を包含するを以て其
區別を明かにする必要あり。而して此等は企業形態の問題にあらず。企業の形
態を變せずして其交換經濟上の地位に影響を及ぼすことあるべき經濟的處分な
り。合同 (Fusion) の本體は法律的處分なれども、往々にして重要な經濟的結果
を齎すことあり。即ち一つの企業が他の企業と完全に融合するを指して合同と
稱す。隨つて法律上は主として會社企業に關係を有し、法文に規定せらるる所は
會社の法人格を拋棄するに際して第三者の權利を如何にして確保するかの問題

なり。然れども之を經濟的に論ずれば此處分は私企業に於ては甚だ重要にして苟くも企業を合併強大ならしめんとするものは等しく合同と稱するを得べし。而して之によりて技術的經濟的利益を獲得し得べく、即ち多數の機械を十分に利用し、營業費を節約し、資力を増大する等財政上の目的は概ね合同と不離の關係にあるが如し。合同は又屢併合せんとする企業間の競争を除去するため用ひらるゝことあり、又合同に因りて得たる權力と大資力とを以て未だ合同に加はらざる企業に挑戦せんとすることあり。或は競争を全然杜絶し又は一定の範圍内に於ては之を廢止せんことを目的とすることあり(獨占的契約)。今日の如く工業に、商業に、將た又運送に、大經營の行はるゝ場合には、一つの企業は他の企業と結んで、所謂大企業より更に大なる企業へ發達するは實にこの合同の力に依らずむばあらず。獨逸に於ける鑛業、銀行業、電氣會社、化學工業、汽船業の大發達は合同に負ふ所頗る大なり。斯くて漸次合同に合同を重ねて遂には其間の消息を通觀する能はざる状態に達せる企業の例は蓋し枚舉に遑あらず。而して個々の企業について云へば合同は既に其極に達したるものあれども經濟界一般についていへば今

尙新たなる合同の行はるゝこと絶へずして日として商業新聞に其記事を見ざることなし。

結合 (Kombination) は合同と異り、純然たる經濟的現象なりと雖も、時として法律上の形式を踏襲することあり。即ち結合とは一の企業が在來の事業に其前後の生産行程を加へて以て企業の擴張をなすの謂にして、その方法は或は自ら新經營を建設することあり(例へば専用の炭坑、熔鑛爐、製管工場を設くるが如き)或は既存の他の事業を合同の方法に依りて取得することあり。現時大經營の發達は主として結合の方法に従ふ者にして、原料仕入の方面又は製品加工の方面に順次進入し、以て原料供給者又は製品購買者より獨立せんことを企つ。鑛山業は其最も顯著なるものにして炭坑、鑛坑、石灰石坑はもとより加工事業、製管工場、製線工場、組立工場に至る迄一企業の下に包含せしむるに至りぬ。獨逸の大電機工場は、電氣に關係あるものは、ダイナモより電球内の金屬線に至る迄一切製作するものなるが、近來に至りては更に鑄物工場より護謨工場に至る迄も併せ營むことゝなれり。或企業が他の同種企業を合同すれば、茲に初めて其前後の生産行程を結合する

こと可能となるを普通とす、従つて結合は既に述べたる特化と正反對の性質を有す。而かも結合及特化の二傾向は國民經濟上互に兩立し、各特殊の場合に適應す。結合の利益とする所は、之に依つて、從來他の専門的企業が其半製品に對して得たりし利潤を與ふることなく、單に半製品の生産費のみを支出するに在り。原料及半製品を他より購買するを要する企業は到底結合的企業の敵にあらざる所以茲にあり。此長所は鑛業に於て最も顯著なるものあり、蓋し専門的工場に鐵鑛石、半製品等の諸原料を供給するものは即ち彼の結合的企業に外ならざるを以てなり。加之結合的企業に於ては商人の利潤を除き、運送の費用を節約する利益も亦大なり。又結合的企業の長所は原料カルテルが成立して價格の釣上げを爲す場合に於て特に顯著なるものあり。そは原料生産者間に競争行はるゝ場合には時として他の企業より原料を購入するも相當格安なることあり得ればなり。而して鑛業の方面に於て特に結合の傾向著大なるは熔鑛爐の排泄瓦斯を利用して機械の運轉をなすが如き技術的進歩の結果亦與つて力あり。故に現今結合的企業は諸種の原料(殊に石炭)及半製品の不足せる場合に殊に其利益大にして、従つて結合的

企業發達の傾向は世界的大戰以來殊に著しくなれり。

技術的方面より見て現時の工業大經營の特色とも稱すべきは一經營が經濟上最早一企業を形成せず、大企業中に數多の經營包含せらるゝ點にあり。然れども經濟的見地よりすれば此技術的結合よりも一層重大の意義を有する所の一新現象あり、一企業が他の多くの企業と相頼り相扶くる連鎖關係(Verflechtung)即ち是なり。其所謂連鎖關係は必ずしも一樣の形式に依らず。或は甲企業の取締役又は監査役が乙企業のそれを兼任することあり。或は原料の共同買入注文の共同引受(電氣事業及建築業に見る所)をなすことあり。或は企業が互に長期の供給契約又は購人契約を締結することあり。或は又經營の全部若しくは一部の賃貸借をなすが如きことあり。凡べて此の如き組織を利益共同組合(Interesengemeinschaft)と稱すること往々あるも、就中重要なるは二個以上の企業が利益を共通にし、或一定の條件(普通には其資本額)に比例して分配する形式にして、是により價格引下げの競争を全廢するなり。此の如き利益共同組合は既に一八七〇年代以降時々成立し、殊に銀行の間に行はれ、所謂協同關係の設定(Konzernbildung)に與つて力あり。

即ち伯林の大銀行が株式の所有取締役及監査役の派遣若しくは利益分配の方法によつて所謂地方銀行と多少の連鎖關係を保持すること之なり。工業界に於て有名なるは一九〇四年に三大化學工業會社、即ちパーヂツシユ・アニリン及曹達製造會社、エルベルフェルド染料製造會社(元バイエル會社)及伯林アニリン製造會社の間に結ばれたる利益共同組合にして、之は又更に專屬炭坑を共同にて買入れ、従つて大規模の結合(Kombination)となるに至れり。而して三會社の純益は之を合計して、其四割三分宛を前二會社に配當し、一割四分を伯林アニリン製造會社に配當す。爾來此組合は益發展を遂げ、殊にハーバー法による巨大なる窒素採取設備の爲めに巨額の資金を必要とするに至れり。又一九〇四年に別の利益共同組合を作りたる他の大化學工業會社の一團、即ち高級染料會社、カゼラ會社及カレー會社も一九一六年には此利益共同組合に加入せり。而して組合は最近其期限を今世紀末迄に延長し、更にグリースハイム・エレクトロン化學工業會社及元ワイレルター・メーア化學工業會社をも加入せしめ、斯くて今や其總利益の二割五分宛を三大會社に、一割をカゼラ會社に、約八分強を伯林アニリン製造會社に配當す。尙又

從來は獨立企業ならざりしオツパウ及ロイナに於ける巨大の窒素工場を各會社共同して五億馬克の資本金を有する有限責任會社に変更したるが、此窒素會社はアルゲマイネ電氣會社(資本金八億五千萬馬克)と相並んで獨逸最大の生産企業となれり。

最近又一層廣汎なる範圍に互り、殊に種類を異にする企業の間、に利益共同組合が設立せられ、之によつて鑛業と電氣工業とが密接なる關係を有することゝなれり。即ち戰前既にアルゲマイネ電氣會社付屬のフェルテン及ギリヨーム電線株式會社が專屬の製鋼所を合併したることあり。但し此製鋼所は平和條約の結果放棄せられたるも、又マルゲマイネ電氣會社と佛白アルベート會社との間に密接なる關係を生ずるに至れり。然れども最初の利益共同組合としては一九二〇年に當時恰もルクセンブルグ及ロートリンゲンの製鋼所を失ひたるゲルゼンキルヘン鑛山會社と獨逸ルクセンブルグ鑛山會社との間に結ばれたるものなり。之に次では此利益共同組合と二大電氣會社、即ちジーメン・ス・ハルスケ株式會社及元シユツケルト電氣株式會社との間に結ばれたるライン・エルベ・ジーメン・ス・シユツ

ケルト組合あり。(而してジーマンス・ハルスケとシュツケルトは別に共同して有限責任會社ジーマンス・シュツケルト工場を所有す。)又南部獨逸の砂糖業に於ては五大企業が利益共同組合を作り、又現在醸造業と密接の關係ある酒精工業並に其他の工業に於ても此組合を組織せるもの尠からず。此等利益共同組合中の或者殊に化學工業の大組合中に今尙存在する高級染料會社、カゼラ會社及カレー會社の間の小組合に於ては利益分配及取締役若しくは監査役の派遣の外、更に相互に株式を所有して、持株 (Beteiligung) の形式を採用せり。而して此持株制度は今や一般に數個の企業間に密接不離の關係を生せしむる爲めに屢普通に行はれ、今日獨逸に於ても、外國に於ても大企業にして證券の所有により他の企業に参加せざるものなき有様となれり。此持株制度は結合せらるべき各企業が通常會社形態なることを前提とするを以て吾人は之を次章に於て研究すべし。茲に本章を終るに當つて忘るべからざるは、現今の經濟生活を觀察するに經濟的發展は既に何れも個人企業及從來の孤立状態より超越して、複雑なる組織に進み、而も尙現在の經濟秩序の根本原則たる私的營利の範圍内にあること之なり。果して吾人が此

根本原則を超越し得るや否や、又其時期如何——而して此根本原則を超越したる場合に始めて吾人は新なる經濟秩序を有するに至るべきものなり——に就ては何人も今日之を言明することを得ず。

第二章 會社企業

第一節 商事會社の發達

吾人が既に前章に於て説明せるが如く、經濟的見地より會社企業を分類すれば、人的會社及資本會社の二種類となすことを得べし。人的會社 (Personengesellschaft) にありては社員の全部又は大部分が企業の指揮經營に参加し、其資本と勞働とを供給する點に於て最も個人企業に近似せるものなり。資本會社 (Kapitalgesellschaft) は之に反し企業の所有と企業の指揮とが分岐して社員の全部又は大部分は資本を醸出するに止まり、企業の指揮は必ずしも出資者にあらざる使用人之を掌るを普通とす。人的會社の典型は合名會社にして資本會社の模範は株式會社なり。而して法律の規定せる商事會社 (Handelsgesellschaften) の内、合資會社 (Kommanditgesellschaft) と株式合資會社 (Kommanditgesellschaft auf Aktien) とは此兩者の中間に位す。即ち出資をなす少數の社員と企業の指揮に當る少數の社員とより成り、後の社員は無

限責任を負担し、前の社員は出資を限度とする有限責任を負担す。而して株式合資會社は其資本を株式に分割せるものにして比較的純資本會社に近し。何となれば其有限責任社員は人數に於ても、出資額に於ても遙かに無限責任社員の上に在ればなり。茲には先づ商事會社の沿革及法律上の組織につき重要な點を説述すべし。

最も廣く行はるゝ商法上の會社は合名會社 (Offene Handelsgesellschaft) にして、元の 'Compagnie' 即ち *Brotgemeinschaft* なり。合名會社の起源に關しては未だ明かならざれども商事會社中最初の形態なりしことは疑を容れず。其濫觴は家内經濟及家族經濟に在り、其目的は他人の勞務を合せて自己營利經濟活動の範圍を擴大するに在ること今も昔も逾ることなく、資本の吸収は寧ろ第二義に屬す。父が其子と相携へて事業を共にすることもあれば、二三子相率ひて父の遺業を紹ぐに合名會社の形を以てすることもあり。今は更に知己朋友を迎へて共同企業の經營に參與せしむることあり。合名會社は恐らく其端を伊太利の工業に發し、漸次諸所に傳播流布し、就中大商業に利用せられ、數名の社員が各地に散在して共同事業を營

むに至れり。即ち社員は會社の營業に對しては連帶の責に任じ、外部に對しては一の單位として活動し、一個の商號 (Firma) を使用して獨立の營利經濟たることを明かにするものにして、一言以て之を盡せば共同企業を組成するなり。現今汎く行はるゝ合名會社の法規は一六七三年に制定せられたるコルベア (J. B. Colbert) の商法を其母法とす。

合名會社と異なる發展の徑路を採つて生れたるものは合資會社なり。合資會社は其起源をコムメンダ (Commenda) に求むべく此は既に古代に於て其發生を見たるも、特に中世海上運送及海洋貿易に於て充分なる發達を遂げたり。コムメンダは先づ一種の委託關係或は信用關係にして、海上貿易の衝に當る商人トラクタートル (tractator) 即ちコムメンダタリウス (commendatarius) が商品の委託を受け、出資者に其賣揚利益の分配を約するものとす。されば資本提供の地位に在る委託者が多數相寄つて共同契約の締結をなすか又はトラクタートル自身が一部の資本を供與する場合に始めて經濟上の意義に於ける會社が発生す。斯くて獨立共有の一營利財團たる會社、即ち「ソシエタスマリス」(societas maris) が成立す。而して

トラクタートルは恒に會社の代表者となり、出資者の結合は持續的となり、會社關係は一個の商號に依つて表示せらるゝに至る。コムメンダは當初は海上商業に限り行はれたりしが漸次陸上商業就中銀行業に用ひられ、貴族僧侶の徒は勞務を提供せずして商業に参加することを得るが故に好んでコムメンダを利用せり。現行合資會社の法制は十七世紀佛國の創定にかゝる所なり。所謂匿名組合 (*Unternehmensgesellschaft*) も亦コムメンダより發達したるものなれども合資會社とは其性質を異にす、即ち合資會社の有限責任社員は會社の共有者となれども匿名組合員の出資は悉く營業者の物と爲るなり。故に匿名組合は經濟上の意義に於ては會社にも非ず、企業の共有にも非ずして、寧ろ一の信用關係にして唯一の利子を伴はざるなり。合資會社に於ては出資を限度として責任を負擔する有限責任社員と、自己の全財産を以つて會社債務の擔保に當つる無限責任社員即ち業務擔當社員 (*“persönlich haftenden gesellschaftlicher” oder “Komplementäre”*) と並び存す。而して通例會社の經營は無限責任社員的手中にあれども又其以外に使用人をして其衝に當らしむることを得。

次に株式會社 (*Aktiengesellschaft*) は商事會社の中にて最も重要なものにして學者の從來最も力を注ぎて研究せる所なり。株式會社制度の起源は頗る複雑にして其發生の時期及先驅となりたる制度も亦一ならず。先づ其本流は十二世紀以來伊太利に發達したる債權者團體即ちモンテス、或はマオナ (*Montes oder Maone*) と名くるものに在り。而かもモンテスは當時勃興しつゝありし貨幣經濟の下に於て莫大なる金員を國家共同の目的の爲めに徵收する團體たりし事實は信憑するに足ると雖も、こは本來共同營利經濟たるよりも寧ろ國家の債權者の自衛團體にして、例へばゲヌアのサンジョルヂョ銀行 (*Casa di S. Giorgio*) の如き植民地を所有し、銀行業を營みたりと雖も其本來の目的は債權者團體たるにありしなり。然るに又北歐殊に和蘭及英吉利に於て十六七世紀の交に大會社企業發達せるを見る。和蘭に於ては船舶共有團體並びにコムメンダに其端を發し、英吉利に於てはエリザベス女王の朝海外通商の獨占權を獲得せるも未だ共同の資本を有せざる一種の組合、即ち制規會社 (*“regulierte Compagnien”*) (露國一五五四年、普國一五六八年、土國一五八一年創立) に由來す。

眞に近世的株式會社の嚆矢となすべきものは一六〇二年和蘭政府が印度貿易を營むが爲めに約六百五十萬フロリンの資本を以て設立したる和蘭東印度會社 (Allgemeine niederländische vereinigte Oostindische Compagnie) なること疑を容れず。此會社は當時印度貿易に従事せし多數の小規模の會社及船舶共有團體が互に過度の競争を試み不便不利尠からざりしを統一したるものなりき。尙株式會社の經濟上最重要事項たる會社資本を均一代替的の株式に分割することも亦和蘭を以て其祖國とするが如し(此は或は西班牙より影響を蒙りしならん)。此外株式をして無記名證券と爲し、其賣買移轉を自由簡略ならしめし功績も一つに和蘭に歸せざるべからず。此最初の大株式會社の株券は亦取引所に於ける株式投機の動機となり、會社設立の當初より其株式は遂に額面價格の上に出でしが、其配當率の變動の多かりしに乗じて投機熱益甚しくなれり。(今試みに配當額の割合を示さんか、一六〇五年に一割五分、一六〇六年に七割五分、次で四割二割二割五分、五割の變動を見たり)。後間もなく和蘭西印度會社並び起り、其株券も人々の喜んで投機の目的とする所となり、アムステルダム取引所に於ては早くも株式市場に定期取引行は

るゝに至りしかば、遂に一六一〇年和蘭政府は法律を制定して株式投機勃興の弊害を取締らんと試みたり。

やがて和蘭以外の諸國就中英佛兩國に於ても海外貿易に従事する株式會社設立せられ、漸次遠洋漁業、海上保險、銀行、火災保險、鑛山等の各種事業に利用せらるるに至りたり。英國の如きは既に一六九五年不健全なる會社設立熱の第一期を劃し、次で一七一七年より二〇年に跨りて英國(所謂泡沫會社)及佛國(ジョン・ローのミシッビー會社)に現出せし大熱狂時代に於ては株式制度の濫用早くも近代色彩を呈する所となれり。かゝる未曾有の投機熱に浮されたる大狂亂時代以來久しく株式制度の信用は地に墜ち、何人も之を顧みるものなかりしが、十八世紀の末葉より十九世紀の初期に亘りて漸く株式會社は其頹勢を挽回し、保險會社、鑛山會社、銀行を株式會社組織にて經營するもの出でたり。然れども其設立は一定の特許を要件とし、特別法の取締を受けたりき。株式會社の大發展は實に十九世紀の中葉以降、殊に鐵道建設の爲めに大資本の集中を必要とせしに初まる。即ちこの資本吸収の策として、大陸諸國に於ては、一八五二年巴里に創立せられしクレディ

| | | | | |
|-------|---|------|---|------|
| 一九一二年 | 同 | 四一六七 | 同 | 三三七七 |
| 一九一三年 | 同 | 四三三二 | 同 | 三六五三 |
| 一九一四年 | 同 | 一八一八 | 同 | 一八三九 |
| 一九一五年 | 同 | 一一三四 | 同 | 一四四五 |
| 一九一六年 | 同 | 一六〇〇 | 同 | 二〇六四 |
| 一九一七年 | 同 | 一八二七 | 同 | 二〇三三 |
| 一九一八年 | 同 | 二二三四 | 同 | 二五二一 |

尙現在會社數左の如し。

| | | | |
|------------------|------|-------|-------------|
| 一八九七年末の現在有限責任會社數 | 一八一三 | 其資本金 | 百萬馬克 六三〇 |
| 一九〇九年末 | 同 | 一六五〇三 | 同 |
| 一九一一年末 | 同 | 二二二七九 | 同 |
| | | 四二二三〇 | |

有限責任會社は主として家族會社新發明品の發賣又は特許の獲得をなすために利用せらるゝ(而して後者の場合には既存の株式會社が特別の有限責任會社を新設すること屢あり)。又將來適當の時期に於て株式會社に組織を變更する豫備

たることあり、既に少數企業家の手に獨占せられたる同種の工業を統一するため
に用ひらるゝことあり。又中には頗る大規模のものあり。アニリン會社の窒素
工場は資本金五億馬克、ジーマン・シュツケルト工場は資本金九千萬馬克、ヒベル
ニア會社の持株團體たるヘルネ有限責任會社は資本金四千二百萬馬克に上り、其
他スツム製鐵工場、レヒリング製鐵鋼工場、其他銀行業、新聞社(アウグスト・シエー
ル出版所、フランクフルト新聞、ミュンヘン新聞等)の如き之なり。又カルテルの中
央販賣所、最近に至りては、土地會社(幾分は土地増價税及土地賣買税の脱税を目的
とするものにして、土地を購買せんとする者此會社に加入して其持分の土地を使
用するときは結局單獨に土地を購入了ると同一の目的を達するなり)の設立に
有限責任會社の形式に依ること屢あり。

産業組合の例に倣ひて有限責任會社にも保證義務(Nachschusspflicht)の制を定め
られたるが、此は鑛山會社(Gewerkschaft)に於ける追納義務(Zubussepflicht)の如く強制
的には非ずして、定款によりて確定す。保證義務は有限又は無限の何れにても可
なるも、必ずや持分に比例して定めらるゝを要す。持分は代替的の有價證券に非

ずして各社員が會社に對して有する権利を表現するものなり。されば各社員は設立の際唯一個の持分を引受けることを得るものにして、従つて持分は均一なるを要せず。株式と異り分割することを得るも、各持分は五百馬克、會社の資本金は二萬馬克を最低限とし、持分百馬克毎に一個の投票權が與へらる。而して資本金の全額拂込に就ては債權者保護の爲めに各社員連帶責任を負ふも、最後の保證義務は唯會社に對してのみ負擔するものとす。

上述により有限責任會社は一般に人的會社に近似せる事は自ら明かなるべし。其社員は概ね經營に参加するを本則とすれども、社員は通常少數にして、二十五人以上の社員を有する有限責任會社は極めて稀なり。土地會社に於ては多數の社員を有するものあれども此は前述の如く脱税を目的とするものなり。

第二節 證券制度

吾人は第一章に於て國民經濟の上よりせば企業的所有者單一なるか少數なるかの區別は重要な問題にあらずして寧ろ數百數千の所有者を有する企業の存在

するに至りし事實こそ研究に値するものなることを陳じたり。かく多數の資本所有者を糾合して企業設立に參與せしむる方法は眞に最近の發達に屬し、代替的有價證券就中無記名證券たる株券及債券の賜たらずむばあらず。之を總稱して證券(Effekten)と稱す。債券及株券といふ形式に於て代替的無記名證券を利用することは近代國民經濟上頗る重要な事柄にして其發生より以後を特に證券資本主義(Effektenkapitalismus)の時代と命名し、資本主義に一新紀元を劃することを得べし。現今公債、社債、不動産擔保債券及株式に於ては極めて多額の資本即ち貨幣收益に對する請求權が具體化せられ、此請求權の大部分は其根源たる物財資本に基づくものなり。然れども世界戰爭以來未曾有の巨額に上りたる公債の如きは全く信用、即ち租稅基礎の上に生ずるなり。而して假令此有價證券が物財資本より生ずる場合、雖も證券なる仲介物によりて其物財資本と證券を通じて其を所有する人の間には全然分離獨立す。此の如く或生産事業の物財資本を株券に具體化すれば、其生産事業は多數株主の人格及財産より分離して獨立經濟を營むの觀を呈し、又此傾向は株券が日々其所有者を變更し得ることによりて強められ、而も

株券が取引所に上場さるゝ株式會社に於ては實際上株券は頻繁に轉帳するを常とす。従つて此企業は資本供給者たる株主より獨立して交換經濟的職分を完ふし株主に關係なく收益の追求をなし、全然株主の勞働を俟たざるなり。かゝる有價證券の作用を資本の非人格化 (Unpersönlichwerden des Kapitals) 又は動化 (Mobilisierung) と稱するなり。

有價證券の未だ發達せざる間は數百千の人々共同して事業を起すが如きは全く不可能のことなり。従つて合名會社、合資會社等の證券資本制以前の會社は個人的關係重きをなし、甲の經濟主體が自己の資本のみにては不十分なる場合には彼と特に個人的關係ある乙の資本に依つて之を補充し、反對に乙の經濟主體は個人的に親密なる資本需要者を有するにより初めて其死藏せる資本を放下して利殖することを得たりしなり。資金の貸借、組合事業も亦結局は個人的關係を基礎として行はるゝものなり。往時彼の「コムメンダ」契約に在りても組合員は經濟上協働するの必要なかりしかど、貨幣資本或は物財資本を「トラクタートル」に委託するには特に「トラクタートル」の個人的信任の厚き場合に限られたり。

是を現今の最も發達せる證券制度と比するに其差異果して幾何なるぞ。若し資本家が相當の資産を蓄へ、之を投資せんとするの意思あらば、何時にても之を實現することを得べく、一度び銀行家の手許に預金として引渡せば立所に數十の國家、數百の自治體其他の公共團體、はては數千の商工企業の債權者となり、所有財産の許す限り多數の企業の共同所有者となる事を得べし。しかも甲企業の持分又は之に對する債權關係は亦何時にても之を拋棄して乙企業の持分を獲得し又は其債權者となることを得べし。是皆物財資本を有價證券に具體化せし效果に外ならず。又此作用に依りて、物財資本の持分を何時にても再び貨幣資本に變化することも可能となれり。斯くて資金貸借及事業參加が驚くべき増加を示し、巨大の企業が株式會社の形式にて設立せられ、又公共團體が能く巨額の資金を集め得るに至りたるは決して怪むに足らざるなり。尙證券制度が經濟生活、殊に所得分配に對して如何に著しき影響を及ぼしたるかは第四節に於て論ずべし。

中世期に發達せる會社企業の中にも舊獨立法の規定せる鑛山會社 (Gewerkschaft) にありては資本の非人格化と云ふ獨立的會社企業の特色最も顯著にして「ク

ツクス」(Kux. 鑛山會社の持分は夙に有價證券として認められ、中世既に其賣買頻繁に行はれたり。然れども鑛山會社の持分は不特定にして換言すれば持分の單位たる「クツクス」は株式の如く、會社に拂込まれたる一定金額を代表せずして會社全財産の若干部分を表示するものとす。鑛山會社の「クツクス」は舊制度の下に於ては百二十八個に分割せられ、一八六五年普國鑛業法の制定せる新制度に従へば百又は千個に分たる。又舊制度に依れば「クツクス」は分割讓渡することを得べく、此分割に依つてのみ百二十八人以上の者が一鑛山會社の共同經營に加はることを得たるなり。然れども此制度は頗る不便にして、相續及賣買によりて持分の寸斷せらるゝこと殆んど豫想外に出づること珍しからず。例へば千八百六十七年二月十六日に實際調査せる所に依ればルール河畔アルテンドルフのアルテンドルフ鑛山の組合員百四十一人ありし内、或一人は

$$\frac{15,492 \text{ 百京} \times \text{百京}}{420,854 \text{ 百京} \times \text{百京}}$$

即ち分子に四十七桁、分母に四十八桁の數字を有する分數に相當する持分を一

個と、其外に十個の持分を所持し、其内の一つは若干兆分の一に當れり。又他の二人は分母三十五桁の持分を有し、尙他の二人は夫々三十桁及二十六桁の分數に相當する持分を所有せりと言ふ。之を以てしても該組合制度の近世資本動化の目的に不適當なること十分明かなるべし。

従つて改正法律に據る鑛山會社の「クツクス」には可分性を附與せず。然れども此場合にも亦一鑛山事業に加入する社員の数千人を超過する能はず、否、通例之より遙かに少數なるの缺點あり。又大規模にして有利なる鑛山のクツクスは一株にて既に大なる財産となり而かも之を分割する能はざるの不便あり。最近エワルト及ロートリンゲン石炭會社の持分は二十五萬馬克、ウインタースハル加里會社の持分は三十九萬馬克にて賣買せられたり。

總て「クツクス」には資金追納義務附隨す、即ち「クツクス」の株主たる「ゲヴェルク」は其持分に對して會社の規定せる追加拂込の義務を負ふ。此は特に往時にありては鑛業に於ける資金の需要は豫め之を算定すること困難にして且つ資金を一時に集むること不可能なりしに由る。而して此義務の免除を欲するものは所有ク

ツクス」を會社に提供して賣却せしめざるべからず。加之「ツクス」は無記名證券にあらざるが故に所有權の移轉は社員名簿の書換によつて效力を生ずるを通例とす。

兎に角鑛山會社に於ては資本の動化未だ完全なる能はず、從つて最近に至り少くとも大企業に於ては株式會社又は有限責任會社のために漸次壓迫せられ、唯加里工業に於ては特に地方的法律上の理由により其餘命を繋ぎつゝあり。

昔株式會社は其設立に關して國家の免許 (Konzession) を必要とし、此手段に依りて不健全なる會社の設立及び之と關聯せる過度の投機を防止せんと謀りしが、一八七〇年に至り、北獨逸聯邦の法律は先づ設立免許主義を捨て、次で其翌年に此法律は更に南獨逸に施行せられたり。時恰かも普佛戰爭終了の後を受けて市場一般に好景氣の折なりしかば兩々相俟つて株式會社の設立は未曾有の盛況を呈する結果となれり。一八七一年迄に普魯西本國に於て設立せられたる株式會社の數は四百五十九にして其内千八百年以前に成立せしもの五あり。然るに一八七

一年七二年の僅々二ケ年に全獨逸帝國に新設せられし數は實に六百八十六の多きに上れり。其内譯を示せば一八七一年には會社數二百七、資本金七億五千九百萬馬克、一八七二年には會社數四百七十九、資本金十四億七千八百萬馬克なり。千八百七十三年には其設立件數二百四十二、資本金五億四千四百萬馬克にして、其資本金の大なる、今に至るも此右に出でたる年度なし。千八百七十四年に設立件數九十、資本金一億六百萬馬克に減退し、更に千八百七十五年には五十五、四千六百萬馬克となれり。千八百七十六年乃至七十九年は復と見る能はざる不振時代にして設立件數は夫々、四十二、四十四、四十二、四十五、其資本金は千八百萬馬克、四千三百萬馬克、千三百萬馬克、五千七百萬馬克を示す。千八百八十年以後の數字を掲ぐれば次の如し。

| 年 度 | 設立件數 | 資本金 單位百 萬馬克 | 年 度 | 設立件數 | 資本金 單位百 萬馬克 |
|-------|------|-------------------|-------|------|-------------------|
| 一八八〇年 | 九七 | 九二、〇 | 一八八三年 | 一九二 | 一七六、〇 |
| 一八八一年 | 一一一 | 一九九、〇 | 一八八四年 | 一五三 | 一一一、〇 |
| 一八八二年 | 九四 | 五六、〇 | 一八八五年 | 七〇 | 五三、〇 |

| 年 度 | 設立件數 | 資本金 單位百 萬馬克 | 年 度 | 設立件數 | 資本金 單位百 萬馬克 |
|-------|------|-------------------|-------|------|-------------------|
| 一八八六年 | 一一三 | 一〇四、〇 | 一九〇〇年 | 二六一 | 三四〇、〇 |
| 一八八七年 | 一六八 | 一二八、〇 | 一九〇一年 | 一五八 | 一五八、〇 |
| 一八八八年 | 一八四 | 一九四、〇 | 一九〇二年 | 八七 | 一一八、〇 |
| 一八八九年 | 三六〇 | 四〇三、〇 | 一九〇三年 | 八四 | *三〇〇、〇 |
| 一八九〇年 | 二三六 | 二七一、〇 | 一九〇四年 | 一〇四 | 一四一、〇 |
| 一八九一年 | 一六〇 | 九〇、〇 | 一九〇五年 | 一九二 | 三八六、〇 |
| 一八九二年 | 一二七 | 八〇、〇 | 一九〇六年 | 二二二 | 四七五、〇 |
| 一八九三年 | 九五 | 七七、〇 | 一九〇七年 | 二二二 | 二五四、〇 |
| 一八九四年 | 九二 | 八八、〇 | 一九〇八年 | 一五一 | 一六二、〇 |
| 一八九五年 | 一六二 | 二五一、〇 | 一九〇九年 | 一七九 | 二三一、〇 |
| 一八九六年 | 一八二 | 二六九、〇 | 一九一〇年 | 一八六 | 二四一、〇 |
| 一八九七年 | 二五四 | 三八〇、〇 | 一九一一年 | 一六三 | 二二五、〇 |
| 一八九八年 | 三二九 | 四〇四、〇 | 一九一二年 | 一七九 | 二五一、三 |
| 一八九九年 | 三六四 | 五四四、〇 | 一九一三年 | 一七五 | 二一九、〇 |

| 年 度 | 設立件數 | 資本金 單位百 萬馬克 | 年 度 | 設立件數 | 資本金 單位百 萬馬克 |
|-------|------|-------------------|-------|------|-------------------|
| 一九一四年 | 一一九 | 三三三、七 | 一九一七年 | 一一一 | 二七九、一 |
| 一九一五年 | 一八 | 五八、〇 | 一九一八年 | 一六八 | 三四七、九 |
| 一九一六年 | 八九 | 一一四、二 | | | |

増資額(發行價格による)

| | | | | | |
|-------|-----|-------|-------|-----|-------|
| 一九一二年 | 三五六 | 九三五、三 | 一九一六年 | 二〇六 | 二六六、三 |
| 一九一三年 | 二八五 | 五〇四、八 | 一九一七年 | 三七〇 | 七九〇、九 |
| 一九一四年 | 一七九 | 六二二、六 | 一九一八年 | 四四八 | 八六〇、八 |
| 一九一五年 | 七六 | 二六九、三 | | | |

*一九〇三年にはクルツプ株式會社資本金一億六千萬克の設立あり。

上記の數字は株式會社の設立が主として景氣の上下に伴ふことを示す。又一八八二年乃至九四年には小規模の設立多かりしが此種小規模のものは一八九二年有限責任會社法の施行により有限責任會社として設立せらるゝに至りて減少せり。一九一八年の統計に據れば獨逸に於ける株式會社の數四千七百十、公稱資

本百五十八億馬克、積立金四十二億八千萬馬克、社債三十五億七千萬馬克、社債以外の抵當付債務十八億馬克に達す。

一九一八年に於ける四千七百十の株式會社の内譯次の如し。

| 業種 | 會社數 | 資本金 <small>單位百 萬馬克</small> |
|--|-----|-----------------------------------|
| 農業 | 一 | 一、六 |
| 遠洋漁業 | 二〇 | 二六、二 |
| 精煉業 <small>採掘業及金屬工業 を兼營せるもの</small> | 三四 | 一、二五二、二 |
| 同 <small>單純なるもの</small> | 六二 | 四二〇、六 |
| 加里鑛業 | 二七 | 二二、八 |
| 製鹽業 | 八 | 一四、五 |
| 石材及土壤採取業 | 三三三 | 四七一、〇 |
| 金屬加工業 | 一七二 | 四〇二、〇 |
| 機械器具製造業 | 六一七 | 二、五五四、〇 |
| 化學工業 | 三七九 | 一、〇三八、〇 |

| | | |
|-----------------|-----|---------|
| 燈火材料、石鹼、脂肪、油製造業 | 一四一 | 二一九、三 |
| 木綿工業 | 一二七 | 二二五、四 |
| 其他の紡績業 | 一四二 | 三〇一、八 |
| 製紙業 | 九九 | 一九七、六 |
| 皮革及護謨工業 | 六六 | 一五四、四 |
| 木材及彫刻材料業 | 六九 | 九八、九 |
| 釀造及麥芽製造業 | 五二六 | 六三一、四 |
| 其他の食料品業 | 二八〇 | 四七四、〇 |
| 衣服業 | 二三 | 五六、八 |
| 洗濯業 | 四 | 〇、五 |
| 建築業 | 四七 | 七六、八 |
| 書籍、新聞、印刷業 | 一一六 | 九五、七 |
| 銀行業 | 三八三 | 三、七九九、四 |
| 不動産賣買業 | 二二四 | 三九一、五 |

| | | |
|-----------|------|----------|
| 其他の商業 | 一〇〇 | 一九一〇 |
| 保險業 | 一三五 | 一八一三 |
| 鐵道業 | 五六 | 二四二九 |
| 輕便鐵道市街鐵道業 | 二三八 | 八九〇九 |
| 河川及沿岸航海業 | 五五 | 七三一 |
| 海運業 | 二五 | 六九五 |
| 旅館及酒舖業 | 五四 | 六一七 |
| 音樂及劇場業 | 三三 | 二〇〇 |
| 其他 | 八〇 | 二九八九 |
| 合計 | 四七二〇 | 一五、八二〇、八 |

一九一九年以後獨逸の株式會社は貨幣價值低落及經營資本の必要増加の爲め増資の徴候を示したるが、新企業の設定は餘り著しからず。一九二一年には其總資本金は三百五十億馬克と計算せらる。

一九一二年及一九二一年に於ける獨逸の最大株式會社の狀況を對照するは興

味少からざるべし。

先づ一九一二年に於ける一億馬克以上の會社を列擧すれば左の如し。

| | | | | |
|------------------|-----|-----|-----|-----|
| 獨逸銀行 | 資本金 | 二〇〇 | 積立金 | 二〇八 |
| 割引會社 | 同 | 二〇〇 | 同 | 八〇 |
| ドレスデン銀行 | 同 | 二〇〇 | 同 | 六一 |
| ゲルゼンキルヘナー鑛業會社 | 同 | 一八〇 | 社債 | 七三 |
| フリードリッヒ・クルツプ株式會社 | 同 | 一八〇 | 同 | 五八 |
| 帝國銀行 | 同 | 一八〇 | 積立金 | 七〇 |
| ダルムシュタット銀行 | 同 | 一六〇 | 同 | 三三 |
| シヤフハウゼン組合銀行 | 同 | 一四五 | 同 | 三四 |
| アルゲマイネ電氣會社 | 同 | 一三〇 | 社債 | 八〇 |
| 漢堡亞米利加汽船會社 | 同 | 一五〇 | 同 | 七五 |
| 北獨逸ロイド | 同 | 一二五 | 同 | 七五 |
| 海外電氣會社 | 同 | 一二〇 | 同 | 八五 |

| | | | | |
|-----------------------------|---|-----|-----|------|
| 伯林商事會社 | 同 | 一〇〇 | 積立金 | 三五 |
| フエニツクス株式會社 | 同 | 一〇〇 | 社債 | 三四 |
| 獨逸ルクセンブルグ鑛業會社 | 同 | 一〇〇 | 同 | 六〇 |
| 伯林市街鐵道會社 | 同 | 一〇〇 | 同 | 二 |
| 次に一九二一年に於ては左の如し。 | | | | |
| アルゲマイネ電氣會社 | 同 | 八五〇 | 資本金 | 百萬馬克 |
| 有限責任會社メルゼンブルグ・オツペナウ・アンモニア工場 | 同 | 五〇〇 | | |
| バードイツシエ・ア・ニリン及曹達製造會社 | 同 | 四三〇 | | |
| エルベルフェルド染料製造會社 | 同 | 四三〇 | | |
| 高級染料製造會社 | 同 | 四三〇 | | |
| 獨逸銀行 | 同 | 四〇〇 | | |
| ドレスデン銀行 | 同 | 三五〇 | | |
| 割引會社 | 同 | 三〇〇 | | |
| 漢堡亞米利加汽船會社 | 同 | 二八五 | | |

| | | |
|------------------|---|-----|
| フエニツクス株式會社 | 同 | 二七五 |
| 獨逸ルクセンブルグ鑛業會社 | 同 | 二六〇 |
| ジーメンズ・ハルスケ株式會社 | 同 | 二六〇 |
| フリードリッヒ・クルツプ株式會社 | 同 | 二五〇 |
| ダイムラー・モーター會社 | 同 | 二〇〇 |
| 獨逸ユルゲン株式會社 | 同 | 二〇〇 |

世界最大の株式會社は依然として資本金八億六千八百萬弗と、社債六億弗とを有する「ユナイテッド・ステーツ・スチール・コムパニー」亞米利加製鋼トラストなり。此會社の一九一八年現在の使用人は二十六萬八千七百十人、之に支拂ふ賃銀總額は實に四億五千三百萬弗の巨額に上れり。米國鐵道事業の最大なるものはペンシルバニア鐵道會社にして資本金四億五千四百萬弗、社債二億五千八百萬弗を有す。又歐羅巴最大の生産事業は英國の大石鹼製造會社リーパー・ブラザースにして、一億三千萬磅の公稱資本と三千四百萬磅の拂込資本とを有す。

第三節 資本會社の組織

獨逸に於ては有限責任會社の制度著しき發達を遂げ、諸外國ならば株式會社を起すべき場合にも尙其略式たる有限責任會社を利用すること廣く行はるゝ状態なれども、而かも此國に於ても株式會社は國民經濟上最重要の會社制度たるを失はず。其資本調達の爲めに普く社會の各階級を糾合し、企業經營の爲めに莫大の資本を吸収し得る點に於ても又其得たる收益を廣く多數の出資者に配當する點に於ても他種類の會社の遠く及ばざる所たるや明かなり。

獨逸商法第七十八條に據れば株式會社の成立は株金ヲ以テ責任ノ限度トスル社員ノ全部ガ株式ニ分割セラレタル會社資本ノ拂込ヲ終了セル時なり。蓋し經濟上より見れば純資本會社の特質は企業的所有と企業の指揮との分離なれども、法律上よりすれば醸集せられたる資本の法人化にあり、即ち會社の債務に對して株主は一切責任を負担せざる點に在るなり。獨逸にては株式の金額は千馬克を以て其最低限度と定め（一八八四年商法改正以前は百ターレルを最低限度とし、

此種の株式は今も尙市場に於て取引せられつゝあり、唯株券の賣買につき特に會社の同意を要する記名式の株券及聯邦會議の許可を得て設立せる公益事業の株式に限り、額面二百馬克を下らざるものを發行し得ることとせり（商法第一百八十條）。株式は額面（平價）以下の價額を以て發行することを禁ずと雖も平價以上の發行は何等差支あることなし。但し此場合のプレミアム即ち額面を越ゆる金額は之を法定準備金に組入るゝことを要す。法定準備金とは第二百六十二條に「會社資本ノ十分ノ一ニ達スル迄ハ毎年純利益ノ二十分ノ一ヲ積立ツベシ」と命ずる所のものは是なり。又株式會社は法律の強制せる以外に所謂任意準備金を設くるを通例とす。又往々所謂秘密積立金の形式に依り、貸借對照表面に直接に準備金として掲げず、財産殊に容易に賣却し得べき有價證券の價格を著しく低價に評價して生ずる準備金を置くことあり。加之又機械其他の生産要具、什器、建物、殊に甚しきは不動産の如きをも全然銷却濟となせる會社も少からず。法律の命ずる準備金も通例現金其他の財産として保存するものにはあらず、單に貸借對照表の一勘定科目たるに止まり、現實には普通の資本金と同様に事業に運轉せらるゝなり。

資本増加の目的を以て新株を發行する場合に割増金あらば之を法定準備金に組入るゝこと設立發行の時に同じ。新株は舊株の全部拂込の後に非ざれば之を發行することを得ず(但し保險會社の場合には別の規定あり)(第二百七十八條)。新株の發行は株主總會を開き出席株主の四分の三以上の同意を得て之を決す。

株式會社設立の基礎をなす所の定款は之を商業登記簿に登記の申請を爲さるべからず。而して商事裁判所は之に應じて法定の手續を履行せしや否やを審査の上登記を爲すべく、此登記に仍り株式會社を法人として存在するに至るものなり(第二百條)。株式會社が解散する時は取締役或は取締役に代つて選任せられたる清算人が清算事務を行ふべし。併し株式會社の解散には必ずしも清算は必要事項にあらず。資産負債を包括せる會社財團を譲渡す場合及他の會社と合併する場合は即ち是なり。

株式會社の機關は取締役 (Vorstand) 監査役 (Aufsichtsrat) 及株主總會 (Generalversammlung) なり。株主總會は本來の企業者たる株主が會社の業務に關して其權限を行使する機關なり。株主總會は取締役之を召集し(第二百五十三條)少くとも毎年

一回定時總會を開き、貸借對照表及利益配當案の承認並びに取締役及監査役の改任をなすを要す(第二百六十條)。尙株主總會は資本の二十分の一以上に當る株主の請求あらば、之を召集すべきものとす(第二百五十四條)。

株主總會は實に會社の最終最高の意思を抽出する機關なり。然れども株主の數増加するにつれて、株主總會は漸く無能となり、殆んど積極的に最高意思を發表することなく、決議は頗る形式的となり、單に重役の提出する議案に同意するに過ぎざるを通例とす。従つて順境にある會社にありては、株主總會に出席する株主も極めて少數にして、議事日程も殆んど重役の專斷にて速決せらるゝなり。しかも尙一團の株主が事業經營に對して不満を抱く場合には、株主總會を論戰場裡と化し、多數派が其所思を貫くこと難きにあらず。然れども、株主總會は直接に企業の指揮經營に關與するものにあらずして、取締役を選任して其局に當らしむ。此取締役選任は實に株主總會の重要な權限にして、而かも其選任は獨逸にては必ずしも株主中よりするの必要なし。取締役は内に於ても業務の執行を爲し、外に對しては會社を代表するの機關にして、尙其上に株主總會は監査役なるものを選

任して監督機關とす。

茲に注意を要するは獨逸に於ける株式會社及株主の地位は頗る民主的なる事是なり。即ち株主は悉く議決權を有し利益配當の決定、貸借對照表の確認、資本増減の決議等の重要決議事項は殆んど凡て株主總會の同意を其條件と定む。然るに英國及米國に於ては株式會社の組織は獨逸に比して却つて民主的ならざるは一奇と謂ふべし。此等の國にては株主總會の權能は貸借對照表の承認及重役の選任に限られ、配當案、増資案すら議決するの權限を與へられざることあり。加之特定の株式に限り議決權を與へ、以て本來の出資者をして會社の運用に與り知らざらしむる所の一種の風習あり。米國の所謂 Common Shares は無償若しくは無償同様に發起人に分與せらるゝに拘らず、議決權は全然此種の株主にのみ保留せらるゝこと稀なりとせず。其結果米國の株式會社に於ては寡頭政治の状態を現出し、會社經營の地位にある少數有力株主の一團が大株式會社を左右する——術語を以てすれば支配する (kontrollieren) ——を普通とす。但此場合英米に於ては取締役と監査役との職分上の分岐は遙かに獨逸に於けるよりも少きことに想到せ

ざるべからず。即ち嚴密なる意味の監査役なるものなくして、取締役會 (Board of directors) が事業監督の職分を盡し、社長 (President) が實際企業の指揮に當るとの區別存すれども明かに其職分を判つこと能はず。かゝる組織を採る時は、重役は通例自ら株券を所有して、企業と密接なる利害關係を保ち、經營の方法も自然獨逸の如く、役人的なる能はざるに至る。又實際米國に於ては國家の官僚組織の存在せざるが爲め企業の役人的經營も亦實際不可能なるべし。然れども其結果として重役が總資本金の比較的小部分、しかも議決權付株式の多數を所持して全企業を自由に支配し、他の株主を無能力たらしむるに至りては確かに一大弊害といはざるを得ず。最少の投資に依りて大企業を左右せんとする方法に就ては米國大資本家の種々考案を廻らせる所にして、其結果、遂に後章詳述すべき企業の箱詰制度 (System der Verschachtelung der Unternehmung) ——證券代位 (Effektensubstitution) ——と稱する妙法を案出し、有らゆる事業に廣く應用せられつゝあり。固より此場合資本家は十分に企業と株式市場相場の動搖との關係を了解し、欲するが儘に投機市場を操縦するが故に、常に小株主を犠牲に供する結果となるは亦已むを得ざる所なり。

獨逸の如き民主的會社法の下に於ては支配權の獲得及濫用は甚だ容易ならずと雖も又之と同時に事業の經營を株主總會に於ける偶然的多數派に一任せざる可らざるの不便あり。而して凡て民主政治の實例に徴するに多數者の政治が果して能く大局を達觀し、眞に事業の隆盛を促すの力量ありや甚だ疑はしきものあり。然れども國家の民主政治と稱するものも實際上絶對に寡頭政治即ち少數者の意思が全體を指導するの事實と相容れざるものに非ざるが如く、株式會社にありても、若し株式が充分分散せられ株主多數なる場合には最少の資本を以て容易に會社の實權を掌握すること不可能にはあらざるなり。

而して獨逸に於ては革命以來政治生活は民主的となりたるに拘らず株式會社の民主的組織は却て退歩せるといふ珍現象を生じたり。蓋し之は外國資本家の侵入を豫防する爲めに多數の會社に於て數個最高三十個の議決權を有する株式が發行せられたるに由るものにして、其結果多くは現在の重役が其地位を強固ならしむるに至れり。加之現今の如く物價の動搖多く、一切の經濟關係が不安なる場合に於ては大金融取引及投機、並に富裕なる生産者、商人若しくは投機業者の行

ふ合成企業の買占は從來とは全く異なる影響を及ぼすに至れり。此見地よりすれば獨逸の經濟生活は大に亞米利加化したるものにして、蓋し米國に於ては常に投機的の設立及金融方法が盛に行はるゝを以てなり。

然れども現在に於ても、法律の定めたる監査役と取締役との地位の區別の如きは實地の上には案外其價值少きものと言はざるべからず。何となれば彼等の地位の強弱は多くの場合人的關係に基きて決定せらるゝものなればなり。現今の如き投機と恐慌の時代に於ては人物は方策に對應して出現すべく、非人格的資本主義なる標語あるにも拘らず、大企業經營の任に當る人物は今尙極めて少數なる事は何人も認めざるものなく、勞働組合も之に賛同せり。重役が才能と精力とに卓越せんか、能く一人にて全企業を操縦し、監査役も株主總會も全く自己藥籠中のものと爲すを得べく、又縦んば此事無しとするも權謀術數を用ゆること、彼の惡評ありし葡萄糟乾燥株式會社の總支配人シュミット氏が監査役及ラップチツヒ銀行の取締役を悉く籠絡したるが如きことなきにしもあらず。又監査役中に勢力あり經驗に富める議長、就中以前に事業經營の位置にありし人の如きは後進若輩

の取締役を願使して自ら事業上の指揮者となることあり。又大銀行を代表して會社の監査役となるが如き場合には、金力に依りて能く事業を左右し、少くとも普通以上の權勢を有するに至る。更に又從來全く事業に無關係のもの——以前は通例は銀行なりしが、現在は戦争にて數百萬の富を得たる商事會社多し——が多數の株券を買収し不意に會社の經營に決定的勢力を以て容喙することあり。獨逸に於てかゝる實例は殊に最近、フージョン^{フージョン}及利益共同組合等に就て屢見る所なり。論じて茲に到れば再び企業者の資格は必ずしも會社企業の指揮と關係なく、種々の人物の内に適材を發見することを知るべく、畢竟個人的技能と勢力によつて決するなり。

監査役は獨逸にて會社法改正案の提議せらるゝ場合に概ね問題とならざることなき機關なり。抑々監査役は商法第二百四十六條の規定により廣汎なる業務監督の義務を負担し、會社帳簿の檢閲、商品有價證券及現金有高の調査、決算及貸借對照表の検査を行はざる可らず。然るに監査役は頗る多額の賞與金を取得しなからしかも會社使用人の怠慢又は不正行爲の監督に對しては殆んど無能力の故

を以て世人の論難攻撃其跡を絶たず。而して之に對して取締役及監査役に責任を負はしめたるは極めて稀なりとす。或は監査役の責任を重課し、其が爲めに賞與金の停止を主張する者あり。或は絶對的に監査役は使用人の巧妙なる詐欺行爲を突止め、其責任を負ふべき義務ありと論ずる者あれども、是れ監査役に對して酷に過ぐるものといはざるべからず。然れども其職務を熱心且つ誠實に執行し得る監査役も決して少からざるは疑なき所なり。故にこれを前提として多數會社の監査役を兼任するを嚴禁せんとするものあり。成程從來大銀行家の如き數個の事業の監査役を引受けて、箇々の會社のために特に忠實其職に盡瘁する能はざりし例なきにあらざりしと雖も、直ちに形式的法規を設けて取締まるの要ありや疑なき能はず。何となれば兼任の監査役を不適當なりとして排斥すると否とは、一つに監査役の選任をなす株主總會の權限なればなり。獨逸に於て監査役の選任に付ては事業に對する特別關係就中銀行關係重んぜられ、又重要なる原料供給工場の經營者又は顧客も重大關係を有す。彼の英國に屢行はるゝが如く、貴族の門下より裝飾的人物を選任するが如き場合は寧ろ甚だ少し。

原則として株式は總て一個の議決權を有す(商法第二百五十二條)。然るに實際上獨逸に於ても亦株式の種類を分ちて夫々權利を異にする株式の發行を許されたり。二個以上の議決權を有する株式に就ては上述したるが利益の分配に關しても亦同様の事あり(第百八十五條)。即ち特に營業不振の状態にある企業が増資せんとする場合に優先株(Vorzugsaktien)の發行せらるゝこと屢あり。優先株は舊株(即ち普通株)の配當を受くるに先立ち一定額の配當を受くるといふ優先權を有す(普通株を優先株に引直す場合には株式の合併を必要とす)。又優先株は其配當を受くること能はざる場合には普通株に對し追加拂込をなさしむる權利を有す。又配當の最高率の限定せられたる定率優先株(festverzinsliche Prioritätsaktien)なるものあり。之は殊に近來頻繁に發行せられ、多くは數個の議決權を有す。又亞米利加に於ては普通株と優先株とに分たるゝことを常とす。普通株は拂込なしに發行せらるゝ所謂水割にして従つて本來は優先株のみが企業の價值を表現するものなれども、普通株は株式市場に於て盛に賣買せらる。獨逸に於ては更に所謂利益享有證(Genusscheine)なるものありて、會社の財産に對する持分權なきも、一定の

利益配當を受くる權利を有す。

亞米利加に於ては株式の議決權と關聯して種々の弊害あり。出来る丈少き資本金を以て企業を支配し得んが爲めに或種の株式例へば概ね拂込のなき普通株のみが議決權を有するが如きこと之なり。例へば煙草トラストに於ては

| | |
|-----------|-----------|
| 五六〇百萬弗 | 六分利付優先社債 |
| 七八七 | 四分利付社債 |
| 八〇〇 | 優先株 |
| 合計 二一四七 | 議決權なき資本金 |
| 之に對して 四〇〇 | 議決權獨占の普通株 |

次に社債發行による資金の調達は獨逸に於て盛に行はるゝ所にして、又近時亞米利加と同様に著しく重要な地位を占むるに至れり。獨逸に於ける社債發行額は擔保付社債を除きて一九〇五年三三一百萬馬克、一九〇六年二五七、一九〇七年一七三、一九〇八年四〇二、一九〇九年三二九、一九一〇年四二五、一九一一年三九二、一九一二年四五三、一九一三年三七一にして、此内には露西亞、亞米利加等の外國鐵道

會社の社債もあり。全體に於て獨逸の工業社債に投下せられたる資本は一九一〇年の帝國統計に據れば約四十億馬克に達す。

英米兩國に於ては株式及社債は何れも之を數種に分類することを得べし。然れども此は決して望ましきことに非ずして、本來は立法上なるべく種類を限定すべきなり。何となれば種類多き時は株主及社債所有者の權利不明瞭となり、放資物として買入るゝ場合に欺かれ易きを以てなり。殊に英國の多數株式會社の資本募集は此立場より大に反對を受くべきものにして、又近年獨逸に於ても株式の種類増加によりて多數大企業の資本募集が曖昧となれるは甚だ悲しむべきことなり。

第四節 資本會社の國民經濟的意義

有價證券制度の發生以前にありては會社企業未だ廣く行はれず、偶々行はるれば合名會社の形式に依るを通例とし、多數社員を有する株式會社の如きは未だ成立するに至らず。實に當時他人の資本を利用せんとするものは必ず資本家の個

人的信任を得ざるべからず。公共團體と雖も信用の方法に依りては唯小額の資本を利用するに止まり、到底大事業を起すこと能はざりしなり。然るに大勢漸く革まりて、今日の如く國債制度の廣く應用せらるゝに至りしは全く有價證券制度の發達の賜ならずんばあらず。寔に今日吾人の所謂流通資本 (mobiles Kapital) の如きは過去の人々の夢想だもせざりし所なり。蓋し資金の貸借も事業の出資も總て對人的關係を基とし、一旦蓄積せる所得を放資すれば長期に亘りて固定せざる能はざりしなり。現今は之と全然其趣を異にし、何時にても有價證券の購買によりて大資本の放下を爲し、又何時にても有價證券を賣却して投資の回收を爲すことを得。何となれば一方に蓄積せられたる所得は、昔の如く、否貨幣及信用機關の改善のために昔よりも一層速かに、實際の生産手段たらしむるを得るのみならず、他方資本家の手許にありては此等の生産手段は、證券化の方法によりて、貨幣を所持せると同一の流通性を具備し、何時でも現金の形に引戻すことを得ればなり。此點を常に念頭に置きてこそ、資本會社の價值も自ら正當に了解せらるべし。然るに在來の經濟學の著書は多く此處に思ひ及びしものなきが如し。

證券化に依る資本動化の効果は之を二となすことを得べし。資本の動化によりて大企業に對する資本の集中容易となること其一なり。かくて成立せる大企業の収益が多數の株主に分配せらるること其二なり。而して此第二點は第一點と同様に重要な意味を有する所の事實也。先づ第一の効果より之を論せんか、株式會社は苟くも其事業の目的にして有利なる限り如何に巨大の資本も欲するが儘に吸収せらるべく、又一旦設立せられて豫定の結果を收むれば事業擴張の資金は立所に山をなして流入し來るべし。かくて多數の資本家が其資本を提供し、又富者は多數の企業に参加することを得べし。彼の十九世紀後半に起りし鐵道建設其他の大事業に投じたる大資本は有價證券制度あらずんば到底之を集中する能はざりしなるべく、又現今國家が利付公債 (Rentenschuld) の方法に仍つて巨億の國債を募集しつゝある所以のものは蓋し其債券を賣却すれば恰かも政府より償還ありしと同一の結果を見るがためならずんば非ざるなり。株式會社にありては一方には際限なき利潤獲得の機會を提供して人を事業参加に誘ふと同時に、他方には其事業参加の危険を制限する有限責任制度なるものあり。確定せる利息を

目的とする貸借關係と並んで、確定せざる利潤を目的とする株式取得が廣く社會の各階級に行はれ、其結果株式會社の意義は危険の分配にありと言はしむるに至りしものは専ら此有限責任制度の與つて力ありし所なり。要之、資本の動化は上述の理由に依りて新式の生産方法の輸入を容易ならしめ、以て技術上の進歩應用を促進せし長所ありしと雖も他方には株式の流通性と其變動常なき利潤配當とは相俟つて、投機及賭博を助長せし弊なきにあらず。節を改めて此點に論及する所あるべし。

資本的會社の第二の意義は、既に述べたるが如く、大企業の収益を多數人に分つことにあり。有價證券制度の未だ生ぜざる時代にありては企業の利益を少數の出資者に歸せしむるの外なかりしが故に大企業の成立には極めて不便なる事情あり。今一例を示して之を明かにすべし。譬へば獨逸全工業生産をクルツプ會社の如く僅かの人の所有に係る企業に獨占せしめしとせば極少數者を非常に富ましむるに至らん。即ち所得の分配は頗る一方に偏するの嫌なき能はず。然るに株式會社によれば、大企業の収益を多數人に分配するを得ること到底彼の比に

あらず。況んや、現今の如く大資本を有する大企業の必要を痛切に感ずる時代に當りては株式會社及其有價證券制度は益々時代の要求に適する所得分配の實を擧ぐることを得べきなり。此理由により工業及運送業に於ける大經營の増加は有價證券の發達と密接の關係あるを知るべし。斯くの如くにして、株式會社は實に大資本を集中する方法たるのみならず又多數出資者に利益を分配するの手段となりしなり。現今の如く發達せる技術が大經營を必要とする場合には株式會社即ち有價證券制度を利用することによりて、然らざれば生ずることあるべき資本家の横暴を抑壓することを得べし。若し株式會社なかりせば進歩したる工業國に於ては皆、少數の「工業王」(Industriebaronen)の階級の專横は、農業國に於ける有力なる大地主階級のそれに比して尙更に激しかるべし。然れども又株式會社の發達は金融家、銀行家の勢力を偉大ならしめ従つて投機的精神を旺ならしむるが故に國民經濟上に於ては其弊の及ぶ所彼の工業王の跋扈に過ぐる所なしとせず。然れども此は適當なる會社法を設け、直接税を賦課することによりて防止することを得べし。此點に就ては從來の租税制度は全く無爲にして、社會的意義に於て

必要なる所得及財産の大平均を圖ることを怠りたり。

證券制度によりて可能となりし企業の所有と企業の指揮の分岐、換言すれば單に株式の賣買によつて、企業に参加し、又脱退するの事實は不勞所得 (arbeitslose Einkommen)の獲得を廣く社會に普及せしめたり。試みに百年以前に遡りて、不勞所得を享けし階級を見れば、僅かに土地を賃貸する大地主ありしのみにして、稀には都市に於て貸家をなす家主ありしと雖も到底今日の盛大なるに比すべくもなし。何れにしても不動産所有者に限られしなり。さればこそ最近迄土地の所有が財産世襲の唯一の方法にして、土地貴族(Grundaristokratie)は代々社會の上流に位する唯一の貴族階級たりしなり。かの商工業を相續する者は自ら家傳の職業に従事せざるべからず。しかも數代の後には其相續者必ずしも父祖に比すべき力量を有せざるが故に其家産も亦倒壊するに至る。若し商工業者が永く事業を世襲せしめんと欲すれば其財産を土地の形にて所有せざる可らざりしなり。彼の有名なるフツガー(Fugger)ヴェルザー(Welser)の財産も實は斯くして數世紀の久しきに亘り維持せられたるなり。

今は之と全く其趣を異にす。例へば或工場主が身代を作れば其工場を株式會社組織となし、必要に應じては一部の株式を公募するも可なり。兎に角自己の資産を確實に其株券の形にて所有する時は子々孫々に至るまで勞働せずして工場の収益を享くることを得べし。且其財産は管に維持せらるゝに止まらず又屢々増殖せらる。即ち年を経るに従ひ償却の結果株券の價格は騰貴し、新株が發行せられ、株主には相場に比して有利に與へらるゝが如きことあるなり。要之かくして生ずる財産の安定は最初の持主の死後にまで及ぶこと證券資本主義の一特色にして、一度び有産者階級の列に入りし者が、永く其階級に止まることゝなる。かくの如き重大なる事實も余が十年以前に之を指示せる前には人の認識する所とならざりしは蓋し證券資本主義が一般に未だ充分注意せられざりしたためなるべし。此意味に於ては證券資本制は社會的階級の對立を峻嚴ならしむるの傾向あるや明かなり。何となれば人の生命と共に終始する勞働所得に相對して財産所得即ち所謂確定所得 (fundierte Einkommen) の地位を重大ならしむるを以てなり。之に加ふるに一兒制度又は二兒制度を遵奉して財産の分割相續の割合を減すれば

減する程其子孫の享くる不勞所得は益々大となる。一見奇説を弄するが如しと雖も、二兒制度と證券資本主義とは恰かも相關關係に在るものなり。證券資本主義の發達は恐らくは二兒制度を促進せしむべし。彼の模範的金貸國たる佛國、及株式制度の頗る發達せる米國の百萬長者の間にありては人口増加率の頗る貧弱なるは此理に依る。

「有價證券を所持すれば自ら勞働することなくして多數事業の収益の分配に加はることを得る結果として經濟上及社會上に及ぼす影響は管に上述せし所に止まらず尙多數の長所短所あり。例へば多數の人々が學者又は官吏等の如き其報酬を以てしては殆んど生活費を支ふる能はざる職業を好む傾向を促すが如し。換言すれば官吏の手當は其社會的地位に比して稍少きにも拘らず其志望者頗る多數に上るは一つに證券資本主義發展して財産所得普及したるが爲めならずんばあらず。かく多數の人が、學問に、美術に、形而上の富の開發に努力せんとするは——有爲の士必ずしも資産家ならざるも——之を國民文化の上より見て頗る歓迎すべき事實たるや明かなり。然れども國家行政のために徒らに多くの勞働を

奪ひ去るは決して喜ばしき現象にあらず。況んや、英米に於けるが如く財産家が全然財産所得に生活し、債券利札の切取り以外には爲すべき仕事もなく、日々戶外の遊戯に退屈を凌ぎ、衣食萬端他人の勞働に仰ぐが如きは國民經濟上何等裨益する所なかるべきなり。兎に角證券資本主義は勞働所得に生活する階級と財産所得に生活する階級との對立を益々峻嚴ならしむること疑を容れず。さればこそ不勞所得の擔稅額を大ならしめて其不調和を調節するは公正なる租稅制度に不可缺の要件たるのみならず、重く且つ累進的の相續稅を賦課すること眞に社會正義の要求にして近き將來に於て何れの國にありても避くる能はざるの趨勢なりと謂ふべし。」

以上は余が十年以前本書の第一版に記したる所なり。而して今や戰爭及革命の經驗により、從來如何に此點が等閑に付せられたるかは何人も知る所なるべし。若し戰爭以前に所得稅及財産稅を一層累進的ならしめ、相續稅を更に完備し、戰爭による特別利潤並に投機及奸商の利潤を一層嚴重に課稅したらんには、勞働者階級は恐らく今日の如く虚偽なる急進主義の下に貧窮に陥るか如き事なかりしな

るべし。今や勞働者は其正當の目標たる不勞所得の制限を唯資本主義の全廢、即ち現在の經濟秩序を全然排除することによつてのみ達し得るものと信じ、餘剩價值なき共同經濟（一）といふ理想を恰も宗教上の教理の如くに信奉し、而も今日に至る迄一般に此共同經濟に對して新なる組織及分配の原則の定められたるものなき状態にあり。此點に就ては吾人は再び後章に於て説く所あるべし。故に現在の經濟生活を改革せんとする者に對して株式會社を明白に了解せしむるは極めて重要な事項なり。即ち株式會社殊に證券制度は大企業より生ずる收益を多數者に分配し、従つて所得分配の状態を良好ならしむるに最適當せるものなるが、同時に又證券制度は財産の世襲、及不勞所得の獲得を非常に容易ならしめ、且つ其範圍を擴大ならしむるといふ短所を有し、之と前記の利益と相殺することなきにしもあらず。然れども此不利益は前述の如く直接稅の完備によつて對抗することを得べし。

尙株式會社の發達が所得關係に及ぼしたる第三の重要な結果あり（補註第一、業より生ずる所得の多數株主間に分散すること第二、一旦有産）。株式會社の發達により階級の列に入りたるものの子孫は永く其階級に止まること。

て、大經營が長足の進歩をなしたる結果従來自己の計算及危險に依り營業せる小企業者が進んで從屬的なる會社使用人と成るに至れること是なり。見よ、會社の重役、技師、支配人、出納方等の如何に激増したりしかを。昔ならば彼等の大多數は恐らく獨立の企業者たるべかりしに今や一生を捧げて從屬的の使用人生活に入り。論者屢々かくの如き雇傭労働者の増加するを見て嘆かはしき現象なりとなすと雖も、一面にはまた其長所なきにあらず。雇傭労働者の經濟上の地位は比較的確實安全なるものあり。小手工業者或は小賣商人の經濟的位置が熟練労働者のそれに比して劣れるが如く、獨立せる企業者の地位は株式會社の高級役員に比して必ずしも良好の位置を有するものと言ふべからず。實に株式會社は其大なる資本の力を以て人材招聘のためには如何なる多額の俸給をも厭はざるが故に獨立營業者は勿論、官吏、公吏等は相携へて會社の使用人となり、有爲の士は悉く株式會社に吸収せらる。かくて窮地に陥るものは獨り個人企業者なり、彼等は到底大會社の資本の力には拮抗すること能はざるべし。就中長期に亘りて不景氣の繼續する場合には株式會社は利益配當の中止、資本の減少等の手段を採るも各

株主は其全財産を一會社に投ずることなきが故に能く難關を切抜けることを得べしと雖も、個人企業者は此際恐らく其事業を抛擲して再び之を企つることなかるべし。

株式會社は企業者にとりては危險の分配をなし、無資産者にとりては高き賃銀を確實に收得するを得せしむるの利益なきにあらざれども、しかも勞働所得によりて生計を維持する雇傭労働者の階級を作ることは何れの方面より觀察するも決して喜ばしきことにあらず。否啻に株式會社のみに止らず公企業の發達及國家職分の膨張に伴ふ官吏の増加も亦之と同一の弊害を齎すものといふべし。何となれば經濟上企業心の減少を惹起すればなり。所謂官僚的經營の行はるゝは公企業及公企業と同一の經營方法を採る大企業にありては當然の事柄なり。蓋し生活の安定を計ることに偏して發動的の營業方法を碍ぐるに至るべし。殊に獨逸に於て一般に官僚制度を偏愛する傾向あるがために延いては企業心の廢頽を來す憂あるは明々白々なり。

然れども又之と全然正反對に出づることもなきにあらず。大會社の支配人、銀

行の重役は外來の資本を用ひ、自己の資本は全く危険に曝すことなきが故に、動もすれば企業熱に浮され易く、無定見に新案を追求して止まず、未だ試みられざる新發明にも投機的に大なる資金を投じて先驅者たらんと工夫することあるべし。

今日問題となるもの二あり。一方に於ては社會的給養の目的を以て社會化の要求をなすものあり。然るに此社會化は國家の萬能を信する幼稚なる信念に基き又戰時經濟の經驗に依て何等學ぶ所なき思想にして、即ち上よりの支配によりて需要供給の適合が無計畫なる資本主義的營利の場合に比して遙かに良好に行はれ得るものと考ふるなり。又他方に於ては現今物價の變動甚しく、一般に經濟上不安の状態にあるが爲めに投機が廣き範圍に互つて盛に行はれ、従つて株式制度は從來より重要な地位を占めつゝあり。然れども余は此の如き一般經濟秩序は現在の獨逸に於ける如き貨幣價值の低落及平和條約によりて生じたる變態的過渡的の經濟狀態の立場より判斷すべきものに非すと信ず。戰前の如き平常の經濟狀態に於ては大株式會社は寧ろ經濟生活を出来る丈け安定ならしめんとする努力の當事者にして、此狀態にありて若し株式會社が出来る丈け廣き階級を其

事業に参加せしめ得る場合には歓迎すべきものなり。

實に斯くの如き企業の設定が國民經濟的欲望と一致せず、需給の適合また不確實なるの嫌あるは今日の經濟秩序に伴ふ缺點といふべし。現今欲望充足の擴張を決するものは資本を所有し、之を危険に曝す本來の企業者の企業心にはあらず、會社に備はれて會社の事業と直接の利害關係なき重役の活動慾か、然らずむば單に放資口を求めつゝある資本の支配する所たり。それがために過去は勿論將來資本會社の發達に伴つて益々勢力を増加する一つの重要な結果を生ず。即ち現今の大企業制の下に於ては個人の企業心は最早企業を成立せしめ經濟を進歩せしむるの要素にあらず。却つてかゝる大企業は多數株主の營利機關なること恰かも國家の施設が國民一般のためにすると同じく、其間に何等個人的衝動の活躍するものなく、たゞ所謂流動資本が其放資の機會を求むるがために經濟活動の動因となり、欲望充足を發達完成せしむるなり。これ實に近世資本會社及證券制度に附隨する普遍的にして且つ頗る重要な現象なり。たゞ今日に於ては生活資料を稼がんとする人々の従事する小工業及小商業のみが個人的衝動の領域た

るに過ぎず。其以外に於ける大企業の範圍に於ては皆集中統一せられたる資本の價值を増殖する目的を以て設立せらるゝなり。而して銀行業は此資本の集中統一を掌る機關なり。今日證券資本主義の時代には資本家が自ら企業を設立するものにあらず。彼等は先づ手許に在る遊金を銀行に預け、銀行は斯くて得たる資金を新企業に放下し、反對に資本家は銀行の提供する有價證券を取得して企業の持主となる。實に銀行が企業の設立につき大なる勢力を有するは近代國民經濟に於ける資本會社制度の特色と言ふべし。

資本會社の發達上述の如し。而して其當否長短は四圍の事情を斟酌せざるべからず。昔手工業者組合制度に行はれしが如く政府が營業開始の調節を圖る制度が撤廢せられしより以來最高の利潤を得べき期待が營業選擇につき殆んど唯一の指針となるに至りぬ。即ち最高利潤期待の内に、自ら財貨の需要供給調節せらるゝなり。此點は勿論資本會社にありても亦同じ。しかれども少數大企業の場合に於ては多數小企業の何等組織なく競争する場合よりも需要の關係に應じて生産を伸縮せしむるの便多かるべし。しかも現今の實際を見るに、大資本會社

の設立たるや個人の企業心に基くにもあらず、又社會の眞の需要を考慮して行はるゝにもあらず、一つに貨幣及資本市場の景況如何に支配せらるゝなり。是貨幣及資本市場の主要機關たる銀行の資本會社に對する密接なる關係より來る結果にして流動資本の性質を最も明白に曝露するものなり。かくて吾人は近世企業及國民經濟の眼目たる起業金融の問題に論及せざる能はず。然れども尙其以前に、國民的政策の範圍に屬する所の株式會社の效果に就て研究する所あるべし。

資本會社にありては企業の所有と企業の指揮とが分離する爲めに、獨逸海外事業の發展に重大なる影響を及ぼしたり。抑々海外事業を起すに當り若し個人企業による時は其資本と勞力は本國より失はるゝ事多しと雖も、株式會社組織を以てすれば通例其収益は本國に逆流するものとす。今や獨逸の國富は日々に増殖して諸外國の經濟的開拓に助力し得る地位に達せしのみならず、獨逸製品の輸入國の中には或は經濟的立法に依つて輸入を制限し、或は競争激甚となる結果獨逸は自然其國に於て事業を設立するの必要を感じ、近來會社制度は新たに此方面に大なる價值を發見するに至れり。かくて海外の鐵道事業、電氣事業、及鑛山業に會

社企業の行はるゝこと多し。獨逸海外電氣會社はブエノスアイレスに廣大なる設備を有し、獨逸最大株式會社の一なり。小亞細亞鐵道、山東鐵道、獨逸海外銀行亦此例に洩れず。

戰時中英國人が獨逸人の私有財産に對して行ひたる侵略の結果此の如き事業並に私人の海外投資が大部分喪失せるは世人の知る所なり。然れども之によりて獨逸の海外事業が英佛、白蘭の諸國に比して如何に僅少なりしか、明白となり。就中英國人は直接大規模に鐵道、鑛山、農場等の諸事業を設立し以て世界の半を自己の用に供し、經濟上の屬國たらしむるに至れり。故に若し他國民にして、英國人が戰時中獨逸人の私有財産に施したる方策を英國人に對して行はんか英國人は忽ち其國富の大半を失ふことゝなるべし。

第五節 資本會社の設立

資本會社は其成立の方法に於て個人企業及人的會社とは自ら異なる所あり。而して之を異にする所以は再び證券資本主義即ち資本證券化の作用に歸せずん

ばあらず。個人企業及人的會社は概ね小規模のものより漸次發達して大規模となり、又人的會社は通例個人企業より發達す。されば個人の事業が漸次發達して大規模となり、其經營に支障を生ずるに及んで新しく社員を加盟せしめ或は子孫親戚を糾合して人的會社組織せらるゝの順序に出づる場合頗る多し。之に反して資本會社は普通設立の當初より大規模なるを其特色とす。されば資本會社の適する事業は多數の資本家を必要とする場合、巨額の資本を要する場合、及び事業の危険頗る大にして其分擔を必要とする場合なり。従つて此要件を具備せる鐵道業、鑛山業、銀行業、保險業には株式會社多し。然れども近來株式會社は必ずしも此條件と一致せざる場合あるのみならず、例へばフリードリッヒ・クルツ・株式會社の如く株式が少數の株主に屬する所謂家族會社なるものにも用ひらるゝに至れり。併しながら斯くの如きは固より例外に屬し、株式會社の本來の性質としては早晚資金を公衆より募集し多數人士に事業參加の機會を與ふる目的を以て資本を株式に分割するものと稱して誤なかるべし。

乍併また、此株式會社の設立に付ては法律上の形式が頗る重要な影響を生ず

るものなり。商法が明文を以て株式會社の設立を嚴重に取締まる所以は蓋し其設立が頗る複雑なる法律關係を生ずるが爲めなり。而して此規定は國民經濟上重大なる影響を生ずるものにして、否株式會社の設立に關する法規の如く經濟組織の發展を左右する法律は他に其類を見ざるなり。議論は稍極端に失するの嫌なきにあらざれども、彼の英獨兩國に於ける銀行制度の相違は主として株式會社の設立制度を異にするが爲めならざる可らず。如斯株式會社の設立制度は頗る重要な經濟的意義を有するが故に稍詳細に説明するの必要あり。

獨逸現行法は會社の設立につき二様式を認む。發起人に於て株式の總額を引受ける場合を同時設立(Simultangründung)と云ひ(商法第百八十八條)發起人以外に株主を募集する場合を順次設立(Sukzessivgründung)と云ふ(商法百八十九條)。而して獨逸法にありては發起人の現物出資以外の株式につきて額面價額の四分の一を下らざる金額を現金にて拂込み(商法第百九十五條以下)且つ商業登記簿に登記して初めて株式會社成立し、自己の名義を以て營業することを得る旨規定せらるゝが爲めに、英米と異つて同時設立の方法廣く採用せらる。現物出資を爲し、且つ定款

を作成する者を法律上發起人(Gründer)と稱す(商法第百八十七條)。發起人は必ずしも自ら株式全額を拂込むを要せず、但し此場合には登記以前に他に株主を募集して之に拂込を爲さしめざる可らず。此手數不便を省かんがために、獨逸に於ては發起人が必要なる株式全額を拂込む同時設立行はるゝを普通とす。

依是觀之、獨逸法に於ては、會社が法律上成立するには資本の調達なる經濟的行爲を條件とするの主義を採る。資本調達の方法に現物出資と現金出資とあり。而して此現金の調達は經濟學上特に起業金融(Finanzieren)と稱し法律には其用語例なければども經濟上頗る重要な意義を有す。發起人は現物及現金の何れをも出資すれども起業金融業者は必ず現金出資をなすものなり。

英米法は獨逸法と全く異り、少數の發起人が會合して會社の設立を宣言し、設立免許狀(Charter)を作成すれば、即時に會社は成立し、會社の名義を以て營業を開始することを得べく、發起人が最低額の拂込をなす以外には全く資本の調達を必要とせず、會社成立以後に於て資本を公募に附する順次設立の方法を採る。以上英米法と獨逸法とを比較して、何れの手續が堅實なるかは一目瞭然たるべし。蓋し

獨逸法は會社と取引する相手方の利益保護を目的とすればこそ、會社人格の付與に先立ちて資本の充實を強要するものなり。しかも又此規定あるがために發起人が一時に資本金全額を拂込む所の同時設立行はるゝ結果とはなるなり。

かく獨逸にありては同時設立主として行はるゝ結果、既に述べたるが如く、其銀行組織に影響する所尠からず。何となれば同時設立にありては發起人に於て巨額の資本を用意せざる可らず。従つて銀行業者が設立業務を取扱ふに至るは明かなり。銀行業者を措いては何人も同時設立に要する莫大なる資本を調達し得べからず。反之順次設立盛んに行はるゝ英米にありては、設立に際して全く資本を必要とせざるが故に、設立業務は銀行に於ける業務として發達せず、銀行の事務の外にあるを通例とす。即ち英國の銀行は預金銀行 (Depositbanken) なり。然るに獨逸佛蘭西にありては設立銀行又は證券銀行 (Gründungs- oder Effektenbanken) なるもの發達し、銀行業者は普通短期の貸付以外に設立業務又は起業金融業務 (Gründungs- oder Finanzierungs-geschäft) を擔當し、株式會社に對して資金の供給を行ふ。

然るに英米にありて設立業務を營むものは個人企業者、即ち所謂 Financiers 又は Merchants にして、彼等は普通に銀行業者と呼ばるゝことなし。何となれば銀行の本來の意義は、甲に供給すべき資金を乙より預金の方法にて蒐集するに在り。即ち貸方信用業務と借方信用業務とを結合し (die Verbindung aktiver und passiver Kredit-geschäfte)。一方に預金、他方に貸付を行ふものなり。約言すれば、貨幣資本商業 (Geldkapitalhandel) なり。然るに英米の Financiers は自己の資本のみにて營業し、預金業務を取扱はず。大陸の設立銀行又は證券銀行は廣く預金の引受をなす。即ち英米の如く銀行の業務と設立の業務との嚴格なる區別は大陸の設立銀行に見るべからざる所なり。

預金業務と起業金融業務とを結合するは重大なる缺點ありとして既に論争甚しかりし所なり。凡そ預金業務により短期の債務を負擔して得たる資金を、長期にして往々回收困難に陥ることあるべき會社設立に固定せしむるは、預金期間の長短は貸付期間の長短を決定す、てふ銀行經營の根本原則に背反するものと謂はざるべからず。勿論大陸の設立銀行は英國の預金銀行に數倍する自己資本を運用するが故に、自己資本を専ら設立業務に向け、預金は單に短期の貸付にのみ當て、

以て幾分其危険を免るゝことを得べしと雖も、しかも其範圍を確守すること難きを如何せん。

乍併、今日の實際としては株式會社の設立は、大體設立銀行の取扱ふものといふて不可なかるべし。否更に個人的企業を變更して株式會社に改むる場合の如きは主として現物出資行はるるが故に、殆んど貨幣資本を要することなきにも拘らず、屢々銀行の協力を煩はすを見る。蓋し銀行が起業金融に必要な上は、これと直接の關係を有する株式の發行(Emitteren)には尙更缺くべからざる機關ならずんばあらず。抑、銀行其他發起人は營利的に株式會社の設立又は組織變更に従事するものなれば、此際取得せる株式は永く所有せず、折を見て高價に賣却するを通例とす。されば起業金融は早晚株式の發賣を伴ふ。即ち證券を公衆に提供するに至るべし。從來學者は銀行の此株式發行に關する活動のみを重視し、二個の別々の活動を總稱して發行業務と名けたりと雖も、妥當の言にあらず。發行とは株式を一般公衆に賣却して前に放下せる資本の回收をなす、消極的の活動のみを指し、之に對する積極的の活動は即ち起業金融なり。兩者は截然と區別するを要す。

何となれば起業金融は普通發行を伴へども、常に必ずしも然らず。時として銀行は設立したる會社の株式を保有して世間に賣出さざることあり。即ち實際發行することを欲せざる場合もあるべく、又發行せんと欲するも能はざる場合もあるなり。株式を所有して其企業を支配せんと欲すれば、好んで發行を行はざるべく、又一般公衆が株式を引受くる意思なき時は、發行せんと欲するも能はざるべし。鑛山業の如く、晩成の事業、純然たる地方的の事業、又は海外の事業は後者に屬す。併し銀行が株式を發行して公衆に應募を勧誘する以上は、努めて其利益を大ならしめんと試みるは、營利的なる發行業務の性質として當然のことなり。

扱て企業が株式の發行の手續を経て成立する場合には、免る可らざる弊害尠からず。就中提供する株式の價值即ち企業の實質的基礎に就て充分なる説明を與へざるのみならず、時としては老獪なる手段を弄して公衆を瞞着せんとすることあり。例へば個人經營の工場を株式會社組織に變更する場合の如く、現物出資の行はるゝに於ては是非共之を評價せざる可らず。然るに此評價は容易の業にあらざるがため、自ら獨斷に流るゝの弊あるのみならず、發起人は殊更高く評價して

成るべく多數の株式を作出さんとする傾あり。凡そ評價の標準となるものは先づ前數年間に於ける平均純益なり。しかし此純益は人爲的に釣上ぐることを得べく、又縱令人爲的に釣上げざる迄も、特に純益多かりし二三年度の後を擇んで株式を發行するの道なきにあらず。又貯藏原料品及精製品の評價につき正鵠を得ることも決して容易の業にあらず。或は株式資本を過大に見積り、或は一時的の利益により株式の相場は法外の高値を示すことあり。何れにせよ一旦株式を發行せる後に至りて忽ち相場の大暴落を演ずること頗る多し。以上の弊害は殆んど凡ての會社設立につき過大資本を行ふを例とせる米國に於て最も甚しとなす。米國にて普通に發行する株券は優先株及普通株なり。前者は略々企業の入質に相當すれども、後者の大部分は所謂「水割株」にして異常の好景氣にあざれば配當金を得ること能はず。即ち現物出資を法外に高く評價するがために損失を被り且つ虚偽の契約及報告に欺かるゝものは獨り株主のみなり。獨逸にありては設立手續の審査及發起人の責任に關し商法に嚴格なる規定存するがために、是等弊害の抑壓に貢獻せし所大なりと雖も機械、商品原料等現物出資の評價を勝手

にする餘地尙廣く、後日に至りて高値に過ぎしを發見すること珍しからず。殊に經濟的成敗の豫想し難き事業の設立に當りては、此危険甚し、例へば事業財産中に新特許權の價格を著しく高く計上するが如し。

されば新企業に参加することは非常に危険にして、若し株主が企業内部の事情に精通せざるに於ては賭博と何等選ぶ所なかるべし。しかも、かゝる企業が資本を吸収する手段は頗る巧妙を極むるものあり。例へば英米に於て屢々行はるゝが如く、一般公衆の應募を勧誘する目論見書中に高額の配當金を示す時は如何に不健全なる會社も容易に資本を蒐集し得べく、株式は額面以上に發行せられ、其プレミアムは結局發起人の利得となるべし。殊に極端なるものはプレミアムを一時間配當に當て更にプレミアム付にて新株を發行し資本を増加するものあり。しかも此等は再三再四此方法を繰返す内に遂には破綻の悲運に際會するに至る。英米兩國に在りては株式會社の取締規定貧弱なると民心投機に富むがためかゝる實例は、獨逸に比して遙かに多し。

要之以上諸現象の起る所以は全く一般公衆が輕信にして投機を好み且つ配當

慾に熱中するがためならずばならず。數年前獨逸の加里工業に於て從來久しく盛んなる過大資本行はれたるにも拘らず、尙新工場は續々として設立せられたるを見て、新會社設立の如何に容易なるかを知るべし。會社が損失を被りたる時其最終負擔者は株主となるべき公衆なり。故に公衆は自ら企業の状態を調査すべきものにして、國家に放資の安全を保證せしむるを得ず。國家はたゞ不正行爲の防遏に努め、發起人の責任を重くし、併せて公衆をして出來得る限り事業の内容に精通せしむるの方策を樹つべきのみ。

國民經濟上株式會社の短所と目すべきは、發起人の中に或は公衆の輕信を利用し、又は配當慾を當て込みて、投機的に株式會社を起すを職業とし、成るべく巨額の配當を以て公衆を誘惑し、遂に株主をして會社と運命を共にせしむるが如き惡辣なる手段を採るものあること是なり。勿論健實なる銀行は所謂發行信用の喪失を恐れて、かゝる暴舉に出でざるべし、そは一旦信用を失はんか將來其銀行が再び會社の設立をなす場合に思慮ある資本家は之を回避すべければなり。

尙國民經濟的見地より看過すべからざる一大弊害は、株式會社の設立が全く生

産擴張に對する社會の需要を顧みず、單に時々の株式發行の景氣に支配せらるゝこと是なり。例へば市場一般に好調を呈すれば起業盛んにして資本の需要頓に増加するが如し。就中獨逸の如きは、發起人が資本金の全額を拂込むを要するが故に銀行が發起人たらざる限り、發起人は銀行の信用に依頼せざるべからざるを以て其關係一層顯著なり。但し其調節として、獨逸にては好景氣の場合には銀行の割引率を引上げて資本の供給を減少し、好景氣の期間を短縮せしむるなり。何れにしても株式會社の設立過剰は恐慌促進の弊あること疑を挾むの餘地なし。依是觀之證券資本主義の時代に迫んで遂に個人の營利心は國民經濟に於ける資本形成上決して最上の調節者にあらざることを明かなれり。何となれば發起人は企業の實際收益よりも寧ろ株式發行の利益を期待し、株式の發行は動搖常なき資本市場の景氣に支配せらるゝを以てなり。然れども此故を以て社會主義の理想とする所の如く生産並に需要を悉く上よりの支配調節に屬せしむる場合に最上の効果を擧ぐべしとは未だ決して信する能はず。吾人は今まで此の如き支配調節が成效したるの實例を知らざるなり(第四章參照)。

第六節 資本會社と取引所

吾人は説明の順序として取引所研究を爲さざる可らず。取引所は現今の國民經濟に於て株式會社と頗る密接なる關係を有する經濟上の一制度なり。株式會社及凡て證券制度の國民經濟的作用を闡明せんと欲せば須らく夫等の取引所に對する關係が如何に密接なるかを了解するの必要あり。勿論、凡ての株式が悉く取引所に上さるべきに非ざれども株式の大部分即ち一般公衆の間に分散さるゝものは概ね此取引所の賣買に附せらるゝなり。抑々取引所は證券の轉帳を媒介する市場にして總ての市場中最も集中せる者なり。證券市場は國民經濟上特殊の意義を有するがため、國家の干渉を受くる所多く、證券の如きも官廳の允許を得るに非ざれば公然と市場にて取引するを得ず、又市場にて取引せらるゝ證券については日々公定相場を公示せしむ。此相場表は證券所有者にとりて甚だ重要な意義を有す。蓋し、之あるがために事業に投せられたる資本が事實上動化するに至ればなり。即ち證券は常に此表に記載せらるゝ相場を標準として賣買せら

るゝが故に放資も回収も共に頗る自由となり大資本の蒐集も初めて可能となる。然るに取引所にて取引せられざる株式の持主となる者は單なる資本家たるを以て足れりとせず、其事業に關し相當の識見を備へ、其の上相當の期間自己の資本をその事業に固定せしむることを厭はざる者ならざるべからず。かくては巨額の資金を集むること絶對に不可能と言ふて可なるべし。株式制度と取引所とが結合せる結果、大資本の集中が、事業に固定的放資の目的を以てせられず、たゞ相場の変動の開きを利せんとする投機心より來るは特筆すべき値あり。實に株式は利息の一定せる社債に比して相場の変動甚しく、投機の目的物として頗る適當なり。而かも此株式投機が株式會社の國民經濟的意義に對して影響する所は甚だ大なるものあり。かの株式會社の危険及弊害の大部分は實に株式會社と取引所との關係——正確に謂はゞ取引所投機との關係——に原因するものとす。既に述べたるが如く、會社の株主となる者が、永く或事業に資本を固定して眞面目に其事業より生ずる利潤の分配に與らんとはせずして、株式市場の動搖に乗じて利益せんとする所に株式會社の弊害は存するなり。乃ちかゝる株主は企業の堅實な

る發達鞏固なる指揮經營に就いては些の利害を感せず、株式取得の後は只管相場
の暴騰の速かならんことを希ふのみなり。而して騰貴すれば直ちに賣却して利
益を獲得す。又遂には同時に多數企業に就て之を行ふことあり。従つて時とし
ては自己の利益に添ふべく相場を操縦することあり。賣方が吉報を齎して市價
を釣上げんとし、買方は悪報を流布して相場を下落せしめんと努むるが如し。又
屢々直接に事業の經營に容喙せんと試むることなきにあらず。就中投機業者が
一時株式の過半數を買占めて、會社を支配するが如き場合には最も容易に行はる
ゝなり。米國の大資本家が多數の株式會社を支配して利益を壟斷するは全く此
方法に依るものとす。先づ自らが現在大株主なる場合には豫め成績良好なる貸
借對照表を公示し、多額の利益を配當し、合併説の如き有望なる噂を傳へて相場を
釣上げ、此に持株を賣放ちて莫大なる利益を納め、後、徐ろに相場引下げの運動を試
みて、能ふ限り廉價に前の株の買戻をなす。かゝる場合犠牲者となるものは普通
小株主なり。

勿論吾人は、米國に於て、如何なる程度迄株式の相場が人為的に弄ばれつゝある

かを追求するは此際無用の業に屬すれども、少くとも米國の大富豪が巨萬の富を
致したる所以のものは、商工の實業に従事したるが爲めにあらずして、取引所投機
の結果たることは特に注意せざる可らず。しかも、かゝる大富豪は其莫大なる所
得と企業の支配權とを利用して益々多方面の事業に勢力を扶植しつゝあるなり。
戦前に於ける彼の石油トラストの幹部連の如きは其適例なり。彼等は先づ最初
に銀行と保險會社とを支配權内に置き、更に其資本を以て順次、鐵道、市街鐵道、瓦斯、
水道、鑛山、金屬賣買等の諸事業を支配するに至りしなり。斯くて此資本家團體の
勢力は破竹の勢を以て増加し、現今スタンダード石油會社の少數幹部の支配せる
資本額のみにて、正に全米國富の九分の一即ち百貳拾億弗に達せりと云ふ。然
るに戦時中此一派の經濟上の勢力は、モルガン一派の金融的支配に壓倒せられ、今
やモルガン一派は米國最大の資本團體となり、従つて政府並に其政策に對し偉大
なる勢力を及ぼすに至りたるは民主國たる米國に於ては固より怪むに足らざる
所なり。然れども米國民が此の如き金融上の支配權を少數者の手に歸せしめた
るは特筆すべきことにして、而もこれ此等資本家が國民に自由と自決權の假面を

與ふるの途を理解せるに基くものす。

獨逸にありても取引所の投機は頗る盛んにして、豫想以上に廣く國民の諸階級の間に行はれつゝあり。而して其代表的人物は投機取引の國民經濟上必要なる所以を論じて曰く、投機取引は物價をして平準を得せしむ。此說商品取引所に於ける商品投機に就ては稍當れり。然れども證券投機に就ては全然無意味なり。一週間或は一ヶ月の如き短期間に於ては、投機取引の爲めに株式價格の動搖少くなること事實あるべけれど、長期に亘りて觀察すれば反對に、株式投機に依つて騰落の差を大ならしむるの結果となる。何となれば投機は經濟生活に免るべからざる好景氣不景氣の波動を大ならしむればなり。通説は株式の値段高きを以て國民經濟上有利なりとなすが如しと雖も、吾人は須らく此謬見を斥けざる可らず。國民經濟の利益より云へば實際事業に投じたる資本が少くとも國內の平均利潤率に相當する利益を擧ぐることを得れば即ち足れり。若し然らざれば資本は收益の小なる事業より收益の大なる事業へ移動すべきなり。實際收益にして同一なるに於ては其企業の株式が額面の二倍或は三倍に評價せらるゝとも國民經濟

上眞の富は更に増殖するものにあらず。又同一の理によりて個人が額面の二倍にて買入れし株式を三倍にて轉賣するとも國富はために毫も増加するものにはあらざるなり。

かく取引所を通じて不勞所得を獲得する機會が與へられしより株式投機は著しく促進せられ、到底國家の力を以て之を抑壓し難きに至れり。實際株式投機の大半が賭博遊戲に過ぎずとせば、嚴重なる法律を設けて株式投機に制限を加ふるとも、別段國民經濟的損失有る筈なけれども、唯恐るべきは其制限に依りて國內に營まるゝ投機取引が國外に於て行はるゝに至ること是なり。吾人は獨逸の資本を以て外國の證券市場を肥やし、多額の銀行準備金を國外に驅逐し、外國の市場に於て損失を生ずることあらんよりは、寧ろ國內の取引所に於て嚴重なる法令監視の下に證券を賣買取引せしむるを以て得策なりとなすものなり。

取引所投機と關連して興味あり且つ困難なる問題は法律上株式額面金額の最低限度は幾何となすべきやの問題なり。此點に就て各國の法律は頗る多種多様なり。先づ獨逸は一株の最低金額を壹千馬克とし、且つ瑞西と異りて全部の拂込

を終了せるに非れば新株の發行を許さず。但し公益事業を目的とする非營利會社及植民會社に限り二百馬克のものを發行することを得せしむ。從來、獨逸には百ターレルの株式普通に行はれしも、千八百七十年代の初めに多數不健全なる會社設立せられしかば、其最低限度を現今の如く引上げしなり。これ株式會社は非常に危險的分子多き企業組織なるが故に小資本家を株式投機に關係せしめざるを可なりと信じたるが爲めなり。然れども經濟的先進國は何れも遙かに小額面の株式發行をなしつつあり。例へば英國にては一磅の株式普通にして、十志のものなきにあらず。米國には一弗の株式さへ行はる。此問題に付ては既に數年前獨逸帝國議會にて株式金額最低限の引下げが妥當ならざるやの問題起れる時、獨逸銀行の頭取、ゲオルグ・フォン・ジーマンス氏が賛意を表したる事實あり。又是には相當有力なる實際的根據も存在したりしなり。固より引下げを許すとして、百馬克以下の株式の發行は不可なるべく、又今日の千馬克は戰爭以前の百馬克の購買力をも有せざることを考へざるべからず。併しながら小額株式の發行が投機を促すものとなすが如きは、其理由甚だ薄弱なり。現に千馬克を最低限度とせる

に拘らず、取引所に於て投機取引に従事せんと欲するものは何人も殆んど欲するが儘に之を行ふことを得るなり。其方法に種々あり。惡德銀行が株金の數パーセントに當る小額の拂込を以て株式を取得することを得せしめ、經驗乏しき小資本家を誘惑することあり。又限月取引 (Uhinngeschäft) と稱し、差金の受渡に依つて賣買を完了する方法あり。非商人は此限月取引に従事することを得ざる規定なるも實は頗る盛んに行はれつつあり。又株式相場の著しく下落せるものを取扱ふ時は僅か數百金を以て多數の株式を買入るゝことも不可能にあらず。獨逸にて銀行の下級使用人等が好んで爲す所は即ち是なり。又獨逸の取引所にて行はずして取引税の廉なる外國市場に於て行ふ投機あり。特に南阿金鑛の十志株取引せらる。而も此種の投機は從來最も重要なりしものなり。以上の如く苟くも投機の意味あるものは殆んど自由に投機取引を行ふことを得べし。而して株式金額の最低限を百馬克に引下ぐることは貨幣價值の低落甚しき現今の獨逸に於ては最早不適當なるも、經濟關係の安定せる其他の諸國に於ては株式金額の最低限が餘りに高きは不可なりとす。斯くて現在よりも多數の人々をして確實なる

放資の機會を得せしめ、漸次資本家と無産者との階級對立を多少なりとも調和することを得べく、又無産階級をして有産階級の列に加はらしむるに至るべし。

獨逸にありては未だ米國に於けるが如く労働者が其雇主たる會社の株主となりて株式危険を負擔し、甚しきは投機に従事するが如き事實なし。然れども一面より論すれば株式の所有が獨り少數富者の間に限らるゝことは決して望まじきことにあらず。普魯西の如きは數年前の統計に依れば株式所有者は所得稅納税者の約二パーセントに過ぎざる有様なり。今少しく官廳が大企業の取締を嚴重にすれば既存の確實なる企業の株式は遙かに小資本家、殊に會社使用人にとりて格好なる放資物件たるを失はざるべし。近來屢提案さるゝ労働者株式 (Arbeiteraktien) を特に創始することが果して合目的なるやは疑なき能はず。今日獨逸及露西亞の労働者の如く誤れる經濟理論と政治理想とに迷ひて資本主義的組織に對し何等の理解をも有せざる場合には此の如き株式の利用せらるゝことなかるべし。先づ此理解を得るに於て始めて經營委員會 (Betriebsrat) 及労働者代表の監査役が有用となるなり。少くとも上級の労働者が幾分たりとも資本主義的思考を

なすに至らば其關係する企業に對し何等かの形式を以て自ら參加せんことを要望するに至るべし。

株式制度の普及に就ては戰前既に米國の發達が其要點を示したり。米國に於ては株式制度の基礎決して鞏固なりといふべきにあらず、會社法は整頓したるものにあらず、其上株式の投機は盛んに行はれて持株の危険頗る大なるにも拘らず株式購買者の範圍は遙かに廣汎なり。蓋し企業の經濟的關係安定となり、就中カルテル等の方法に依りて景氣の動搖に對抗すること可能となる時は株式所有は一般公衆の放資方法として適當なるに至るべし。殊に現今は配當率の變動極めて少き確實なる會社數多あり。かゝる會社の株式を持つは信用ある外國國債の所持よりも危険少きことは双方の利廻を比較計算して自ら明かなり。然るに現に獨逸に於ける大銀行、電氣會社、鑛山會社、汽船會社、化學工業會社の株券は漸く五分の利廻に當るのみ。されば此等は戰前獨逸の小資本家の好んで放資の目的物とせる確實なる外國の國債及鐵道株と其利廻は略同一なり。而かも右は最有利なる時期に於て比較的低廉に購入したるものと假定しての事なり。

實に獨逸に於ては經濟的政治的狀態不良にして、貨幣價值低落し、一切の經濟關係不安なるが爲め凡て經濟生活、從つて又株式會社への参加も從來に比し遙かに冒險的投機的となり、株式投機も亦異常の増加を示したり。之を如何にして制限すべきかは確實安定を歸趣とする經濟政策の難關にして未だ之に對して採るべき手段見出す能はず。且此問題の解決には一國の政策のみにては足れりとせず、廣く國際證券市場が協同一致の歩調に出づるを必要とするが故に一層の困難を覺ゆるものあり。

第七節 最近に於ける資本會社の發達——利益共同組合及持株

資本會社の發達するにつれ、企業者の代りに企業が國民經濟の要素として重要な位置を占むるに至れり。そは勿論指揮者の人格、才能、知識が無用なりとの謂にあらず。否企業の規模愈々廣大と成れるがため、却つて其監督、經營及組織に適當せる人物を得ることの必要と困難益々甚しきものあり。然れども其企業の經營

に當るものは通例企業者にあらずして企業の使用人たるに至れるなり。これ即ち吾人が企業本位なりと云ふ所以なり。此非人格的資本主義は證券制度の發達と共に着々として進展しつゝありしが、最近に至り特に注意すべき一新傾向を加へたり。即ち證券資本主義の根本原則を應用して多數企業間に事業の危険及利益を分擔せしめんとする企圖あり。利益共同組合 (Interessengemeinschaften) 及持株 (Beteiligung) の制度之にして利益共同組合に就ては既に第一章第六節に於て説明したり。此は縦及横の集中を目的とし、即ち同種類の企業間に行はるゝ競争を制限し、又相互に倚賴する各生産過程間の連絡を密接ならしめ、斯くて獨立せる數個の企業の間にも完全なる形式に於て經費節約の原則を實行せんと努むるなり。又此利益共同組合は一面に於いて各生産事業の社會化を困難ならしむるの效あり。而も此社會化が實に獨逸國民經濟の外國に對する競争力に危険を生せしむることは吾人の最も恐るゝ所なりとす。

持株、即ち一企業が株式を取得して他の企業に参加することは廣く一般に應用し得べきものなれども、勿論此は主として會社企業に限るものとす。此制度は今

日既に十分なる進歩をなし、大株式會社にして恐らく他の會社の株主たらざるものなしと稱して誤なかるべし。持株の制度は大企業の集約的連鎖關係 (intensive Verflechtung) を生ぜしめ、國民經濟に於ける危険を均等に分配する制度なり。合併 (Fusionierungen) は二個以上の同種又は異種の企業の併合をなし、カルテル及トラストは産業上の競争を廢止すること既に述べたるが如し。持株は是等と異り多數企業間に種々雜多の關係を生じ得べき一個の組織上の原則なり。

持株の額大なれば大なる程其關係密接となるは當然にして、他の會社の株式資本の一小部分の所有は其會社の内情を察知する目的を有することあり。或は單に原料供給者又は製品加工者の利益に與かる目的を有するに止まることあり。併し大株主となる目的は既に或程度迄會社に權勢を振はんとするに在るを常とす。進んで會社株式の過半数を所有するに及びては其勢力頗る強大なるものあり。米國に於て所謂「支配」(Kontrol) と稱せらるるもの即ち是なり。此「支配」は米國のみに限らず、近年は獨逸に於ても頗る頻繁に行はるゝを見る。扱て會社を支配するに當りては必ずしも其株式の實際過半数を所有するを要せず。蓋し全部の

株式が株主總會に代表せらるゝものに非ざればなり。米國にありては株式を普通株と優先株とに分類し、普通株に限り議決權を付與するが故に比較的少數の株式を以て會社を支配することを得べし。

又屢或會社が他の會社の株式の全部を所有することあり。此場合には對外關係に於ては殆んどフージョンと等しくたゞ何時にても其關係を解除し得る點に於て異なるのみ。此場合に於ては或會社は他の會社の證券資本 (Effektenkapital) のみを有し、後者は表面法律上の獨立主體として存在し且つ物財資本 (Sachkapital) を所有するものなり。故に前者は他の會社の株式に對する配當を得るのみにして、夫等の會社の債權者に對しては直接責に任せざるものとす。以上の利益の外に合併の費用をも省略することを得るが故に或る會社が他の會社の株式の全部を所有することに依つて事實上合併と同様の目的を達すること屢あり。かゝる法律上の効果あるがために或企業が例へば成敗不明なる新發明品の製造の如き事業を計畫する場合に自ら其營業範圍を擴張せずして、特に株式會社又は有限責任會社を新設して其株式を悉く所持する方法行はるゝに至る、所謂子會社 (Tochter-

gesellschaft) は即ち是なり。

持株は其目的の如何に依つて次の如く分類することを得べし。

第一。同種企業間の持株。これ企業と企業との間の競争を減少せんとするものなり。而して他の企業の株式を所有する額愈々大なれば其効果益々昂る。相互に相手方の株式を所有せる場合に於ては既に説明せる利潤配當付利益共同組合と全く同一の効果を收むることを得べし。而して此の如き方法は多數の利益共同組合に於て見る所にして例へば化學工業會社の大利益共同組合内に於て高級染料製造會社、カゼラ商會及カレ株式會社の間に行はるゝ小組合の如し。

第二。相互取引の關係にある企業間の持株。即ち一企業と其原料を供給する企業との間、又は一企業と其製品に加工する企業との間、若しくは一般に生産行程の各部を引受け従つて利害關係を一にする數個企業の間、に成立する所のものなり。此場合にも單純なる持株が利益共同組合となり、遂にはフージョンとなり、若しくは共同の生産業を起すに至ること屢々あり。例へばジーマンス・ハルスケット・シュツケルト株式會社とが共同して設立せる有限責任會社ジーマンス・シュツケ

ルト工場の如き此適例なり。

第三。銀行が起業金融をなしたる企業の持株をなすものあり。こは最近獨逸に於て行はるゝ設立業務と密接なる關係を有す。大銀行が株式會社の設立をなしたる後直ちに株式を一般公衆に發賣すること不可能なる、彼の海外の事業、殊に鑛山業及事業の發達に時日を要する例へば鑛山業(加里及石油)、鐵道業又は土地會社等につき行はるゝ所なり。固より經營の堅實なる銀行は本來かゝる事業には自己資本の内より放資すべきものにして他人より預かれる資金を固定せしむ可らざるものなれども、しかし多くの銀行は盛に之を行ひ、就中石油業に就て著しきものあり。

第四。持株の最も重要なものは子會社の場合なり。其關係は恰かも銀行が自ら起業金融を圖れる企業の株券を所有すると同一なり。抑々現時新會社の設立に關係するものは獨り銀行業者のみに限らず事業に依りては或特別の需要に應ずるがために自ら子會社を設立し其株式を引受くる會社あり。就中電氣事業に其實例頗る多し。近世に於ける電氣工業の偉大なる進歩ありしより大なる電

機製作會社は製造業(Fabrikationsgeschäft)と共に所謂企業業務(Unternehmensgeschäft)を稱して各地の電燈及電力事業を設立するに至りぬ。而して此設立は必ずしも註文を待つことなく、最初より自己の計算にて爲すこと多し。かくの如き場合には大抵此新事業は獨立の一會社として成立す。而して其新會社の株式は少くとも一定の期間公募に附することなきが故に電氣工業に従事する大工場は此種の子會社の株式を所有すること多し。大鐵道敷設會社が内外諸國の輕便鐵道の建設に従事する場合も亦同一にして概ね新たに株式會社を組織し敷設會社が其株主となる。更に往々外國に支店を設置する場合に子會社の關係を保ち獨逸本國にある本店が其會社の株主となることあり。米國の關稅法、英國の特許法の如きは此等の國に獨逸の工場を設置せしむるに與つて力ありし所にして、現今此等諸工場は獨逸の本工場よりも隆盛なる例少からず。

近來一般の傾向として最新の技術、最新の製法を實地に應用せんとする時は特別に子會社を設立し之に全部を一任する方法を採るに至れり。此際親會社の子會社に對して負擔する危險は最初豫想せる投資額を限度とし、又兩者の經營は全

然獨立せるが故に親會社の貸借對照表及營業報告中に新企業の成績を報告するに當りては、唯純損益のみに就て爲せば即ち足れり。他方親會社の株主は全然子會社の經營に容喙するの權能なきものとす。

現今持株の制度は或種の産業にありては頗る重んぜられ、大企業の有する持株は金額の點よりするも收益の點よりするも遙かに固有の事業に投せる資本を超越るものあり。然るに此等は概して持株より生ずる利益と自營の工場より生ずる利益とを別々に發表することなきは甚だ遺憾とする所なり。例へばルード井ツヒ・レーエ株式會社は其貸借對照表上、土地、建物、經營設備、原料及製品は僅かに千二百二十萬馬克にして證券及持株は二千十萬馬克に上り、而も之に對する資金は資本金一千萬馬克及社債八百萬馬克に過ぎず。又エルベルフェルドの光澤素製造會社の貸借對照表に於ては土地五百五十萬馬克、貯藏品六十萬馬克なるに對して永久的持株八百六十萬馬克、有價證券一千六百十萬馬克の巨額に達し、其資本金は一千五百萬馬克に止まる。毛絲紡績工場シュテール株式會社は資本金一千二百萬馬克、持株額は總計一千三百萬馬克、主として米國に在る分工場の株式なり。

之に對して自營工場の事業設備は貸借對照表に於て約七百萬馬克と見積らる。又中には自己生産を全然若しくは大部分廢止して、其子會社をして經營に當らしむる企業あり。例へば彼のジーマンス・ウント・ハルスケ株式會社は其高壓電流機械の製造を悉く有限責任會社ジーマンス・シュツケルト工場に委ねたり。而して此持株より生ずる利益と自營の工場より生ずる利益とは一纏めとして發表するの不都合を演じつゝあるも、自營事業の利益は著しく少額なり。元のシュツケルト電機會社も二三の電機工場を残して他は皆其營業を廢し全部持株に改めたり。其内ジーマンス・シュツケルト工場の持分所有高は四千四百九十五萬馬克、同工場に對する貸付金三千五百萬馬克、其他の會社に放資せる額は合計四千九十萬馬克なり。

第五。單純に他の會社の株式を引受くる目的を以て設立せらるゝ會社にして所謂持株會社 (Beteiligungsgesellschaft) と稱せらるゝもの是なり。即ち此會社の唯一若しくは重要な目的は證券を所持して他の企業に参加することに存す。持株會社は營業の目的に依つて次の如く三種に分類することを得べし。然れ共屢々

一つの會社にして二個若しくは三個の目的を併せ有することあるを忘るべからず。

(一) 放資を求めつゝある資本家が利潤の多き若しくは危険の大なる企業の株主たらんとするに當りて直接に放資するよりも比較的少き危険を以て其目的を達せしむる方法なり。即ち利潤又は危険の大なる多數企業の證券を所有する特殊の持株會社を起し、其持分を資本家に提供するものなり。所謂放資會社 (Kapital-anlagegesellschaft) と稱せらるゝものにして、其最も發達せるものは英國の放資信託 (Investment-Trust) なり。

(二) 實際上又は法律上の原因により株式を直接一般公衆に對して發行すること能はざる企業の資本金を一般公衆より蒐集する方法なり。かゝる企業の株式を引受くるために獨立の會社を設立し、此證券引受會社 (Effektenübernahmengesellschaft) の株式及社債を更に市場に提供して廣く應募せしむるものなり。

(三) 前者と反對に各種企業の株券を流通市場より引上ぐるために必要な資金を一般公衆より蒐集する目的を以て、持株會社を設立し、斯くて自己の資本を用ひ

ずして其會社の下に統一せられたる事業に對して勢力を獲得せんとするものあり。米國に於て最も發達したる Holding companies と稱せらるゝ所のもの是なり。證券統一會社又は持株會社若しくは支配會社 (Effektenfestlegungs-, Haltungs- oder Kontrollgesellschaft) と名けて可ならん。

以上三種の持株會社は夫々英獨米の三ヶ國に於て特異の發達を遂げたり。獨逸佛蘭西白耳義及瑞西に在りては尙證券引受會社の外に放資會社並びに支配會社行はる。(其支配會社の適例としてヘルネ有限責任會社を擧ぐることを得べく、此會社はヒベルニア會社の株式の大多數を買收所持せんが爲めに特に設けられしなり。又最近大銀行の優先株を統一せんが爲めに設立せられたる工業證券銀行 Bank für Industriewert なるものあり。) 支配會社の最も盛んに設立せらるゝ米國にありては此支配會社を中心として全工業を統一し、以て獨占の利益を得んとするなり。實に現今の獨占的支配會社即ちトラストに至りて持株會社と獨占的同盟とが交渉を有するに至りしなり。

獨逸に於ける證券引受會社は實に世界稀に見る所の發達を遂げたり。殊に輕

便鐵道及電機會社に廣く行はる。蓋し大鐵道建設會社及電機會社が獨力にて前述の企業業務を營むこと能はず、取引銀行亦自己の資本を地方的電機工場及輕便鐵道に固定することを欲せざる時、銀行と工業會社とが相協同して一證券引受會社を組織し、其株式又は社債を隨時公衆に提供したるに始まれり。——一八九五年乃至一九〇〇年の好景氣時代には此種株券の賣行頗る良好なるものありき。——吾人は此手續を證券代位 (Effekensubstitution) と稱す。即ち持株會社が他より引受けたる證券と自己の證券とを差換へて市場に發行するなり。此證券代位によりて持株會社の背後にある工場及銀行は、輕便鐵道又は電氣事業に投下せる資本を容易に回收することを得べし。大鐵道建設會社及電機製作所が多數の持株會社を創設したる所以茲に存す。其對外的の主要なるものを擧ぐれば、電氣企業會社、電氣企業銀行、獨逸海外電機會社、鐵道收入銀行、鐵道證券中央銀行等あり。

然るに此證券引受會社は漸次企業資本集中の方面に活動を開始し、嘗に工場及銀行より補助せられし企業の證券を引受くるのみならず、進んで直接新企業に起業金融を爲すに至れり。於是乎單なる持株會社は金融會社となる。放資會社も

亦斯くの如き道程を採つて發達し來れり。かくて金融會社は發行銀行と相並んで重要な職分を盡し、絶對に證券を發行すること能はざる企業、若しくは一時之を發行すること能はざる企業に對して起業金融を爲すに至れり。例へば地方的の企業(電氣事業及輕便鐵道)完成迄に時日を要する企業、又は海外企業(電氣事業、鐵道、鑛山業)は即ち此種類なり。

是が延いて獨逸銀行制度の上に如何なる影響を及ぼしたるか、今此處には説明を加へざれども、上記種々の目的を有する企業の設立が此方法に依つて甚だ容易となりしは明かにして、獨逸電氣事業の發達、輕便鐵道の擴張、重要鑛産物加工方法の改良、海外事業に對する獨逸資本の放下の如き、いづれも戰前には此起業金融の新組織に負ふ所尠からざりしなり。且又此持株の新制度によりて各種企業間に密接なる利害關係を生せしめ、企業危険の減少又公平を生せしこと疑を容れず。即ち價格競争の當事者となるべき企業と企業との間に恒久的關係を導入し、又同種の企業が互に鬭争して相手方を打倒さんとする競争を削減するに與つて力あり。然れどもかゝる證券資本主義發展の新傾向に伴ふ多大の危険あることを看

過すべからず。所謂企業の箱詰(Verschachtelung der Unternehmung)は其主なるものなり。資本家が其貯蓄せる資本を放資するに當りて直接に事業を經營する會社の株式を所有せずして、唯種々なる相互に連結せられたる多數會社の複雑なる組織より其利潤を獲得することとなり、實際の事業に對しては極めて間接なる關係を有するに止まる。ために個々の資本家が經濟的活動の洞察及放資に對する利潤の豫測を妨害せらるゝことの甚しき、到底普通の株式會社に直接出資するに比す可くもあらず。此證券代位は其外に種々の弊害を生じ易きものなり。例へば貸借對照表の計算を曖昧にするが如き、又相互に連結せられたる會社と會社との間に債權及財産を移動せしむるが如き、又は此等の方法に依つて單純に帳簿上の利潤を獲得するが如き是なり。實にかゝる不正行爲のために公衆の損害を被れること幾度なるかを知らず。一面より見れば持株の方法によりて順次に他の事業を支配せんとすれば支配せらるゝ會社の議決權付株式の過半数を所持すれば足るが故に少額の資本にて能く大企業全體を左右することを得て、明かに事業界の統一、過度の競争排除に貢獻する所頗る大なりと言ふべし。然れども其反面には

少數資本家が比較的僅かの資本金を以て大企業の支配を恣にするの恐なきにあらず。米國に在りては既に之を實現して其弊に苦しみつゝあり。

資本會社の最近に於ける發展現象は、近き將來に於て明かに經濟政策的干渉及會社法の改正を必要とするに至りしが、此點に就ては次節に於て論ずべし。

第八節 資本會社に對する經濟政策上の諸問題

資本會社は其影響する所廣汎なるがために、法律は單に其權利義務の關係を規定せるのみならず、國民經濟的見地より諸種の規定を設く。其私法的關係に屬するものは會社企業と取引する相手方の保護を目的とし又經濟政策に關するものは先づ會社に参加せる資本家の保護を圖り、次に一般經濟生活に及ぼす大影響に就て取締を施さんとするなり。而して發起人、取締役及監査役の責任に關する規定、株主總會及貸借對照表の作成に關する規定は皆後者に屬す。此等經濟政策的規定の根本的標準とする所は事業の公開にあり。殊に株式制度の方面に於て公開をなすことは立法の歸趣と曰はざるべからず。抑々事業の公開は資本會社の

數増加し、之に關係する資本家も漸次多くなり、従つて此等の國民經濟に於ける勢力増大するにつれて、其必要益々痛切なるを覺ゆ。數千人の株主より成り、數千人の社債權者を有し、數千人の労働者を使用する企業は最早單なる私的事件にあらず、立派に公的性質を具有せり。然れども之を理由として國家の官吏に企業を指揮監督せしむべしとなすは穩當にあらず、寧ろ吾人は事業公開の方法に關して一層の研究を積まざる可らず。

少くとも大會社企業にありては監査役を廢し、國家の官吏をして之に當らしむべし、若し然らざれば監査役は今日の儘として別に検査役を任命すべしとの提案屢々あるも、現今の状態としては直ちに之を實行すること不可能なり。國家は之より生ずる責任の負擔に耐へ得べからず。斯くの如きは今日以上に事業を公開して初めて可能なる事實なり。又國家は之に先立ち適當の官吏を教育する必要あり、又近來頗りに英米の會計士 (Chartered accountant, Audit Companies) を模倣して一種の監督機關の設けらるゝを見る。即ち概ね大銀行と連絡を有する會計監査業 (Revisionsunternehmung) 信託會社 (Treuhandgesellschaft) によりて定期に帳簿の檢閲を爲

すものなり。しかし此方法に仍るも不正行爲を未然に豫防することは勿論、迅速に發見することだに不可能なりと言はざる可らず。即ち之を以てしても尙國家が進んで監査役の監督的職分を補ふの方策を講ずるを必要とす。乍併他方に監査役の責任感及注意心を高むるの方法に出づるは喜ばしき事柄なり。但し各監査役に一定の擔保の提供を命ずるの可否は問題なり。只監査役間に一定の分業を定むるが如きは有效なるが如し。商法第二百四十五條に「監査役ノ手當ハ利益ヲ以テ減價償却ヲナシ尙株主ニ少クトモ四歩ノ配當ヲナシタル殘額ニ就キテ定ムベキモノトス」と規定せるは純然たる強行法規にして定款を以て變更すること許さるるにも拘らず、監査役が企業利潤の如何を問はず一定せる多額の手當を保證せしむること頗る多し。又賞與金税を會社に轉嫁するが如きは許すべからざる所なり。

就中事業公開の上より見れば貸借對照表の作成及公示に關して根本的規定を設くるの必要あり。獨逸に於ける千八百八十四年の改正商法は諸外國の法律に比して著しく此方面の改正に留意したりしも未だ修正の餘地頗る多きのみなら

ず、殊に近來株式會社の發展は痛切に其必要を感じつゝあり。商法第二百六十五條——貸借對照表及損益計算書ハ株主總會ノ承認ヲ經タル後直チニ取締役之ヲ公告スベシ——の規定の如きは嚴格に施行せらるべきにも拘らず、頗る不完全なる貸借對照表を作成公告すること珍しからず。例へば損益計算書を省略し或は貸借金額の差額のみを一口に掲ぐるが如し。土地、建物、機械等の増減は常に精密に之を示し減價償却を明細に記述せざるべからず。

事業の種類に依り、適宜貸借對照表の形式を一定して其統一を圖り比較對照に便ならしむるも可なるべし。例へば大銀行が組合銀行間に共通のものを有するが如し。

殊に持株及證券代位制度の應用普及するに及んでは記帳法 (Bilanzierung) に關して一層精密なる規定を設くる必要あり。證券を所有する場合、如何にせば之を正しく記帳し得るかは議論の存する所なるが、要するに物的財と異りて證券は出來る限り低廉に見積るは必ずしも歓迎すべき事にあらざるが如し。最低價格に見積ることは證券の賣買を可能ならしめ、證券の賣却及投機取引によりて人爲的に

各營業年度の利潤を増大せしむるの結果となる。元來證券所有の場合には、物品所有に於けるよりも容易に貸借對照表の眞實性の原理 (Prinzip der Bilanzwahrlieit) を實現し得るの理なり。何となれば如何なる證券も大凡の賣價は判斷に難からざるべく、殊に取引所に於て取引せらるゝ證券は日々相場表に掲げらるべければ證券も縦令固定的のものと雖も、取得價格に代へて時價を貸借對照表に掲ぐることを得なければなり。

更に重要なるは貸借對照表中に證券の所有高を明示せしむる事是なり。現今會社は皆其資本の大部分を證券に放資し得るにも拘らず、法律は逐一其細目に亘りて報告することを要求することなし。例へば或會社の貸借對照表の如きは

| | | |
|----|-----|------|
| 借方 | 持株 | 若干馬克 |
| 貸方 | 資本金 | 若干馬克 |

と記せるのみ。

或會社が他の會社の證券を所有すること多ければ、法律は何れの會社の持株を爲せるかを明瞭に報告せしめざるべからず。殊に一種の株券の帳簿面價額が拂

込資本金の十分の一を超ゆる時は常に之を強要せざるべからず。或は此場合には他の企業の貸借對照表を添付して發表せしむるも可ならん。加之證券所有より生ずる利益と自己の本業より生ずる利益とは別口にして示さしむべきなり。

銀行持株會社及金融會社の如く持株を目的とせる者には、更に特別の規定を適用し、恒久的に所有する目的を有する證券と、次の營業期間内に賣却せんと欲する證券とを區別して貸借對照表に掲げしむべし。前者を持株勘定 (Beteiligungskonto) とし、後者を證券勘定 (Effektankonto) とし、更に拂込未済の證券は新起業勘定 (Konsozialkonto) とするも可ならんか。而して同種類の證券を所有すること自己の拂込資本金の十分の一を超過する會社は其證券の種類及金額を貸借對照表に記入せしめざる可らず。

勿論、以上の規定は云ふに及ばず、茲に説明せざる諸種の法律規定を以てしても到底持株制度より生ずる弊害を根本的に変除すること能はざるべし。然れども會社企業の進歩に従つて一方には益々其重要な度を加へ、他方には益々容易に達することを得るに至れる所の事業の公開主義 (Öffentlichkeit) を實現するにつき役立つ

つこと疑を容れず。而して此事業の公開主義は全國民經濟發展の普遍的大目的たる流通關係、就中投資關係の安全を保證すること、恰かも持株制度其自身と異らず。

其他株主保護の爲めに種々の規則を設くることを得べし。例へば貸借對照表に掲げられたる原料及商品在高の評價標準を營業報告に記載せしめ、或は監査役の報告も今日は單に取締役の報告を承認せるに過ぎざるものなるが、之に關して一層嚴密なる規定を置くも可ならん。更に株式會社の帳簿及貸借對照表の檢閲方法を改善するの餘地あり。獨逸に於ては檢査役は通例帳尻の金額を照合するに止まり、轉記の正誤をも調査せず、又送狀其他の通信書類と對照することもなし。吾人は寧ろ英國の一九〇〇年の新會社法に認めたるが如く政府の選任せる帳簿檢査役を各株式會社に常設し、隨時帳簿の檢閲を行はしむる制度を模倣するを適當なりと信ず。乃ち實際獨逸の多數株式會社は近來所謂信託會社の手により帳簿の監督を嚴重にし、使用人の不正行爲を防止しつゝ、あるも今尙一般的に行はるゝに至らざるが故に之を改めて國立の信託會社となすか、若しくは現今政府の任

命せる檢査役の義務を擴張せば可なるべし。

最後に勞働者は組織の如何を問はず大企業に於ては充分重要な地位を占むるに至りしが、此事は經營委員會 (Betriebsrat) 及び勞働者の代表者を監査役に選任することに依つて其目的を達し得べし。勿論此の如き新しき制度は漸次に之を行ふべきものにして、又之によつて企業者及勞働者が何れも惡意を懷かざることが證明せらるべし。即ち企業者に於ては重き法律上の強制を加へ、勞働者を出來る丈遠ざけんとするが如きことなきのみならず、又勞働者の側に於ては事業の經營と其繁榮とに同情を持つに至り、且つ無謀なる代表者を選任することなきのみならず、双方に於て排他的に自己の利益のみを最大ならしめんと圖るが如きことなきを要す。經濟狀態並に物價及賃銀狀態にして更に安定を得んか此經營委員會より種々有益なる制度が生れ出づべく、彼の不確實なる社會化計畫を實現するの要なかるべし。

然れども今日既に國家が大企業、殊に其共同組織及之に伴ふ發展の諸傾向に對して常に嚴重なる監督を施すの必要は益々増加するに至れり、而して勞働者が其

理想とする社會化を主張する場合に此點を輕視するは非常なる短見といふべし。大企業は社會化以外の方法にて公の監督を受けざるべからず。上記の貸借對照表に關する諸規定の外、既に米國に於て存するが如き産業局 (Industry) を設置する時は最もよく之を行ふことを得べし。今日の官吏中、國家の干涉を必要とする各種の經濟活動に關して適當の處置を採り得る丈の專門的知識を有するものなく、從つて經濟的發展を不斷に監視すべき特別官廳の設置は益重要となれり。然るに遺憾ながら從來毫も此方向に進むことなく、勞働者は其社會化計畫に執着して「總てか無か」 (Alles oder nichts) を叫びつゝあり。然れども此は決して有機的發展の途に非ずして、古來一の經濟組織が忽然解體して他の組織に代はるが如きこと全くなかりしなり。

第三章 産業組合

第一節 産業組合の意義

産業組合 (Genossenschaft) は會社企業と共に現今に於ける重要な共同經濟の一形態なり。産業組合の原語なるゲノツセンシャフトの觀念に付ては既に多數の見解存す。先づ法律學者の下せる定義より論評を試みんに通説は頗る廣義に解釋し、從つて凡ての同盟組合、カルテル、會社は悉くゲノツセンシャフトとなるべし。例へば獨逸組合法論の泰斗ギールケ氏は多數人を一團體に組入ること (die Verkörperung der Einheit durch die Vielheit) を以てゲノツセンシャフトの本質なりとし、國家及公共團體以外の獨立法人格を有する團體は總て之に包含せしむ。又産業組合法研究の専門家たるクリューガー博士は同様に廣き定義を與へて「産業組合は共同目的の遂行を期する人的團體にして資本的團體と相對立す」と。果して然らば合名會社、カルテル、同業組合は勿論のこと、聲樂會、撞球俱樂部に至る迄産業組

合たらずんばあらざるなり。否株式会社と雖も絶對的には資本團體にあらず、人的團體たるが故に之また産業組合なりと結論せざるべからず。

以上法律學者の下せる定義は毫も産業組合の經濟的意義を決定する所以にあらず。現在の状態に於ては組合の組織は極めて幼稚なるものなるが其内に尙經濟上の意義を發見することは必ずしも困難のことにあらず、而して其定義は實際の法制の定むる所と凡そ一致せしむるを得べし。最近に至り經濟政策的立法が一般に嚴格なる定義を排せんとするの傾向あるにも拘らず、偶々産業組合に限り與へたる定義は却つて經濟上其本質を明かにするの感あり。先づ獨逸に於ける一八六八年七月四日公布の「營利的及經濟的産業組合ノ私法的地位ニ關スル法律」によれば産業組合を定義して「組合員ノ定數ヲ限ラザル結社ニシテ共同的營業ニ由リ組合員ノ信用、營利若シクハ經濟ノ發達ヲ目的トセルモノ」なりとし、次で一八八九年五月一日公布の改正法律は信用の發達も亦經濟發達の一方面に過ぎずとなし信用なる文字を削除せり。組合員の定數を限らざることは産業組合の根本的要件にあらず。乍併、組合員が絶へず出入して其持分動搖し常に組合資金を増

減し得るてふ事は經濟上頗る重要な意義を有するなり。

今産業組合を經濟的見地より嚴正に定義すれば「産業組合とは共同の事業經營に依り組合員の家事又は營利經濟の助成若しくは補充を目的とする經濟なり」と謂ふべきなり。

産業組合を會社の一特殊形態と觀るべきか、又は經濟上の會社即ち營利會社と産業組合とを對立せしむべきかは適切なる一問題なり。一般用語上、又就中經濟的關係に於ては産業組合を以て會社の一種と解せずして、其本質上全然異なる獨立の一形式として會社と相對立せしむるを可とするもの、如く、又斯くして始めて産業組合の本質が正確となるべし。經濟上の會社は常に最高の貨幣收益を目的とし、従つて常に企業なるも産業組合は決して然らず。却つて精密なる觀察を下せば産業組合は本來全く企業に屬すべきものに非ざること認むべし。會社企業と異なり産業組合は獨立の營利活動をなす組織に非ずして、組合員の私經濟活動を助成若しくは補充せんとするものなり。組合員の私經濟活動は時には最高の貨幣收益を追求することあるも、組合其物は決して營利を目的とせず。又全